

令和 6 年 5 月 2 2 日

令和 6 年千葉市教育委員会会議第 5 回定例会

[議案書（別冊）]

千葉市教育委員会

議案第 9 号

陳情について

令和 6 年 3 月 1 8 日付けで受理した陳情第 1 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



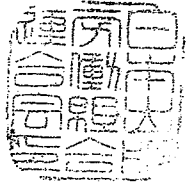
2024年3月12日

教育委員会 教育委員 殿

日本出版労働組合連合会

教科書対策部

部長 小森 浩二



2024年度における公正な教科書採択のために（陳情）

【陳情書の趣旨】

日頃の教育への貢献に敬意を表します。

貴職におかれましては、2024年度の中学校教科書採択に向けて、採択要綱の作成に取り組まれていることと存じます。つきましては採択過程の改善について陳情いたします。私たちの本意を真摯に受け止め、2024年度の教科書採択要綱に取り入れていただくよう強く要望いたします。

主なポイントは次のとおりです。

- 1、教科書採択のあらゆる過程において公開性を徹底すること。
- 2、実際に教科書を使用する教員の意見を最大限尊重すること。
- 3、調査研究委員会等に現場の教員を配置し、その意向を報告書に反映すること。
- 4、採択は、最終的に決定する教育委員の説明責任を明確にする方法で行うこと。
- 5、法定展示以外にも独自の展示会を開催し、保護者・住民等の意見を広く募集すること。



【本件連絡先】

日本出版労働組合連合会 教科書対策部

（担当：副部長 住田治人）

〒113-0033 東京都文京区本郷4-37-18 いろは本郷ビル2F

Tel.03-3816-2911 Fax.03-3816-2980

sumi@syuppan.net

陳 情 文 書 表

受理番号	陳 情 第 1 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 1 8 日
件 名	2024 年度における公正な教科書採択のために		
要 旨	1 教科書採択のあらゆる過程において公開性を徹底すること。 2 実際に教科書を使用する教員の意見を最大限尊重すること。 3 調査研究委員会等に現場の教員を配置し、その意向を報告書に反映すること。 4 採択は、最終的に決定する教育委員の説明責任を明確にする方法で行うこと。 5 法定展示以外にも独自の展示会を開催し、保護者・住民等の意見を広く募集すること。		
陳 情 者 住 所 氏 名	〒113-0033 東京都文京区本郷 4-37-18 いろは本郷ビル 2 F 日本出版労働組合連合会 教科書対策部 部長 小森 浩二 TEL 03-3816-2911		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 10 号

請願について

令和 6 年 3 月 26 日付けで受理した請願第 4 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



令和6年3月18日

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡 克彦 様

名前: [REDACTED]

住所: 千葉県市原市 [REDACTED]

令和6年度 件名: 調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、
推薦する様な選抜、文言、表記などをしない事を求める請願。

理由:

例えば千葉市の令和2年の教科用図書選定委員会議事録にて判明している内容。

『書写 教育出版、東京書籍が適している』

『歴史 東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる』

『地理 東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする』

『理科 推薦するとしたら大日本図書、啓林館、東京書籍と考える』

などと特定のメーカーの教科書を推薦したり絞り込む様な発言があります。教科書の採択権者は教育委員会です。採択会議前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦したり絞り込む様な事は不適切です。文部科学省からも例年

『調査員が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても採択権者が十分な審議を行う事が必要であり、必ず首位の教科書を採択、選定、又は上位の教科書の中から採択・選定する事とするなど、当該評価に拘束力があるかの様な取り扱いを行う事により、採択権者の責任が不明確になる事がないように留意する事』であったり『教育委員会の委員の皆様へ・教科書採択の留意事項について「調査員からの報告等を鵜呑みにしたり教職員の投票によって採択教科書が決定されたりするなど教育委員会の責任が不明確になるような採択の手続は適当ではありません。」』などと通知が発出されています。また東京書籍、三省堂、光村図書出版、教育出版は収賄事件を起こしていたり、第一学習者、新興出版社啓林館、教育芸術社は過去に隠蔽虚偽で問題が起きてます。教育上不正を犯す様なメーカーは避けて戴きたいです。また、特定のメーカーを選抜する様な問題提起は千葉市議会でもされておりますので下記の通り請願する。

願意: 1、採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしない事。



【陳情書】 2024(令和6)年度の教科書採択は、以下の内容を取り入れて実施すること

1、教科書採択のあらゆる過程において公開性を徹底すること

- (1)採択を決定する教育委員会をはじめ、調査研究委員会、選定委員会等を公開で行うこと。
- (2)上記の場合において、希望者が全員傍聴できるよう、最大限の努力を行うこと。傍聴者が会場に入りきらない場合は別会場を用意して審議内容の中継する、インターネットによる同時動画配信を行うなどの工夫を行うこと。
- (3)教科書発行者名は「A社」「B社」などとせず、実名を出して審議すること。
- (4)採択に関係するすべての文書（教育委員会の会議録、調査研究委員会の調査研究報告書、選定委員会等の選定理由書など）は会議後、9月1日を待つことなく、可及的速やかに公開すること。

2、実際に教科書を使用する学校および教員の意見を最大限尊重すること

- (1)見本の回覧については学校に留置される日数を十分確保し、教員（非常勤講師、免許外教員等を含む。以下同）が勤務校で調査研究できるよう保障すること。
- (2)教員が勤務時間内に展示会に行く場合は職免扱いとし、不利益扱いをしないこと。
- (3)学校票を実施して、教員が採択を希望する教科書が明示されるようにするとともに、その意向は教育委員会による採択の際に、最大限尊重すること。

3、調査研究委員会等に現場の教員を配置し、その意向を報告書に反映すること

- (1)調査研究委員会および選定審議会（委員会）に、学校の管理職だけでなく、実際に教科書を使って授業を行う教員を適切な人数配置し、その意見を報告書に反映すること。
- (2)調査研究報告書に、採択地区内の各学校の意向を記載すること。選定審議会（委員会）はその意向を最大限尊重して選定理由書を作成すること。
- (3)採択地区内の保護者・住民から公募により委員を委嘱すること。その際、文書による審査及び面接を行うなど、客観的で公正な基準を設け、それを事前に公表すること。

4、採択は、最終的に決定する教育委員の説明責任を明確にする方法で行うこと

- (1)教育委員会で採択の決定を行う際は、調査研究委員会及び選定審議会（委員会）の報告に示された選定・推薦を尊重し、それらに特段の問題のないかぎり、これに反する決定は行わないこと。
- (2)これらとは異なる決定を行う場合は、その理由を表明すること。
- (3)は1種ごとに、挙手等、各委員の意思が明示的に表示される方式で行い、無記名投票は行わないこと。

5、法定展示以外にも独自の展示会を開催し、保護者・住民等の意見を広く募集すること

(1)法定展示会

- ①できるだけ多くの保護者、住民等の閲覧を可能にするため、公民館等の閉館時間（おおむね午後9時）程度まで開催すること。
- ②土・日曜日および祝日も開催すること。
- ③会場にアンケート用紙を設置して保護者、住民等の意見を聴取し、教育委員会に報告すること。

(2)法定展示会以外の展示会

- ①保護者・住民等が教科書内容を知ることができるようにするため、法定展示以外にも独自の展示を行うこと。
- ②開催日およびアンケートについては、法定展示同様とすること。
- ③採択終了後も住民が容易にアクセスできる場所で通年展示を行うこと。

以上

請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 4 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 6 日
件 名	調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜、文言、表記などをしない事を求める請願		
要 旨	採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしないこと。		
請願者 住所 氏 名	〒[REDACTED] 千葉県市原市[REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 11 号

請願について

令和 6 年 3 月 26 日付けで受理した請願第 6 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



令和6年3月18日

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡 克彦 様

名前: [REDACTED]

住所: 千葉県市原市 [REDACTED]

【件名】 令和6年度

専門調査員による調査内容が採択権者である教育長や教育委員も把握出来るよう事務の改善を求め過去に違法があったメーカーの教科書を採択しないよう求める請願。

【理由】

文部科学省通知では『教科書の調査研究については必要な専門性を有し公正、公平に教科書の調査研究を行う事の出来る調査員を選任し、教科等毎に適切な数配置するなどの体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努める事』とある。一方、千葉市の現行の採択事務では専門調査員が詳細に調査した調査結果について、採択権者である教育長、教育委員は把握しないままに採択にのぞんでいる。こういった慣習もあり、2023年の大日本図書教科書汚職事件や2016年の三省堂、光村図書出版、教育出版、東京書籍4社の接待収賄事件が起きたとも言える。よって専門調査員による詳細な調査内容について、採択権者である教育長、教育委員が把握出来るよう採択事務の改善を求め、下記の通り請願する。

【願意】

1、専門調査員による調査内容について、採択権者である教育長・教育委員が詳細に把握出来るよう、千葉市教科用図書選定委員会による資料の作成方法を改善し三省堂、光村図書出版、教育出版、東京書籍らは採択しない事を請願する。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 6 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 6 日
件 名	令和 6 年度専門調査委員による調査内容が採択権者である教育長や教育委員も把握出来るよう事務の改善を求め過去に違法があったメーカーの教科書を採択しないよう求める請願		
要 旨	1 専門調査員による調査内容について、採択権者である教育長・教育委員が詳細に把握出来るよう、資料の作成方法を改善すること。 2 三省堂、光村図書出版、教育出版、東京書籍は採択しないこと。		
請願者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 12 号

請願について

令和 6 年 3 月 26 日付けで受理した請願第 7 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



令和6年3月18日

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡 克彦 様

名前: [REDACTED]

住所: 千葉縣市原市 [REDACTED]

【 件名 】

より多くの地域住民と保護者の参加を促しより充実した教科書展示会を実施し
過去に違法行為のあったメーカーの教科書を除外する事を求める請願。令和六年度

【 理由 】

教育関係者の教科書研究のためでもあり、地域住民や保護者の方々が子供のための教科書採択に真剣に取り組む活動の一環として教科書展示会は必須です。例年、教科書展示会に関して文部科学省から『広く地域住民の方々が展示会に参加出来るように工夫する事』と通知がなされております。千葉市においては例年工夫して開催をされていると思いますが地域住民、保護者の参加についてまだまだ十分とは言えません。むしろ自分の子供たちの使用する大事な教科書採択に参加出来るという事さえ知らない方々の方が多いです。参加機会のさらなる周知と拡充が今後の教育環境の質向上としても必要です。そして展示会来訪者が時間内で各科目膨大な教科書全てに目を通す事は物理的に不可能です。詳細に教科書を研究し安心を得るためには改善点や工夫が必要だと思えます。文科省に問い合わせたところ展示会での撮影は著作権などの関係から無理との事でしたが一定期間はネット公表するなどの便宜を図らなければ展示会現場へ行く事のできない保護者には目に触れない場所で教科書が決まってしまうという非常に不健全な状態になります。そして平成28(2016)年に現金授受などの収賄事件を起こしている三省堂、光村図書出版、教育出版、東京書籍の4社はこれから未来ある子供達に使ってほしくはありません。これらの理由から下記の通り請願する。

【 願意 】

- 1、教科書展示会の開催について更なる周知を図りまた開催時間を延長する事。
- 2、自宅等での詳細な研究を可能とするために写真等で撮影する事を許可する事。
- 3、インターネットに行政の責任のもと公表する事。
- 4、三省堂、光村図書出版、教育出版、東京書籍らは採択しない事を請願する。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 7 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 6 日
件 名	より多くの地域住民と保護者の参加を促しより充実した教科書展示会を実施し過去に違法行為のあったメーカーの教科書を除外する事を求める請願		
要 旨	1 教科書展示会の開催について更なる周知を図り、また開催時間を延長すること 2 自宅等での研究を可能とするため、写真等で撮影することを許可すること 3 展示した教科書の内容を、インターネットに行政責任のもと公表すること 4 三省堂、光村図書出版、教育出版、東京書籍は採択しないこと		
請 願 者 住 所 氏 名	〒[REDACTED] 千葉県市原市[REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 13 号

請願について

令和 6 年 3 月 27 日付けで受理した請願第 8 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



令和6年3月24日

千葉市教育長 鶴岡 克彦 様

千葉市緑区

令和6年度の社会歴史教科書を採択する時、公正であることに関する請願

請願理由

子供達の使用している教科書を見ますと正しい歴史認識と異なる記述があります。これは東京書籍のものが多くです。内容を訂正するか使用しないようにしてください。誤った歴史認識を学ぶことになってしまいます。ですが、昨今、採択は東京書籍が多くです。公正な判断をお願いしたく請願します。

以下、請願します。

[要望事項]

1. 公正な採択をするため教科書の展示会の実施をもっと市民に周知し子供達がどのような内容の教科書を使用し学習するかを教育委員会からもっと大々的にアピールして下さい。
2. 採択が公正であるため展示会で教科書の内容が気になり撮影したいと要望したが断られました。書き写すのは大変であり、内容を周りの保護者に周知したいのでSNS投稿等の規制を設けても良いので撮影できるようにして欲しいです。
3. 社会歴史の教科書は子供達が日本から世界に向けて活躍する人材育成の上で重要なことであると思います。昨今、千葉市では自由社や育鵬社などの教科書を使用している公立学校が少ないため公正な採択をお願いします。

以上



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 8 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 7 日
件 名	令和 6 年度の社会歴史教科書を採択する時、公正であることに関する請願		
要 旨	1 教科書展示会の実施をもっと周知し、どのような内容の教科書を使用し学習するのかをアピールすること。 2 教科書展示会において、教科書の内容を撮影できるようにすること。 3 自由社や育鵬社の教科書を使用している学校が少ないので、公正な採択をすること。		
請 願 者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県緑区 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 14 号

請願について

令和 6 年 3 月 27 日付けで受理した請願第 9 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



令和6年3月24日

千葉市教育長 鶴岡 克彦 様

千葉市緑区

令和6年度の社会歴史教科書を採択する時、公正であることに関する請願

請願理由

子供達の使用している教科書を見ますと正しい歴史認識と異なる記述があります。これは東京書籍のものが多いです。内容を訂正するか使用しないようにしてください。誤った歴史認識を学ぶことになってしまいます。ですが、昨今、採択は東京書籍が多いです。公正な判断をお願いしたく請願します。

以下、請願します。

[要望事項]

1. 公正な採択をするため教科書の展示会の実施をもっと市民に周知し子供達がどのような内容の教科書を使用し学習するかを教育委員会からもっと大々的にアピールして下さい。
2. 採択が公正であるため展示会で教科書の内容が気に入り撮影したいと要望したが断られました。書き写すのは大変であり、内容を周りの保護者に周知したいのでSNS投稿等の規制を設けても良いので撮影できるようにして欲しいです。
3. 社会歴史の教科書は子供達が日本から世界に向けて活躍する人材育成の上で重要なことであると思います。昨今、千葉市では自由社や育鵬社などの教科書を使用している公立学校が少ないため公正な採択をお願いします。

以上



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 9 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 7 日
件 名	令和 6 年度の社会歴史教科書を採択する時、公正であることに関する請願		
要 旨	1 教科書展示会の実施をもっと周知し、どのような内容の教科書を使用し学習するのかをアピールすること。 2 教科書展示会において、教科書の内容を撮影できるようにすること。 3 自由社や育鵬社の教科書を使用している学校が少ないので、公正な採択をすること。		
請願者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県緑区 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 15 号

請願について

令和 6 年 3 月 27 日付けで受理した請願第 10 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



令和6年3月24日

千葉市教育長 鶴岡 克彦 様

千葉市緑区

令和6年度の社会歴史教科書を採択する時、公正であることに関する請願

請願理由

子供達の使用している教科書を見ますと正しい歴史認識と異なる記述があります。これは東京書籍のものが多くです。内容を訂正するか使用しないようにしてください。誤った歴史認識を学ぶことになってしまいます。ですが、昨今、採択は東京書籍が多いです。公正な判断をお願いしたく請願します。

以下、請願します。

〔要望事項〕

1. 公正な採択をするため教科書の展示会の実施をもっと市民に周知し子供達がどのような内容の教科書を使用し学習するかを教育委員会からもっと大々的にアピールして下さい。
2. 採択が公正であるため展示会で教科書の内容が気になり撮影したいと要望したが断られました。書き写すのは大変であり、内容を周りの保護者に周知したいので SNS 投稿等の規制を設けても良いので撮影できるようにして欲しいです。
3. 社会歴史の教科書は子供達が日本から世界に向けて活躍する人材育成の上で重要なことであると思います。昨今、千葉市では自由社や育鵬社などの教科書を使用している公立学校が少ないため公正な採択をお願いします。

以上



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 1 0 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 7 日
件 名	令和 6 年度の社会歴史教科書を採択する時、公正であることに関する請願		
要 旨	1 教科書展示会の実施をもっと周知し、どのような内容の教科書を使用し学習するのかをアピールすること。 2 教科書展示会において、教科書の内容を撮影できるようにすること。 3 自由社や育鵬社の教科書を使用している学校が少ないので、公正な採択をすること。		
請願者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県緑区 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 16 号

請願について

令和 6 年 3 月 27 日付けで受理した請願第 11 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



■件名

令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。

■理由

とても参考になる資料がありました。東京都教育委員会作成の『令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)』です。

例を以下に抜粋いたします。

数学：『例、例題』『問、問題(小問)』の問題数の比較。

理科：観察、実験を取り上げている箇所数の比較。

道徳：情報モラルや現代的な課題を扱っている主な教材の数比較。

歴史：取り上げられている歴史上の人物の数比較。

公民：自由・権利、責任・義務について記述している箇所数比較。

この様に各教科書の特徴を数値によって分析しており歴史分野における歴史上の人物の取り扱い数が最大と最小で200以上も開きがあり数値で分析する事で教科書の特徴も明確になってます。そして『防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱い』『一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い』『北朝鮮による拉致問題の扱い』などの具体的な調査項目を設けて内容と質的な調査も実施しております。同様の調査は程度の差はあれども千葉県教育委員会作成の『県立中学校教科用図書の採択に関する調査研究資料』でも見受けられます。一方、千葉市の『教科用図書調査研究報告書』は抽象的な内容ですので上記と比べると充実していない事が明らかです。正確な情報や幅広い情報は学ぶ上で必要不可欠です。東京書籍は教育上必要な要素である項目が著しく少ない数値という偏った内容であり、帝国書院の歴史では『ポツダム宣言を日本は黙殺した』などという明らかな誤りを書いており教科書として不適格です。よって、公正公平な採択がされる様に下記の通りお願いいたします。

■願意

1、千葉市教科用図書選定委員会が作成する資料は他自治体の事例を研究し正確で子供達への教育に資する内容がいかにか書かれているか採択権者が数値データで判断出来る様に一層充実する事。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 1 1 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 7 日
件 名	令和 6 年度の千葉県教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。		
要 旨	作成する資料は、他自治体の事例を研究し、採択権者が数値データで判断できるように一層充実すること		
請願者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県緑区 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 17 号

請願について

令和 6 年 3 月 27 日付けで受理した請願第 12 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

写 請 願 書

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡克彦様

令和6年3月23日

千葉県市原市

【件名】

令和6年度の専門調査員からの調査内容を採択権者である教育長や教育委員が詳細に理解把握するために採択事務の改善を求める請願。

【理由】

文部科学省通知に『教科書の調査研究については必要な専門性を有し公正、公平に教科書の調査研究を行う事の出来る調査員を選任し、教科等毎に適切な数配置するなどの体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努める事』とあります。

しかし例えば千葉市の令和2年の教科用図書選定委員会議事録にて判明している内容。

『書写：教育出版、東京書籍が適している』

『歴史：東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる』

『地理：東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする』

『理科：推薦するとしたら大日本図書、啓林館、東京書籍と考える』

これでは千葉市の採択事務では専門調査員の詳細な調査資料や結果について採択権者の教育長や教育委員が内容や事実まで理解把握されてるとは言えません。さらに採用された東京書籍においては事件を起こしていたり帝国書院においては歴史事実と異なる表記をされてた過去もあり全く文部科学省通知にあるところの【必要な専門性を有し公正、公平】とは言えません。帝国書院に関しては令和3年の自由社の教科書が「警備の武士」を『武士というよりも朝廷や院を警護する官職として武官と呼ぶべき』で間違いであるとして不採用になっていたにも関わらず帝国書院の「警備する武士」も間違いであるはずだが検定は通っているという様な不可解な現実が起きており公正、公平とは到底言えない。また、東京書籍は平成28年現金授受事件が発覚していたり、大日本図書は藤井寺市事件で不当な利益供与を行い贈賄罪が確定したため令和5年に初の不合格処分されている様な会社です。専門調査員からの詳細な調査資料や内容もしく、それらを採択する教育長や教育委員自身が十分な理解や把握をし、より歴史事実と正確で、それらが生かされる採択事務への改善を求めて下記の通り請願いたします。

【願意】

1、専門調査員による調査資料や内容を採択権者の教育長や教育委員が詳細に理解把握出来るように千葉市教科用図書選定委員会による資料の作成方法を改善し、検定を通過しているとはいえ、不適格とも言える刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補に入れない事を請願する。もしくはその事件を起こした会社である事実や、歴史事実誤認表記という過去の事実も資料に明記し採択権者の教育長や教育委員が子供の未来、教育において妥当と思われる公正、公平な教科書採択をする事。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 1 2 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 7 日
件 名	令和 6 年度の専門調査員からの調査内容を採択権者である教育長や教育委員が詳細に理解把握するために採択事務の改善を求める請願		
要 旨	1 専門調査員による調査資料や内容を、採択権者の教育長や教育委員が詳細に理解把握できるように、千葉市教科用図書選定委員会による資料の作成方法を改善すること。 2 不適格ともいえる刑事事件を起こしたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補に入れないこと。もしくは刑事事件や歴史事実誤認表記という過去の事実も資料に明記し、公正・公平な教科書を採用すること。		
請願者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 18 号

請願について

令和 6 年 3 月 27 日付けで受理した請願第 13 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

② 請願書

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡克彦様

令和6年3月23日

〒[REDACTED]
[REDACTED]
千葉県市原市 [REDACTED]

■件名

令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については
他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に
採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。

■理由

とても参考になる資料がありました。東京都教育委員会作成の
『令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)』です。

例を以下に抜粋いたします。

数学：『例、例題』『問、問題(小問)』の問題数の比較。

理科：観察、実験を取り上げている箇所数の比較。

道徳：情報モラルや現代的な課題を扱っている主な教材の数比較。

歴史：取り上げられている歴史上の人物の数比較。

公民：自由・権利、責任・義務について記述している箇所数比較。

この様に各教科書の特徴を数値によって分析しており歴史分野における歴史上の人物の取り扱い数が最大と最小で200以上も開きがあり数値で分析する事で教科書の特徴も明確になってます。そして『防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱い』『一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い』『北朝鮮による拉致問題の扱い』などの具体的な調査項目を設けて内容と質的な調査も実施しております。同様の調査は程度の差はあれども千葉県教育委員会作成の『県立中学校教科用図書の採択に関する調査研究資料』でも見受けられます。一方、千葉市の『教科用図書調査研究報告書』は抽象的な内容ですので上記と比べると充実していない事が明らかです。正確な事実、知識、幅広い情報は学ぶ上で必要不可欠です。東京書籍は教育上必要な要素である項目が著しく少ない数値であるという偏った内容であり、帝国書院の歴史では『ポツダム宣言を日本は黙殺した』などという明らかな誤りを書くような教科書のため不適格です。よって公正公平な採択がされる様に下記の通りお願いいたします。

■願意

1、千葉市教科用図書選定委員会が作成する資料は東京都や他自治体の事例を研究して戴き、事実に沿い正確で子供達への教育に資する内容を数値化して戴き、その数値は高く良質と思われ望ましいのが自由社、育鵬社、令和書籍なので採択権者にはこの3社から採択をして戴く事を望む請願。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 1 3 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 7 日
件 名	令和 6 年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願		
要 旨	作成する資料は、他自治体の事例を研究し、教育に資する内容を数値化し、その数値が高く良質な自由社、育鵬社、令和書籍の 3 社から採択してほしい		
陳情者 住 所 氏 名	〒[REDACTED] 千葉県市原市[REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 19 号

請願について

令和 6 年 3 月 27 日付けで受理した請願第 14 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

書情陳写

千葉市教育委員会

令和6年3月23日

教育長 鶴岡 克彦 様

千葉市原市

件名：千葉市におかれましては令和6年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしない事を求める請願。

理由：令和2年の千葉市教科用図書選定委員会議事録に以下の様に表記されているので問題だと思えます。

- 『書写 教育出版、東京書籍が適している』
- 『歴史 東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる』
- 『地理 東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする』
- 『理科 推薦するとしたら大日本図書、啓林館、東京書籍と考える』

他にも市原市の例なのですが【令和5年第4回市原市教育委員会臨時会会議録 1 期日等 令和5年8月3日（木） 議会棟第4委員会室 開会 9時00分 閉会 14時00分 2 出席委員 林 秋田秀博 田村雅治 宮崎理恵】において選定委員会による調査研究報告書等の概要説明として教育振興部長から各教科ごとにあるう事が推薦という言葉が使われ絞り込まれている現実があります。以下、主要な科目について抜粋。

- 【国語：「光村図書」、「東京書籍」の2社を本市の採択候補として推薦させていただきます】
- 【社会：「東京書籍」、「教育出版」の2社を本市採択候補として推薦させていただきます】
- 【地図：「帝国書院」、「東京書籍」の2社を、本市採択候補として推薦させていただきます】
- 【算数：「啓林館」、「大日本図書」の2社を、本市の採択候補として推薦させていただきます】

などと特定のメーカーの教科書を推薦したり絞り込む様な発言があります。教科書の採択権者は教育委員会です。採択会議前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦したり絞り込む様な事は不適切です。文部科学省からも例年『調査員が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても採択権者が十分な審議を行う事が必要であり、必ず首位の教科書を採択、選定、又は上位の教科書の中から採択・選定する事とするなど、当該評価に拘束力があるかの様な取り扱いを行う事により、採択権者の責任が不明確になる事がないように留意する事』であったり『教育委員会の委員の皆様へ・教科書採択の留意事項について「調査員からの報告等を鵜呑みにしたり教職員の投票によって採択教科書が決定されたりするなど教育委員会の責任が不明確になるような採択の手続は適当ではありません。』』などと通知が発出されています。また東京書籍、三省堂、光村図書出版、教育出版は収賄事件を起こしていたり、第一学習者、新興出版社啓林館、教育芸術社は過去に隠蔽虚偽で問題が起きます。教育上不正を犯す様なメーカーは避けて戴きたいです。また、特定のメーカーを選抜する事の問題提起は千葉市議会でもされておりますので下記の通り請願する。

願意：1、採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをせずに教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしない事。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 1 4 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 7 日
件 名	千葉市におかれましては令和 6 年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしない事を求める請願		
要 旨	採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをせずに教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしないこと。		
請 願 者 住 所 氏 名	〒[REDACTED] 千葉県市原市[REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 20 号

請願について

令和 6 年 3 月 27 日付けで受理した請願第 15 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

令和6年 3月23日

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡克彦 様

千葉市中央区

件名：千葉市におかれましては令和6年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしない事を求める請願。

理由：令和2年の千葉市教科用図書選定委員会議事録に以下の様に表記されているので問題だと思います。

- 『書写 教育出版、東京書籍が適している』
- 『歴史 東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる』
- 『地理 東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする』
- 『理科 推薦するとしたら大日本図書、啓林館、東京書籍と考える』

他にも市原市の例なのですが【令和5年第4回市原市教育委員会臨時会会議録 1 期日等 令和5年8月3日（木） 議会棟第4委員会室 開会 9時00分 閉会 14時00分 2 出席委員 林 充 秋田秀博 田村雅治 宮崎理恵】において選定委員会による調査研究報告書等の概要説明として教育振興部長から各教科ごとにあるう事か推薦という言葉が使われ絞り込まれている現実があります。以下、主要な科目について抜粋。

- 【国語：「光村図書」、「東京書籍」の2社を本市の採択候補として推薦させていただきます】
- 【社会：「東京書籍」、「教育出版」の2社を本市採択候補として推薦させていただきます】
- 【地図：「帝国書院」「東京書籍」の2社を、本市採択候補として推薦させていただきます】
- 【算数：「啓林館」、「大日本図書」の2社を、本市の採択候補として推薦させていただきます】

などと特定のメーカーの教科書を推薦したり絞り込む様な発言があります。教科書の採択権者は教育委員会です。ですから、採択会議前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦したり絞り込む様な事は不適切です。文部科学省からも例年『調査員が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても採択権者が十分な審議を行う事が必要であり、必ず首位の教科書を採択、選定、又は上位の教科書の中から採択・選定する事とするなど、当該評価に拘束力があるかの様な取り扱いを行う事により、採択権者の責任が不明確になる事がないように留意する事』であったり『教育委員会の委員の皆様へ・教科書採択の留意事項について「調査員からの報告等を鵜呑みにしたり教職員の投票によって採択教科書が決定されたりするなど教育委員会の責任が不明確になるような採択の手続は適当ではありません。』』などと通知が発出されています。また東京書籍、三省堂、光村図書出版、教育出版は収賄事件を起こしていたり、第一学習者、新興出版社啓林館、教育芸術社は過去に隠蔽虚偽で問題が起きてます。教育上不正を犯す様なメーカーは避けて戴きたいです。また、特定のメーカーを選抜する事の問題提起は千葉市議会でもされておりますので下記の通り請願する。

願意：1、採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをせずに教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしない事。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 1 5 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 7 日
件 名	千葉県におかれましては令和 6 年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしていない事を求める請願		
要 旨	採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをせずに教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしないこと。		
請 願 者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県千葉市中央区 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 2 1 号

請願について

令和 6 年 3 月 2 7 日付けで受理した請願第 1 6 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



千葉市教育委員会
教育長 鶴岡 茂彦様

令和6年3月23日

千葉市緑区

【件名】

令和6年度の専門調査員からの調査内容を採択権者である教育長や教育委員が詳細に理解把握するために採択事務の改善を求める請願。

【理由】

文部科学省通知に『教科書の調査研究については必要な専門性を有し公正、公平に教科書の調査研究を行う事の出来る調査員を選任し、教科等毎に適切な数配置するなどの体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努める事』とあります。

しかし例えば千葉市の令和2年の教科用図書選定委員会議事録にて判明している内容。

『書写：教育出版、東京書籍が適している』

『歴史：東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる』

『地理：東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする』

『理科：推薦するとしたら大日本図書、啓林館、東京書籍と考える』

これでは千葉市の採択事務では専門調査員の詳細な調査資料や結果について採択権者の教育長や教育委員が内容や事実まで理解把握されてるとは言えません。さらに採用された東京書籍においては事件を起こしていたり帝国書院においては歴史事実と異なる表記をされてた過去もあり全く文部科学省通知にあるところの【必要な専門性を有し公正、公平】とは言えません。帝国書院に関しては令和3年の自由社の教科書が「警備の武士」を『武士というよりも朝廷や院を警護する官職として武官と呼ぶべき』で間違いであるとして不採用になっていたにも関わらず帝国書院の「警備する武士」も間違いであるはずだが検定は通っているという様な不可解な現実が起きており公正、公平とは到底言えない。また、東京書籍は平成28年現金授受事件が発覚していたり、大日本図書は藤井寺市事件で不当な利益供与を行い贈賄罪が確定したため令和5年に初の不合格処分されている様な会社です。専門調査員からの詳細な調査資料や内容もしく、それらを採択する教育長や教育委員自身が十分な理解や把握をし、より歴史事実と正確で、それらが生かされる採択事務への改善を求めて下記の通り請願いたします。

【願意】

1、専門調査員による調査資料や内容を採択権者の教育長や教育委員が詳細に理解把握出来るように千葉市教科用図書選定委員会による資料の作成方法を改善し、検定を通過しているとはいえ、不適格とも言える刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補に入れない事を請願する。もしくはその事件を起こした会社である事実や、歴史事実誤認表記という過去の事実も資料に明記し採択権者の教育長や教育委員が子供の未来、教育において妥当と思われる公正、公平な教科書採択をする事。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 1 6 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 7 日
件 名	令和 6 年度の専門調査委員からの調査内容を採択権者である教育長や教育委員が詳細に理解把握するために採択事務の改善を求める請願		
要 旨	1 専門調査員による調査資料や内容を、採択権者の教育長や教育委員が詳細に理解把握できるように、千葉市教科用図書選定委員会による資料の作成方法を改善すること。 2 不適格ともいえる刑事事件を起こしたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補に入れないこと。もしくは刑事事件や歴史事実誤認表記という過去の事実も資料に明記し、公正・公平な教科書を採用すること。		
請 願 者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県千葉市中央区 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 22 号

請願について

令和 6 年 3 月 27 日付けで受理した請願第 17 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書

写

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡 克彦様

令和6年3月23日

住所: 市原市

氏名:

【件名】

令和6年度の専門調査員からの調査内容を採択権者である教育長や教育委員が詳細に理解把握するために採択事務の改善を求める請願。

【理由】

文部科学省通知に『教科書の調査研究については必要な専門性を有し公正、公平に教科書の調査研究を行う事の出来る調査員を選任し、教科等毎に適切な数配置するなどの体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努める事』とあります。

しかし例えば千葉市の令和2年の教科用図書選定委員会議事録にて判明している内容。

『書写：教育出版、東京書籍が適している』

『歴史：東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる』

『地理：東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする』

『理科：推薦するとしたら大日本図書、啓林館、東京書籍と考える』

これでは千葉市の採択事務では専門調査員の詳細な調査資料や結果について採択権者の教育長や教育委員が内容や事実まで理解把握されてるとは言えません。さらに採用された東京書籍においては事件を起こしていたり帝国書院においては歴史事実と異なる表記をされてた過去もあり全く文部科学省通知にあるところの【必要な専門性を有し公正、公平】とは言えません。帝国書院に関しては令和3年の自由社の教科書が「警備の武士」を『武士というよりも朝廷や院を警護する官職として武官と呼ぶべき』で間違いであるとして不採用になっていたにも関わらず帝国書院の「警備する武士」も間違いであるはずだが検定は通っているという様な不可解な現実が起きており公正、公平とは到底言えない。また、東京書籍は平成28年現金授受事件が発覚していたり、大日本図書は藤井寺市事件で不当な利益供与を行い贈賄罪が確定したため令和5年に初の不合格処分されている様な会社です。専門調査員からの詳細な調査資料や内容もしかり、それらを採択する教育長や教育委員自身が十分な理解や把握をし、より歴史事実 zu 正確で、それらが生かされる採択事務への改善を求めて下記の通りお願いいたします。

【願意】

1、専門調査員による調査資料や内容を採択権者の教育長や教育委員が詳細に理解把握出来るように千葉市教科用図書選定委員会による資料の作成方法を改善し、検定を通っているとはいえ、不適格とも言える刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補に入れない事を請願する。もしくはその事件を起こした会社である事実や、歴史事実誤認表記という過去の事実も資料に明記し採択権者の教育長や教育委員が子供の未来、教育において妥当と思われる公正、公平な教科書採択をする事。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 1 7 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 7 日
件 名	令和 6 年度の専門調査委員からの調査内容を採択権者である教育長や教育委員が詳細に理解把握するために採択事務の改善を求める請願		
要 旨	1 専門調査員による調査資料や内容を、採択権者の教育長や教育委員が詳細に理解把握できるように、千葉市教科用図書選定委員会による資料の作成方法を改善すること。 2 不適格ともいえる刑事事件を起こしたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補に入れないこと。もしくは刑事事件や歴史事実誤認表記という過去の事実も資料に明記し、公正・公平な教科書を採択すること。		
請願者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 23 号

請願について

令和 6 年 3 月 27 日付けで受理した請願第 18 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡克彦様

令和6年3月23日

市原市

■件名

令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。

■理由

とても参考になる資料がありました。東京都教育委員会作成の『令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)』です。

例を以下に抜粋いたします。

数学：『例、例題』『問、問題(小問)』の問題数の比較。

理科：観察、実験を取り上げている箇所数の比較。

道徳：情報モラルや現代的な課題を扱っている主な教材の数比較。

歴史：取り上げられている歴史上の人物の数比較。

公民：自由・権利、責任・義務について記述している箇所数比較。

この様に各教科書の特徴を数値によって分析しており歴史分野における歴史上の人物の取り扱い数が最大と最小で200以上も開きがあり数値で分析する事で教科書の特徴も明確になってます。そして『防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱い』『一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い』『北朝鮮による拉致問題の扱い』などの具体的な調査項目を設けて内容と質的な調査も実施しております。同様の調査は程度の差はあれども千葉県教育委員会作成の『県立中学校教科用図書の採択に関する調査研究資料』でも見受けられます。一方、千葉市の『教科用図書調査研究報告書』は抽象的な内容ですので上記と比べると充実していない事が明かです。正確な事実、知識、幅広い情報は学ぶ上で必要不可欠です。東京書籍は教育上必要な要素である項目が著しく少ない数値であるという偏った内容であり、帝国書院の歴史では『ポツダム宣言を日本は黙殺した』などという明らかな誤りを書くような教科書のため不適格です。よって公正公平な採択がされる様に下記の通り請願いたします。

■願意

1、千葉市教科用図書選定委員会が作成する資料は東京都や他自治体の事例を研究して戴き、事実に沿い正確で子供達への教育に資する内容を数値化して戴き、その数値は高く良質と思われ望ましいのが自由社、育鵬社、令和書籍なので採択権者にはこの3社から採択をして戴く事を望む請願。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 1 8 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 7 日
件 名	令和 6 年度の千葉県教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願		
要 旨	作成する資料は、他自治体の事例を研究し、教育に資する内容を数値化し、その数値が高く良質な自由社、育鵬社、令和書籍の 3 社から採択してほしい		
陳情者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 24 号

請願について

令和 6 年 3 月 27 日付けで受理した請願第 19 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

令和6年3月22日

請願書

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡克彦様

千葉市緑区

より多くの地域住民の参加を促し、
充実した教科書展示会の実施を求める請願

教員と教育関係者の教科書研究のため、又教科書に対する
教員や保護者の関心を高めるために教科書展示会を開催
しているが、保護者や地域住民の参加は、まだ十分とは言えず、
参加機会の拡大への取組が求められる。又開催期間内で
膨大な教科書すべてに目を通すことは不可能である為、詳細な
教科書研究を可能にする工夫が必要である。

よって、より多くの地域住民の参加を促し、充実した教科書展示会
を実施する為、下記の通り請願する。

1. 教科書展示会の開催について、更なる周知を図り、開催期間や時間の
延長、より多くの公開機関での開催、又、地域住民が集まりやすい
商業施設での展示やバンプレストの配布を行って頂きたい。
2. 自宅等での詳細な研究を可能とする為に写真等で撮影すること
許可をして頂きたい。
3. 展示会での保護者や地域住民からのアンケートも採用の基準に
採用して頂きたい。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 1 9 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 7 日
件 名	より多くの地域住民の参加を促し、より充実した教科書展示会の実施を求める請願		
要 旨	1 教科書展示会の更なる周知を図り、開催期間や時間の延長、より多くの公的機関での開催、商業施設での展示やパンフレットの配布を行うこと 2 自宅等で詳細な研究を可能にするため、写真等での撮影を許可すること 3 教科書展示会での保護者や地域住民からのアンケートも、採用の基準とすること		
請願者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県千葉市緑区 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 25 号

請願について

令和 6 年 3 月 27 日付けで受理した請願第 21 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



令和6年3月23日

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡 克彦様

市原市

件名：千葉市におかれましては令和6年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしない事を求める請願。

理由：令和2年の千葉市教科用図書選定委員会議事録に以下の様に表記されているので問題だと思えます。

- 『書写 教育出版、東京書籍が適している』
- 『歴史 東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる』
- 『地理 東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする』
- 『理科 推薦するとしたら大日本図書、啓林館、東京書籍と考える』

他にも市原市の例なのですが【令和5年第4回市原市教育委員会臨時会会議録 1 期日等 令和5年8月3日（木） 議会棟第4委員会室 開会 9時00分 閉会 14時00分 2 出席委員 林 充 秋田秀博 田村雅治 宮崎理恵】において選定委員会による調査研究報告書等の概要説明として教育振興部長から各教科ごとにあるう事か推薦という言葉が使われ絞り込まれている現実があります。以下、主要な科目について抜粋。

- 【国語：「光村図書」、「東京書籍」の2社を本市の採択候補として推薦させていただきます】
- 【社会：「東京書籍」、「教育出版」の2社を本市採択候補として推薦させていただきます】
- 【地図：「帝国書院」「東京書籍」の2社を、本市採択候補として推薦させていただきます】
- 【算数：「啓林館」、「大日本図書」の2社を、本市の採択候補として推薦させていただきます】

などと特定のメーカーの教科書を推薦したり絞り込む様な発言があります。教科書の採択権者は教育委員会です。採択会議前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦したり絞り込む様な事は不適切です。文部科学省からも例年『調査員が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても採択権者が十分な審議を行う事が必要であり、必ず首位の教科書を採択、選定、又は上位の教科書の中から採択・選定する事とするなど、当該評価に拘束力があるかの様な取り扱いを行う事により、採択権者の責任が不明確になる事がないように留意する事』であったり『教育委員会の委員の皆様へ・教科書採択の留意事項について「調査員からの報告等を鵜呑みにしたり教職員の投票によって採択教科書が決定されたりするなど教育委員会の責任が不明確になるような採択の手続は適当ではありません。」』などと通知が発出されています。また東京書籍、三省堂、光村図書出版、教育出版は収賄事件を起こしていたり、第一学習者、新興出版社啓林館、教育芸術社は過去に隠蔽虚偽で問題が起きてます。教育上不正を犯す様なメーカーは避けて戴きたいです。また、特定のメーカーを選抜する事の問題提起は千葉市議会でもされておりますので下記の通り請願する。

願意：1、採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをせずに教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしない事。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 2 1 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 7 日
件 名	千葉市におかれましては令和 6 年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしない事を求める請願		
要 旨	採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをせずに教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしないこと。		
請 願 者 住 所 氏 名	〒[REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 26 号

請願について

令和 6 年 3 月 27 日付けで受理した請願第 22 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書 (写)

令和6年3月23日

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡 克彦様

市原市

■件名

令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。

■理由

とても参考になる資料がありました。東京都教育委員会作成の

『令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)』です。

例を以下に抜粋いたします。

数学：『例、例題』『問、問題(小問)』の問題数の比較。

理科：観察、実験を取り上げている箇所数の比較。

道徳：情報モラルや現代的な課題を扱っている主な教材の数比較。

歴史：取り上げられている歴史上の人物の数比較。

公民：自由・権利、責任・義務について記述している箇所数比較。

この様に各教科書の特徴を数値によって分析しており歴史分野における歴史上の人物の取り扱い数が最大と最小で200以上も開きがあり数値で分析する事で教科書の特徴も明確になってます。そして『防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱い』『一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い』『北朝鮮による拉致問題の扱い』などの具体的な調査項目を設けて内容と質的な調査も実施しております。同様の調査は程度の差はあれども千葉県教育委員会作成の『県立中学校教科用図書の採択に関する調査研究資料』でも見受けられます。一方、千葉市の『教科用図書調査研究報告書』は抽象的な内容ですので上記と比べると充実していない事が明らかです。正確な情報や幅広い情報は学ぶ上で必要不可欠です。東京書籍は教育上必要な要素である項目が著しく少ない数値という偏った内容であり、帝国書院の歴史では『ポツダム宣言を日本は黙殺した』などという明らかな誤りを書いており教科書として不適格です。よって、公正公平な採択がされる様に下記の通り請願いたします。

■願意

1、千葉市教科用図書選定委員会が作成する資料は他自治体の事例を研究し正確で子供達への教育に資する内容がいかに書かれているか採択権者が数値データで判断出来る様に一層充実する事。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 2 2 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 7 日
件 名	令和 6 年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。		
要 旨	作成する資料は、他自治体の事例を研究し、採択権者が数値データで判断できるように一層充実すること		
請願者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 27 号

請願について

令和 6 年 3 月 27 日付けで受理した請願第 23 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書



千葉市教育委員会

教育長 鶴岡 克彦様

令和6年 3月23日

市原市

■件名

令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。

■理由

とても参考になる資料がありました。東京都教育委員会作成の

『令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)』です。

例を以下に抜粋いたします。

数学：『例、例題』『問、問題(小問)』の問題数の比較。

理科：観察、実験を取り上げている箇所数の比較。

道徳：情報モラルや現代的な課題を扱っている主な教材の数比較。

歴史：取り上げられている歴史上の人物の数比較。

公民：自由・権利、責任・義務について記述している箇所数比較。

この様に各教科書の特徴を数値によって分析しており歴史分野における歴史上の人物の取り扱い数が最大と最小で200以上も開きがあり数値で分析する事で教科書の特徴も明確になってます。そして『防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱い』『一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い』『北朝鮮による拉致問題の扱い』などの具体的な調査項目を設けて内容と質的な調査も実施しております。同様の調査は程度の差はあれども千葉県教育委員会作成の『県立中学校教科用図書の採択に関する調査研究資料』でも見受けられます。一方、千葉市の『教科用図書調査研究報告書』は抽象的な内容ですので上記と比べると充実していない事が明らかなです。正確な情報や幅広い情報は学ぶ上で必要不可欠です。東京書籍は教育上必要な要素である項目が著しく少ない数値という偏った内容であり、帝国書院の歴史では『ポツダム宣言を日本は黙殺した』などという明らかな誤りを書いており教科書として不適格です。よって、公正公平な採択がされる様に下記の通り請願いたします。

■願意

1、千葉市教科用図書選定委員会が作成する資料は他自治体の事例を研究し正確で子供達への教育に資する内容がいかに書かれているか採択権者が数値データで判断出来る様に一層充実する事。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 2 3 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 7 日
件 名	令和 6 年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。		
要 旨	作成する資料は、他自治体の事例を研究し、採択権者が数値データで判断できるように一層充実すること		
請願者 住 所 氏 名	〒[REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 28 号

請願について

令和 6 年 3 月 27 日付けで受理した請願第 24 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書



千葉市教育委員会
教育長 鶴岡克彦様

令和6年3月23日

市原市

■件名

令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。

■理由

とても参考になる資料がありました。東京都教育委員会作成の『令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)』です。

例を以下に抜粋いたします。

数学：『例、例題』『問、問題(小問)』の問題数の比較。

理科：観察、実験を取り上げている箇所数の比較。

道徳：情報モラルや現代的な課題を扱っている主な教材の数比較。

歴史：取り上げられている歴史上の人物の数比較。

公民：自由・権利、責任・義務について記述している箇所数比較。

この様に各教科書の特徴を数値によって分析しており歴史分野における歴史上の人物の取り扱い数が最大と最小で200以上も開きがあり数値で分析する事で教科書の特徴も明確になってます。そして『防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱い』『一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い』『北朝鮮による拉致問題の扱い』などの具体的な調査項目を設けて内容と質的な調査も実施しております。同様の調査は程度の差はあれども千葉県教育委員会作成の『県立中学校教科用図書の採択に関する調査研究資料』でも見受けられます。一方、千葉市の『教科用図書調査研究報告書』は抽象的な内容ですので上記と比べると充実していない事が明らかです。正確な情報や幅広い情報は学ぶ上で必要不可欠です。東京書籍は教育上必要な要素である項目が著しく少ない数値という偏った内容であり、帝国書院の歴史では『ポツダム宣言を日本は黙殺した』などという明らかな誤りを書いており教科書として不適格です。よって、公正公平な採択がされる様に下記の通り請願いたします。

■願意

1、千葉市教科用図書選定委員会が作成する資料は他自治体の事例を研究し正確で子供達への教育に資する内容がいかに書かれているか採択権者が数値データで判断出来る様に一層充実する事。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 2 4 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 7 日
件 名	令和 6 年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して載きたい請願。		
要 旨	作成する資料は、他自治体の事例を研究し、採択権者が数値データで判断できるように一層充実すること		
請願者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 29 号

請願について

令和 6 年 3 月 27 日付けで受理した請願第 25 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



令和6年3月24日

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡克彦

千葉市緑区

【件名】

専門調査員からの調査内容を採択権者である教育長や教育委員が詳細に理解把握するために採択事務の改善を求める請願。

【理由】

文部科学省通知に『教科書の調査研究については必要な専門性を有し公正、公平に教科書の調査研究を行う事の出来る調査員を選任し、教科等毎に適切な数配置するなどの体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努める事』とあります。しかし例年の議事録などを拝見すると千葉市の採択事務では専門調査員の詳細な調査資料や結果について、採択権者の教育長や教育委員があまり内容や事実まで理解把握しないままに採択されている様な印象でした。さらに採用された教科書では東京書籍や帝国書院などは歴史事実と異なる表記をされてた過去もあり、専門調査員からの詳細な調査資料や内容もしく、それらを採択する教育長や教育委員自身がどの程度理解把握出来ているかも懸念があります。より歴史事実に正確で、それらが活かされる採択事務への改善を求めて下記の通り請願いたします。

【願意】

- 1、専門調査員による調査資料や内容を採択権者の教育長や教育委員が詳細に理解把握出来るように千葉市教科用図書選定委員会による資料の作成方法を改善する事。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 2 5 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 7 日
件 名	専門調査委員からの調査内容を採択権者である教育長や教育委員が詳細に理解把握するために採択事務の改善を求める請願		
要 旨	1 専門調査員による調査資料や内容を、採択権者の教育長や教育委員が詳細に理解把握できるように、千葉市教科用図書選定委員会による資料の作成方法を改善すること。		
請 願 者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県千葉市緑区 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 30 号

請願について

令和 6 年 3 月 27 日付けで受理した請願第 26 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡克彦 様

令和6年3月24日

千葉市緑区

■件名

令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については
他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に
採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。

■理由

とても参考になる資料がありました。東京都教育委員会作成の

『令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)』です。

例を以下に抜粋いたします。

数学：『例、例題』『問、問題(小問)』の問題数の比較。

理科：観察、実験を取り上げている箇所数の比較。

道徳：情報モラルや現代的な課題を扱っている主な教材の数比較。

歴史：取り上げられている歴史上の人物の数比較。

公民：自由・権利、責任・義務について記述している箇所数比較。

この様に各教科書の特徴を数値によって分析しており歴史分野における歴史上の人物の取り扱い数が最大と最小で200以上も開きがあり数値で分析する事で教科書の特徴も明確になってます。そして『防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱い』『一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い』『北朝鮮による拉致問題の扱い』などの具体的な調査項目を設けて内容と質的な調査も実施しております。同様の調査は程度の差はあれども千葉県教育委員会作成の『県立中学校教科用図書の採択に関する調査研究資料』でも見受けられます。一方、千葉市の『教科用図書調査研究報告書』は抽象的な内容ですので上記と比べると充実していない事が明らかです。正確な事実、知識、幅広い情報は学ぶ上で必要不可欠です。東京書籍は教育上必要な要素である項目が著しく少ない数値であるという偏った内容であり、帝国書院の歴史では『ポツダム宣言を日本は黙殺した』などという明らかな誤りを書くような教科書のため不適格です。よって公正公平な採択がされる様に下記の通り請願いたします。

■願意

1、千葉市教科用図書選定委員会が作成する資料は東京都や他自治体の事例を研究して戴き、事実に沿い正確で子供達への教育に資する内容を数値化して戴き、その数値は高く良質と思われ望ましいのが自由社、育鵬社、令和書籍なので採択権者にはこの3社から採択をして戴く事を望む請願。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 2 6 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 7 日
件 名	令和 6 年度の千葉県教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願		
要 旨	作成する資料は、他自治体の事例を研究し、教育に資する内容を数値化し、その数値が高く良質な自由社、育鵬社、令和書籍の 3 社から採択してほしい		
陳情者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県千葉市緑区 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 31 号

請願について

令和 6 年 3 月 28 日付けで受理した請願第 27 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書 (写)

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡克彦様

令和6年3月27日

千葉市

【件名】

専門調査員からの調査内容を採択権者である教育長や教育委員が詳細に理解把握するために採択事務の改善を求める請願。

【理由】

文部科学省通知に『教科書の調査研究については必要な専門性を有し公正、公平に教科書の調査研究を行う事の出来る調査員を選任し、教科等毎に適切な数配置するなどの体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努める事』とあります。しかし例年の議事録などを拝見すると千葉市の採択事務では専門調査員の詳細な調査資料や結果について、採択権者の教育長や教育委員があまり内容や事実まで理解把握しないままに採択されている様な印象でした。さらに採用された教科書では東京書籍や帝国書院などは歴史事実と異なる表記をされてた過去もあり、専門調査員からの詳細な調査資料や内容もしかり、それらを採択する教育長や教育委員自身がどの程度理解把握出来ているかも懸念があります。より歴史事実に正確で、それらが活かされる採択事務への改善を求めて下記の通りお願いいたします。

【願意】

1、専門調査員による調査資料や内容を採択権者の教育長や教育委員が詳細に理解把握出来るように千葉市教科用図書選定委員会による資料の作成方法を改善する事。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 2 7 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 8 日
件 名	専門調査委員からの調査内容を採択権者である教育長や教育委員が詳細に理解把握するために採択事務の改善を求める請願		
要 旨	1 専門調査員による調査資料や内容を、採択権者の教育長や教育委員が詳細に理解把握できるように、千葉市教科用図書選定委員会による資料の作成方法を改善すること。		
請願者 住所氏名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 32 号

請願について

令和 6 年 3 月 28 日付けで受理した請願第 28 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書

写

令和6年3月24日

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡克彦様

市原市

【件名】

専門調査員からの調査内容を採択権者である教育長や教育委員が詳細に理解把握するために採択事務の改善を求める請願。

【理由】

文部科学省通知に『教科書の調査研究については必要な専門性を有し公正、公平に教科書の調査研究を行う事の出来る調査員を選任し、教科等毎に適切な数配置するなどの体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努める事』とあります。しかし例年の議事録などを拝見すると千葉市の採択事務では専門調査員の詳細な調査資料や結果について、採択権者の教育長や教育委員があまり内容や事実まで理解把握しないままに採択されている様な印象でした。さらに採用された教科書では東京書籍や帝国書院などは歴史事実と異なる表記をされてた過去もあり、専門調査員からの詳細な調査資料や内容もしかり、それらを採択する教育長や教育委員自身がどの程度理解把握出来ているかも懸念があります。より歴史事実に正確で、それらが生かされる採択事務への改善を求めて下記の通り請願いたします。

【願意】

1、専門調査員による調査資料や内容を採択権者の教育長や教育委員が詳細に理解把握出来るように千葉市教科用図書選定委員会による資料の作成方法を改善する事。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第28号	受理年月日	令和6年3月28日
件名	専門調査員からの調査内容を採択権者である教育長や教育委員が詳細に理解把握するために採択事務の改善を求める請願		
要旨	1 専門調査員による調査資料や内容を、採択権者の教育長や教育委員が詳細に理解把握できるように、千葉市教科用図書選定委員会による資料の作成方法を改善すること。		
請願者 住所 氏名	〒[REDACTED] 千葉縣市原市[REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 33 号

請願について

令和 6 年 3 月 28 日付けで受理した請願第 29 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



請願書

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡克彦様

令和6年3月28日

千葉市中央区

■件名

令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については
他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に
採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。

■理由

とても参考になる資料がありました。東京都教育委員会作成の
『令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)』です。

例を以下に抜粋いたします。

数学：『例、例題』『問、問題(小問)』の問題数の比較。

理科：観察、実験を取り上げている箇所数の比較。

道徳：情報モラルや現代的な課題を扱っている主な教材の数比較。

歴史：取り上げられている歴史上の人物の数比較。

公民：自由・権利、責任・義務について記述している箇所数比較。

この様に各教科書の特徴を数値によって分析しており歴史分野における歴史上の人物の取り扱い数が最大と最小で200以上も開きがあり数値で分析する事で教科書の特徴も明確になってます。そして『防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱い』『一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い』『北朝鮮による拉致問題の扱い』などの具体的な調査項目を設けて内容と質的な調査も実施しております。同様の調査は程度の差はあれども千葉県教育委員会作成の『県立中学校教科用図書の採択に関する調査研究資料』でも見受けられます。一方、千葉市の『教科用図書調査研究報告書』は抽象的な内容ですので上記と比べると充実していない事が明かです。正確な事実、知識、幅広い情報は学ぶ上で必要不可欠です。東京書籍は教育上必要な要素である項目が著しく少ない数値であるという偏った内容であり、帝国書院の歴史では『ポツダム宣言を日本は黙殺した』などという明らかな誤りを書くような教科書のため不適格です。よって公正公平な採択がされる様に下記の通り請願いたします。

■願意

1、千葉市教科用図書選定委員会が作成する資料は東京都や他自治体の事例を研究して戴き、事実に沿い正確で子供達への教育に資する内容を数値化して戴き、その数値は高く良質と思われ望ましいのが自由社、育鵬社、令和書籍なので採択権者にはこの3社から採択をして戴く事を望む請願。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 2 9 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 8 日
件 名	令和 6 年度の千葉県教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願		
要 旨	作成する資料は、他自治体の事例を研究し、教育に資する内容を数値化し、その数値が高く良質な自由社、育鵬社、令和書籍の 3 社から採択してほしい		
陳情者 住 所 氏 名	〒[REDACTED] 千葉県千葉市中央区 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 34 号

請願について

令和 6 年 3 月 28 日付けで受理した請願第 30 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



請願書

千葉市教育委員会
教育長 鵜岡克彦様

令和6年3月28日

千葉市 中央区

■件名

令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。

■理由

とても参考になる資料がありました。東京都教育委員会作成の『令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)』です。

例を以下に抜粋いたします。

数学：『例、例題』『問、問題(小問)』の問題数の比較。

理科：観察、実験を取り上げている箇所数の比較。

道德：情報モラルや現代的な課題を扱っている主な教材の数比較。

歴史：取り上げられている歴史上の人物の数比較。

公民：自由・権利、責任・義務について記述している箇所数比較。

この様に各教科書の特徴を数値によって分析しており歴史分野における歴史上の人物の取り扱い数が最大と最小で200以上も開きがあり数値で分析する事で教科書の特徴も明確になってます。そして『防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱い』『一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い』『北朝鮮による拉致問題の扱い』などの具体的な調査項目を設けて内容と質的な調査も実施しております。同様の調査は程度の差はあれども千葉県教育委員会作成の『県立中学校教科用図書の採択に関する調査研究資料』でも見受けられます。一方、千葉市の『教科用図書調査研究報告書』は抽象的な内容ですので上記と比べると充実していない事が明らかです。正確な事実、知識、幅広い情報は学ぶ上で必要不可欠です。東京書籍は教育上必要な要素である項目が著しく少ない数値であるという偏った内容であり、帝国書院の歴史では『ポツダム宣言を日本は黙殺した』などという明らかな誤りを書くような教科書のため不適格です。よって公正公平な採択がされる様に下記の通り請願いたします。

■願意

1、千葉市教科用図書選定委員会が作成する資料は東京都や他自治体の事例を研究して戴き、事実に沿い正確で子供達への教育に資する内容を数値化して戴き、その数値は高く良質と思われ望ましいのが自由社、育鵬社、令和書籍なので採択権者にはこの3社から採択をして戴く事を望む請願。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 3 0 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 8 日
件 名	令和 6 年度の千葉県教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願		
要 旨	作成する資料は、他自治体の事例を研究し、教育に資する内容を数値化し、その数値が高く良質な自由社、育鵬社、令和書籍の 3 社から採択してほしい		
陳情者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県千葉市中央区 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 35 号

請願について

令和 6 年 3 月 28 日付けで受理した請願第 31 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡克彦様

市原市

■件名

令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については
他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に
採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。

■理由

とても参考になる資料がありました。東京都教育委員会作成の
『令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)』です。

例を以下に抜粋いたします。

数学：『例、例題』『問、問題(小問)』の問題数の比較。

理科：観察、実験を取り上げている箇所数の比較。

道徳：情報モラルや現代的な課題を扱っている主な教材の数比較。

歴史：取り上げられている歴史上の人物の数比較。

公民：自由・権利、責任・義務について記述している箇所数比較。

この様に各教科書の特徴を数値によって分析しており歴史分野における歴史上の人物の取り扱い数が最大と最小で200以上も開きがあり数値で分析する事で教科書の特徴も明確になってます。そして『防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱い』『一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い』『北朝鮮による拉致問題の扱い』などの具体的な調査項目を設けて内容と質的な調査も実施しております。同様の調査は程度の差はあれども千葉県教育委員会作成の『県立中学校教科用図書の採択に関する調査研究資料』でも見受けられます。一方、千葉市の『教科用図書調査研究報告書』は抽象的な内容ですので上記と比べると充実していない事が明らかです。正確な事実、知識、幅広い情報は学ぶ上で必要不可欠です。東京書籍は教育上必要な要素である項目が著しく少ない数値であるという偏った内容であり、帝国書院の歴史では『ポツダム宣言を日本は黙殺した』などという明らかな誤りを書くような教科書のため不適格です。よって公正公平な採択がされる様に下記の通りお願いいたします。

■願意

1、千葉市教科用図書選定委員会が作成する資料は東京都や他自治体の事例を研究して戴き、事実に沿い正確で子供達への教育に資する内容を数値化して戴き、その数値は高く良質と思われ望ましいのが自由社、育鵬社、令和書籍なので採択権者にはこの3社から採択をして戴く事を望む請願。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 3 1 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 8 日
件 名	令和 6 年度の千葉県教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願		
要 旨	作成する資料は、他自治体の事例を研究し、教育に資する内容を数値化し、その数値が高く良質な自由社、育鵬社、令和書籍の 3 社から採択してほしい		
陳情者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 36 号

請願について

令和 6 年 3 月 29 日付けで受理した請願第 32 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書 写

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡 克彦様

令和6年3月25日

千葉市

■件名

令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。

■理由

とても参考になる資料がありました。東京都教育委員会作成の『令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)』です。

例を以下に抜粋いたします。

数学：『例、例題』『問、問題(小問)』の問題数の比較。

理科：観察、実験を取り上げている箇所数の比較。

道徳：情報モラルや現代的な課題を扱っている主な教材の数比較。

歴史：取り上げられている歴史上の人物の数比較。

公民：自由・権利、責任・義務について記述している箇所数比較。

この様に各教科書の特徴を数値によって分析しており歴史分野における歴史上の人物の取り扱い数が最大と最小で200以上も開きがあり数値で分析する事で教科書の特徴も明確になってます。そして『防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱い』『一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い』『北朝鮮による拉致問題の扱い』などの具体的な調査項目を設けて内容と質的な調査も実施しております。同様の調査は程度の差はあれども千葉県教育委員会作成の『県立中学校教科用図書の採択に関する調査研究資料』でも見受けられます。一方、千葉市の『教科用図書調査研究報告書』は抽象的な内容ですので上記と比べると充実していない事が明らかです。正確な事実、知識、幅広い情報は学ぶ上で必要不可欠です。東京書籍は教育上必要な要素である項目が著しく少ない数値であるという偏った内容であり、帝国書院の歴史では『ポツダム宣言を日本は黙殺した』などという明らかな誤りを書くような教科書のため不適格です。よって公正公平な採択がされる様に下記の通り請願いたします。

■願意

1、千葉市教科用図書選定委員会が作成する資料は東京都や他自治体の事例を研究して戴き、事実に沿い正確で子供達への教育に資する内容を数値化して戴き、その数値は高く良質と思われ望ましいのが自由社、育鵬社、令和書籍なので採択権者にはこの3社から採択をして戴く事を望む請願。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 3 2 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 9 日
件 名	令和 6 年度の千葉県教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願		
要 旨	作成する資料は、他自治体の事例を研究し、教育に資する内容を数値化し、その数値が高く良質な自由社、育鵬社、令和書籍の 3 社から採択してほしい		
陳情者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 37 号

請願について

令和 6 年 3 月 29 日付けで受理した請願第 33 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書 ⑤

令和6年3月24日

千葉市教育長 鶴岡 克彦 様

千葉県木更津市

令和6年度の社会歴史教科書を採択する時、公正であることに関する請願

請願理由

子供達の使用している教科書を見ますと正しい歴史認識と異なる記述があります。これは東京書籍のものが多くです。内容を訂正するか使用しないようにしてください。誤った歴史認識を学ぶことになってしまいます。ですが、昨今、採択は東京書籍が多いです。公正な判断をお願いしたく請願します。

以下、請願します。

[要望事項]

1. 公正な採択をするため教科書の展示会の実施をもっと市民に周知し子供達がどのような内容の教科書を使用し学習するかを教育委員会からもっと大々的にアピールして下さい。
2. 採択が公正であるため展示会で教科書の内容が気に入り撮影したいと要望したが断られました。書き写すのは大変であり、内容を周りの保護者に周知したいのでSNS投稿等の規制を設けても良いので撮影できるようにして欲しいです。
3. 社会歴史の教科書は子供達が日本から世界に向けて活躍する人材育成の上で重要なことであると思います。昨今、千葉市では自由社や育鵬社などの教科書を使用している公立学校が少ないため公正な採択をお願いします。

以上



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 3 3 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 9 日
件 名	令和 6 年度の社会歴史教科書を採択する時、公正であることに関する請願		
要 旨	1 教科書展示会の実施をもっと周知し、どのような内容の教科書を使用し学習するのか教育委員会からアピールすること 2 教科書展示会において、教科書の内容を撮影できるようにすること 3 自由社や育鵬社の教科書を使用している学校が少ないので、公正な採択をすること		
請願者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県木更津市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 38 号

請願について

令和 6 年 3 月 29 日付けで受理した請願第 34 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



請願書

令和6年3月25日

千葉県梗津市

件名：千葉市におかれましては令和6年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしない事を求める請願。

理由：令和2年の千葉市教科用図書選定委員会議事録に以下の様に表記されているので問題だと思えます。

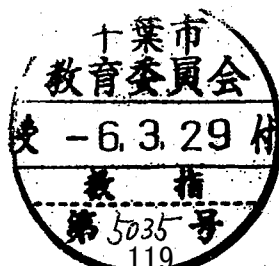
- 『書写 教育出版、東京書籍が適している』
- 『歴史 東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる』
- 『地理 東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする』
- 『理科 推薦するとしたら大日本図書、啓林館、東京書籍と考える』

他にも市原市の例なのですが【令和5年第4回市原市教育委員会臨時会会議録 1 期日等 令和5年8月3日（木） 議会棟第4委員会室 開会 9時00分 閉会 14時00分 2 出席委員 林 充 秋田秀博 田村雅治 宮崎理恵】において選定委員会による調査研究報告書等の概要説明として教育振興部長から各教科ごとにあろう事が推薦という言葉が使われ絞り込まれている現実があります。以下、主要な科目について抜粋。

- 【国語：「光村図書」、「東京書籍」の2社を本市の採択候補として推薦させていただきます】
- 【社会：「東京書籍」、「教育出版」の2社を本市採択候補として推薦させていただきます】
- 【地図：「帝国書院」「東京書籍」の2社を、本市採択候補として推薦させていただきます】
- 【算数：「啓林館」、「大日本図書」の2社を、本市の採択候補として推薦させていただきます】

などと特定のメーカーの教科書を推薦したり絞り込む様な発言があります。教科書の採択権者は教育委員会です。採択会議前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦したり絞り込む様な事は不適切です。文部科学省からも例年『調査員が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても採択権者が十分な審議を行う事が必要であり、必ず首位の教科書を採択、選定、又は上位の教科書の中から採択・選定する事とするなど、当該評価に拘束力があるかの様な取り扱いを行う事により、採択権者の責任が不明確になる事がないように留意する事』であったり『教育委員会の委員の皆様へ・教科書採択の留意事項について「調査員からの報告等を鵜呑みにしたり教職員の投票によって採択教科書が決定されたりするなど教育委員会の責任が不明確になるような採択の手続は適当ではありません。』』などと通知が発出されています。また東京書籍、三省堂、光村図書出版、教育出版は収賄事件を起こしていたり、第一学習者、新興出版社啓林館、教育芸術社は過去に隠蔽虚偽で問題が起きています。教育上不正を犯す様なメーカーは避けて戴きたいです。また、特定のメーカーを選抜する事の問題提起は千葉市議会でもされておりますので下記の通り請願する。

願意：1、採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをせずに教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしない事。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 3 4 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 9 日
件 名	千葉県におかれましては令和 6 年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしていない事を求める請願		
要 旨	採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをせずに教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしないこと。		
請願者 住 所 氏 名	〒[REDACTED] 千葉県木更津市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 39 号

請願について

令和 6 年 3 月 29 日付けで受理した請願第 35 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

写

請願書

令和6年3月25日

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡 克彦 様

千葉市緑区

件名：千葉市におかれましては令和6年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしない事を求める請願。

理由：令和2年の千葉市教科用図書選定委員会議事録に以下の様に表記されているので問題だと思います。

『書写 教育出版、東京書籍が適している』

『歴史 東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる』

『地理 東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする』

『理科 推薦するとしたら大日本図書、啓林館、東京書籍と考える』

他にも市原市の例なのですが【令和5年第4回市原市教育委員会臨時会会議録 1 期日等 令和5年8月3日（木） 議会棟第4委員会室 開会 9時00分 閉会 14時00分 2 出席委員 林 充 秋田秀博 田村雅治 宮崎理恵】において選定委員会による調査研究報告書等の概要説明として教育振興部長から各教科ごとにある事か推薦という言葉が使われ絞り込まれている現実があります。以下、主要な科目について抜粋。

【国語：「光村図書」、「東京書籍」の2社を本市の採択候補として推薦させていただきます】

【社会：「東京書籍」、「教育出版」の2社を本市採択候補として推薦させていただきます】

【地図：「帝国書院」、「東京書籍」の2社を、本市採択候補として推薦させていただきます】

【算数：「啓林館」、「大日本図書」の2社を、本市の採択候補として推薦させていただきます】

これらは文科省に厳重に抗議、通達します。慣習的に特定のメーカーの教科書を推薦したり絞り込む様な発言があります。教科書の採択権者は教育委員会です。ですから採択会議前の調査研究の段階で特定の教科書について推薦したり絞り込む様な事は明らかに不適切です。文部科学省からも例年『調査員が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても採択権者が十分な審議を行う事が必要であり必ず首位の教科書を採択、選定、又は上位の教科書の中から採択・選定する事とするなど当該評価に拘束力があるかの様な取り扱いを行う事により採択権者の責任が不明確になる事がないように留意する事』であったり『教育委員会の委員の皆様へ・教科書採択の留意事項について「調査員からの報告等を鵜呑みにしたり教職員の投票によって採択教科書が決定されたりするなど教育委員会の責任が不明確になるような採択の手続は適当ではありません。』』などと通知が発出されています。また東京書籍、三省堂、光村図書出版、教育出版は収賄事件を起こしていたり、第一学習者、新興出版社啓林館、教育芸術社は過去に隠蔽虚偽で問題が起きてます。教育上不正を犯す様なメーカーは避けて下さい。また特定のメーカーを選抜する事の問題提起は千葉市議会でもされておりますので下記の通り請願する。

願意：1、採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしない事。そして教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしない事。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 3 5 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 9 日
件 名	千葉県におかれましては令和 6 年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしていない事を求める請願		
要 旨	採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしていないこと。 教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしないこと。		
請願者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県千葉市緑区 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 4 0 号

請願について

令和 6 年 3 月 2 9 日付けで受理した請願第 3 6 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書 (写)

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡克彦様

令和6年3月25日

市原市

■件名

令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。

■理由

とても参考になる資料がありました。東京都教育委員会作成の『令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)』です。

例を以下に抜粋いたします。

数学：『例、例題』『問、問題(小問)』の問題数の比較。

理科：観察、実験を取り上げている箇所数の比較。

道徳：情報モラルや現代的な課題を扱っている主な教材の数比較。

歴史：取り上げられている歴史上の人物の数比較。

公民：自由・権利、責任・義務について記述している箇所数比較。

この様に各教科書の特徴を数値によって分析しており歴史分野における歴史上の人物の取り扱い数が最大と最小で200以上も開きがあり数値で分析する事で教科書の特徴も明確になってます。そして『防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱い』『一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い』『北朝鮮による拉致問題の扱い』などの具体的な調査項目を設けて内容と質的な調査も実施しております。同様の調査は程度の差はあれども千葉県教育委員会作成の『県立中学校教科用図書の採択に関する調査研究資料』でも見受けられます。一方、千葉市の『教科用図書調査研究報告書』は抽象的な内容ですので上記と比べると充実していない事が明らかです。正確な事実、知識、幅広い情報は学ぶ上で必要不可欠です。東京書籍は教育上必要な要素である項目が著しく少ない数値であるという偏った内容であり、帝国書院の歴史では『ポツダム宣言を日本は黙殺した』などという明らかな誤りを書くような教科書のため不適格です。よって公正公平な採択がされる様に下記の通り請願いたします。

■願意

1、千葉市教科用図書選定委員会が作成する資料は東京都や他自治体の事例を研究して戴き、事実に沿い正確で子供達への教育に資する内容を数値化して戴き、その数値は高く良質と思われ望ましいのが自由社、育鵬社、令和書籍なので採択権者にはこの3社から採択をして戴く事を望む請願。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 3 6 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 9 日
件 名	令和 6 年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願		
要 旨	作成する資料は、他自治体の事例を研究し、教育に資する内容を数値化し、その数値が高く良質な自由社、育鵬社、令和書籍の 3 社から採択してほしい		
陳情者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

請願書 (写)

令和6年3月24日

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡克彦様

千葉県市原市

【件名】

令和6年度の専門調査員からの調査内容を採択権者である教育長や教育委員が詳細に理解把握するために採択事務の改善を求める請願。

【理由】

文部科学省通知に『教科書の調査研究については必要な専門性を有し公正、公平に教科書の調査研究を行う事の出来る調査員を選任し、教科等毎に適切な数配置するなどの体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努める事』とあります。

しかし例えば千葉市の令和2年の教科用図書選定委員会議事録にて判明している内容。

『書写：教育出版、東京書籍が適している』

『歴史：東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる』

『地理：東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする』

『理科：推薦するとしたら大日本図書、啓林館、東京書籍と考える』

これでは千葉市の採択事務では専門調査員の詳細な調査資料や結果について採択権者の教育長や教育委員が内容や事実まで理解把握されてるとは言えません。さらに採用された東京書籍においては事件を起こしていたり帝国書院においては歴史事実と異なる表記をされてた過去もあり全く文部科学省通知にあるところの【必要な専門性を有し公正、公平】とは言えません。帝国書院に関しては令和3年の自由社の教科書が「警備の武士」を『武士というよりも朝廷や院を警護する官職として武官と呼ぶべき』で間違いであるとして不採用になっていたにも関わらず帝国書院の「警備する武士」も間違いであるはずだが検定は通っているという様な不可解な現実が起きており公正、公平とは到底言えない。また、東京書籍は平成28年現金授受事件が発覚していたり、大日本図書は藤井寺市事件で不当な利益供与を行い贈賄罪が確定したため令和5年に初の不合格処分されている様な会社です。専門調査員からの詳細な調査資料や内容もしかり、それらを採択する教育長や教育委員自身が十分な理解や把握をし、より歴史事実と正確で、それらが生かされる採択事務への改善を求めて下記の通り請願いたします。

【願意】

1、専門調査員による調査資料や内容を採択権者の教育長や教育委員が詳細に理解把握出来るように千葉市教科用図書選定委員会による資料の作成方法を改善し、検定を通過しているとはいえ、不適格とも言える刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補に入れない事を請願する。もしくはその事件を起こした会社である事実や、歴史事実誤認表記という過去の事実も資料に明記し採択権者の教育長や教育委員が子供の未来、教育において妥当と思われる公正、公平な教科書採択をする事。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 3 7 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 9 日
件 名	令和 6 年度の専門調査委員からの調査内容を採択権者である教育長や教育委員が詳細に理解把握するために採択事務の改善を求める請願		
要 旨	1 専門調査員による調査資料や内容を、採択権者の教育長や教育委員が詳細に理解把握できるように、千葉県教科用図書選定委員会による資料の作成方法を改善すること。 2 不適格ともいえる刑事事件を起こしたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補に入れないこと。 3 教育長や教育委員が、子供の未来、教育において妥当と思われる公正、公平な教科書を採択すること。		
請願者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

議案第 4 1 号

請願について

令和 6 年 3 月 2 9 日付けで受理した請願第 3 7 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

議案第 4 2 号

請願について

令和 6 年 3 月 2 9 日付けで受理した請願第 3 8 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

千葉市教育委員会

請願書 (写)

令和6年3月29日

教育長 鶴岡克彦様

千葉市中区

■件名

令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。

■理由

とても参考になる資料がありました。東京都教育委員会作成の『令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)』です。

例を以下に抜粋いたします。

数学：『例、例題』『問、問題(小問)』の問題数の比較。

理科：観察、実験を取り上げている箇所数の比較。

道徳：情報モラルや現代的な課題を扱っている主な教材の数比較。

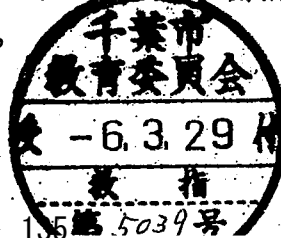
歴史：取り上げられている歴史上の人物の数比較。

公民：自由・権利、責任・義務について記述している箇所数比較。

この様に各教科書の特徴を数値によって分析しており歴史分野における歴史上の人物の取り扱い数が最大と最小で200以上も開きがあり数値で分析する事で教科書の特徴も明確になってます。そして『防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱い』『一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い』『北朝鮮による拉致問題の扱い』などの具体的な調査項目を設けて内容と質的な調査も実施しております。同様の調査は程度の差はあれども千葉県教育委員会作成の『県立中学校教科用図書の採択に関する調査研究資料』でも見受けられます。一方、千葉市の『教科用図書調査研究報告書』は抽象的な内容ですので上記と比べると充実していない事が明らかです。正確な事実、知識、幅広い情報は学ぶ上で必要不可欠です。東京書籍は教育上必要な要素である項目が著しく少ない数値であるという偏った内容であり、帝国書院の歴史では『ポツダム宣言を日本は黙殺した』などという明らかな誤りを書くような教科書のため不適格です。よって公正公平な採択がされる様に下記の通りお願いいたします。

■願意

1、千葉市教科用図書選定委員会が作成する資料は東京都や他自治体の事例を研究して戴き、事実に沿い正確で子供達への教育に資する内容を数値化して戴き、その数値は高く良質と思われ望ましいのが自由社、育鵬社、令和書籍なので採択権者にはこの3社から採択をして戴く事を望む請願。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 3 8 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 9 日
件 名	令和 6 年度の千葉県教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願		
要 旨	作成する資料は、他自治体の事例を研究し、教育に資する内容を数値化し、その数値が高く良質な自由社、育鵬社、令和書籍の 3 社から採択してほしい。		
陳情者 住 所 氏 名	〒[REDACTED] 千葉県千葉市中央区[REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 4 3 号

請願について

令和 6 年 3 月 2 9 日付けで受理した請願第 3 9 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

令和6年3月21日

千葉市教育委員会

教能・徳岡克彦様

市原市

■件名

令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。

■理由

とても参考になる資料がありました。東京都教育委員会作成の『令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)』です。

例を以下に抜粋いたします。

数学：『例、例題』『問、問題(小問)』の問題数の比較。

理科：観察、実験を取り上げている箇所数の比較。

道徳：情報モラルや現代的な課題を扱っている主な教材の数比較。

歴史：取り上げられている歴史上の人物の数比較。

公民：自由・権利、責任・義務について記述している箇所数比較。

この様に各教科書の特徴を数値によって分析しており歴史分野における歴史上の人物の取り扱い数が最大と最小で200以上も開きがあり数値で分析する事で教科書の特徴も明確になってます。そして『防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱い』『一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い』『北朝鮮による拉致問題の扱い』などの具体的な調査項目を設けて内容と質的な調査も実施しております。同様の調査は程度の差はあれども千葉県教育委員会作成の『県立中学校教科用図書の採択に関する調査研究資料』でも見受けられます。一方、千葉市の『教科用図書調査研究報告書』は抽象的な内容ですので上記と比べると充実していない事が明かです。正確な情報や幅広い情報は学ぶ上で必要不可欠です。東京書籍は教育上必要な要素である項目が著しく少ない数値という偏った内容であり、帝国書院の歴史では『ポツダム宣言を日本は黙殺した』などという明らかな誤りを書いており教科書として不適格です。よって、公正公平な採択がされる様に下記の通りお願いいたします。

■願意

1、千葉市教科用図書選定委員会が作成する資料は他自治体の事例を研究し正確で子供達への教育に資する内容がいかに書かれているか採択権者が数値データで判断出来る様に一層充実する事。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 3 9 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 9 日
件 名	令和 6 年度の千葉県教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。		
要 旨	作成する資料は、他自治体の事例を研究し、採択権者が数値データで判断できるように一層充実すること		
請 願 者 住 氏 所 名	〒[REDACTED] 千葉県市原市[REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 4 4 号

請願について

令和 6 年 3 月 2 9 日付けで受理した請願第 4 0 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

令和6年3月25日

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡 克彦 様

市原市

件名：千葉市におかれましては令和6年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしない事を求める請願。

理由：令和2年の千葉市教科用図書選定委員会議事録に以下の様に表記されているので問題だと思えます。

- 『書写 教育出版、東京書籍が適している』
- 『歴史 東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる』
- 『地理 東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする』
- 『理科 推薦するとしたら大日本図書、啓林館、東京書籍と考える』

他にも市原市の例なのですが【令和5年第4回市原市教育委員会臨時会会議録 1 期日等 令和5年8月3日（木） 議会棟第4委員会室 開会 9時00分 閉会 14時00分 2 出席委員 林 充 秋田秀博 田村雅治 宮崎理恵】において選定委員会による調査研究報告書等の概要説明として教育振興部長から各教科ごとにある事か推薦という言葉が使われ絞り込まれている現実があります。以下、主要な科目について抜粋。

- 【国語：「光村図書」、「東京書籍」の2社を本市の採択候補として推薦させていただきます】
- 【社会：「東京書籍」、「教育出版」の2社を本市採択候補として推薦させていただきます】
- 【地図：「帝国書院」「東京書籍」の2社を、本市採択候補として推薦させていただきます】
- 【算数：「啓林館」、「大日本図書」の2社を、本市の採択候補として推薦させていただきます】

これらは文科省に厳重に抗議、通達します。慣習的に特定のメーカーの教科書を推薦したり絞り込む様な発言があります。教科書の採択権者は教育委員会ですのでから採択会議前の調査研究の段階で特定の教科書について推薦したり絞り込む様な事は明らかに不適切です。文部科学省からも例年『調査員が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても採択権者が十分な審議を行う事が必要であり必ず首位の教科書を採択、選定、又は上位の教科書の中から採択・選定する事とするなど当該評価に拘束力があるかの様な取り扱いを行う事により採択権者の責任が不明確になる事がないように留意する事』であったり『教育委員会の委員の皆様へ・教科書採択の留意事項について「調査員からの報告等を鵜呑みにしたり教職員の投票によって採択教科書が決定されたりするなど教育委員会の責任が不明確になるような採択の手続は適当ではありません。」』などと通知が発出されています。また東京書籍、三省堂、光村図書出版、教育出版は収賄事件を起こしていたり、第一学習者、新興出版社啓林館、教育芸術社は過去に隠蔽虚偽で問題が起きてます。教育上不正を犯す様なメーカーは避けて下さい。また特定のメーカーを選抜する事の問題提起は千葉市議会でもされておりますので下記の通り請願する。

願意：1、採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしない事。そして教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしない事。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 4 0 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 9 日
件 名	千葉県におかれましては令和 6 年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしない事を求める請願		
要 旨	採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしないこと。 教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしないこと。		
請願者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 4 5 号

請願について

令和 6 年 3 月 2 9 日付けで受理した請願第 4 3 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書 (与)

令和6年3月24日

千葉市教育委員会 教育長 鶴岡 克彦 様

千葉市

【件名】令和6年度においてはより多くの地域住民と保護者の参加を促しより充実した教科書展示会を実施し過去に違法行為のあったメーカーの教科書を除外する事を求める請願。

【理由】教育関係者の教科書研究のためでもあり、地域住民や保護者の方々が子供のための教科書採択に真剣に取り組む活動の一環として教科書展示会は必須です。例年、教科書展示会に関して文部科学省から『広く地域住民の方々が展示会に参加出来るように工夫する事』と通知がなされております。千葉市においては例年工夫して開催をされていると思いますが地域住民、保護者の参加についてまだまだ十分とは言えません。むしろ自分の子供たちの使用する大事な教科書採択に参加出来るという事さえ知らない方々の方が多いです。参加機会のさらなる周知と拡充が今後の教育環境の質向上としても必要です。そして展示会来訪者が時間内で各科目膨大な教科書全てに目を通す事は物理的に不可能です。詳細に教科書を研究し安心を得るためには改善点や工夫が必要だと思えます。文科省に問い合わせたところ展示会での撮影は著作権などの関係から無理との事でしたが一定期間はネット公表するなどの便宜を図らなければ展示会現場へ行く事のできない保護者には目に触れない場所で教科書が決まってしまうという非常に不健全な状態になります。そして平成28(2016)年に現金授受などの収賄事件を起こしている三省堂、光村図書出版、教育出版、東京書籍の4社はこれから未来ある子供達に使ってほしくはありません。これらの理由から下記の通り請願する。

【願意】

- 1、教科書展示会の開催について更なる周知を図りまた開催時間を延長する事。
- 2、自宅等での詳細な研究を可能とするために写真等で撮影する事を許可する事。
- 3、インターネットに行政の責任のもと公表する事。
- 4、三省堂、光村図書出版、教育出版、東京書籍らは採択しない事を請願する。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 4 3 号	受理年月日	令和 6 年 3 月 2 9 日
件 名	令和 6 年度においてはより多くの地域住民と保護者の参加を促しより充実した教科書展示会を実施し過去に違法行為のあったメーカーの教科書を除外する事を求める請願		
要 旨	1 教科書展示会の開催について更なる周知を図り、また開催時間を延長すること 2 自宅等での研究を可能とするため、写真等で撮影することを許可すること 3 展示した教科書の内容を、インターネットに行政責任のもと公表すること 4 三省堂、光村図書出版、教育出版、東京書籍は採択しないこと		
請 願 者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 1 3 号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 4 6 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 4 6 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

写

請 願 書

令和 6 年 3 月 29 日

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡克彦様

千葉市若葉区

採択を実施する教育員会会議より
前の調査研究の段階で特定の教科書
について推せんなどをしないことを求める。
東京書籍は教科書謝礼問題、不正
を行なった教科書会社の教科書を
採択してはいいない。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 4 6 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名			
要 旨	1 採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究段階で、特定の教科書について推薦などをしないこと 2 不正を行った東京書籍の教科書を採択しないこと		
請 願 者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県千葉市若葉区 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 4 7 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 4 9 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

令和6年3月28日

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡 克彦 様

件名：千葉市におかれましては令和6年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしない事を求める請願。

理由：令和2年の千葉市教科用図書選定委員会議事録に以下の様に表記されているので問題だと思えます。

『書写 教育出版、東京書籍が適している』

『歴史 東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる』

『地理 東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする』

『理科 推薦するとしたら大日本図書、啓林館、東京書籍と考える』

他にも市原市の例なのですが【令和5年第4回市原市教育委員会臨時会会議録 1 期日等 令和5年8月3日（木） 議会棟第4委員会室 開会 9時00分 閉会 14時00分 2 出席委員 林 充 秋田秀博 田村雅治 宮崎理恵】において選定委員会による調査研究報告書等の概要説明として教育振興部長から各教科ごとにある事か推薦という言葉が使われ絞り込まれている現実があります。以下、主要な科目について抜粋。

【国語：「光村図書」、「東京書籍」の2社を本市の採択候補として推薦させていただきます】

【社会：「東京書籍」、「教育出版」の2社を本市採択候補として推薦させていただきます】

【地図：「帝国書院」、「東京書籍」の2社を、本市採択候補として推薦させていただきます】

【算数：「啓林館」、「大日本図書」の2社を、本市の採択候補として推薦させていただきます】

これらは文科省に厳重に抗議、通達します。慣習的に特定のメーカーの教科書を推薦したり絞り込む様な発言があります。教科書の採択権者は教育委員会ですのでから採択会議前の調査研究の段階で特定の教科書について推薦したり絞り込む様な事は明らかに不適切です。文部科学省からも例年『調査員が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても採択権者が十分な審議を行う事が必要であり必ず首位の教科書を採択、選定、又は上位の教科書の中から採択・選定する事とするなど当該評価に拘束力があるかの様な取り扱いを行う事により採択権者の責任が不明確になる事がないように留意する事』であったり『教育委員会の委員の皆様へ・教科書採択の留意事項について「調査員からの報告等を鵜呑みにしたり教職員の投票によって採択教科書が決定されたりするなど教育委員会の責任が不明確になるような採択の手続は適当ではありません。』」などと通知が発出されています。また東京書籍、三省堂、光村図書出版、教育出版は収賄事件を起こしていたり、第一学習者、新興出版社啓林館、教育芸術社は過去に隠蔽虚偽で問題が起きてます。教育上不正を犯す様なメーカーは避けて下さい。また特定のメーカーを選抜する事の問題提起は千葉市議会でもされておりますので下記の通り請願する。

願意：1、採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしない事。そして教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしない事。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 4 9 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名	千葉県におかれましては令和 6 年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしていない事を求める請願		
要 旨	採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしていないこと。 教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしないこと。		
請願者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 48 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 50 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書 (5)

令和6年3月27日

千葉市長生田長生村

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡 克彦 様

件名：千葉市におかれましては令和6年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしない事を求める請願。

理由：令和2年の千葉市教科用図書選定委員会議事録に以下の様に表記されているので問題だと思えます。

『書写 教育出版、東京書籍が適している』

『歴史 東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる』

『地理 東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする』

『理科 推薦するとしたら大日本図書、啓林館、東京書籍と考える』

他にも市原市の例なのですが【令和5年第4回市原市教育委員会臨時会会議録 1 期日等 令和5年8月3日（木） 議会棟第4委員会室 開会 9時00分 閉会 14時00分 2 出席委員 林 充 秋田秀博 田村雅治 宮崎理恵】において選定委員会による調査研究報告書等の概要説明として教育振興部長から各教科ごとにある事か推薦という言葉が使われ絞り込まれている現実があります。以下、主要な科目について抜粋。

【国語：「光村図書」、「東京書籍」の2社を本市の採択候補として推薦させていただきます】

【社会：「東京書籍」、「教育出版」の2社を本市採択候補として推薦させていただきます】

【地図：「帝国書院」「東京書籍」の2社を、本市採択候補として推薦させていただきます】

【算数：「啓林館」、「大日本図書」の2社を、本市の採択候補として推薦させていただきます】

これらは文科省に厳重に抗議、通達します。慣習的に特定のメーカーの教科書を推薦したり絞り込む様な発言があります。教科書の採択権者は教育委員会です。ですから採択会議前の調査研究の段階で特定の教科書について推薦したり絞り込む様な事は明らかに不適切です。文部科学省からも例年『調査員が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても採択権者が十分な審議を行う事が必要であり必ず首位の教科書を採択、選定、又は上位の教科書の中から採択・選定する事とするなど当該評価に拘束力があるかの様な取り扱いを行う事により採択権者の責任が不明確になる事がないように留意する事』であったり『教育委員会の委員の皆様へ・教科書採択の留意事項について「調査員からの報告等を鵜呑みにしたり教職員の投票によって採択教科書が決定されたりするなど教育委員会の責任が不明確になるような採択の手続は適当ではありません。」』などと通知が発出されています。また東京書籍、三省堂、光村図書出版、教育出版は収賄事件を起こしていたり、第一学習者、新興出版社啓林館、教育芸術社は過去に隠蔽虚偽で問題が起きてます。教育上不正を犯す様なメーカーは避けて下さい。また特定のメーカーを選抜する事の問題提起は千葉市議会でもされておりますので下記の通り請願する。

願意：1、採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしない事。そして教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしない事。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 5 0 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名	千葉県におかれましては令和 6 年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしない事を求める請願		
要 旨	採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしないこと。 教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしないこと。		
請願者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県長生郡 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 49 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 51 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

写

請願書

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡克彦様

令和6年3月23日

千葉市

■件名

令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については
他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に
採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。

■理由

とても参考になる資料がありました。東京都教育委員会作成の

『令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)』です。

例を以下に抜粋いたします。

数学：『例、例題』『問、問題(小問)』の問題数の比較。

理科：観察、実験を取り上げている箇所数の比較。

道徳：情報モラルや現代的な課題を扱っている主な教材の数比較。

歴史：取り上げられている歴史上の人物の数比較。

公民：自由・権利、責任・義務について記述している箇所数比較。

この様に各教科書の特徴を数値によって分析しており歴史分野における歴史上の人物の取り扱い数が最大と最小で200以上も開きがあり数値で分析する事で教科書の特徴も明確になってます。そして『防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱い』『一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い』『北朝鮮による拉致問題の扱い』などの具体的な調査項目を設けて内容と質的な調査も実施しております。同様の調査は程度の差はあれども千葉県教育委員会作成の『県立中学校教科用図書の採択に関する調査研究資料』でも見受けられます。一方、千葉市の『教科用図書調査研究報告書』は抽象的な内容ですので上記と比べると充実していない事が明らかです。正確な情報や幅広い情報は学ぶ上で必要不可欠です。東京書籍は教育上必要な要素である項目が著しく少ない数値という偏った内容であり、帝国書院の歴史では『ポツダム宣言を日本は黙殺した』などという明らかな誤りを書いており教科書として不適格です。よって、公正公平な採択がされる様に下記の通り請願いたします。

■願意

1、千葉市教科用図書選定委員会が作成する資料は他自治体の事例を研究し
正確で子供達への教育に資する内容がいかにか書かれているか採択権者が
数値データで判断出来る様に一層充実する事。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 5 1 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名	令和 6 年度の千葉県教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して載きたい請願。		
要 旨	作成する資料は、他自治体の事例を研究し、採択権者が数値データで判断できるように一層充実すること		
請願者 住 所 氏 名	〒[REDACTED] 千葉県市原市[REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 5 0 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 5 2 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡克彦様

市原市

■件名

令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については
他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に
採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。

■理由

とても参考になる資料がありました。東京都教育委員会作成の
『令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)』です。

例を以下に抜粋いたします。

数学：『例、例題』『問、問題(小問)』の問題数の比較。

理科：観察、実験を取り上げている箇所数の比較。

道徳：情報モラルや現代的な課題を扱っている主な教材の数比較。

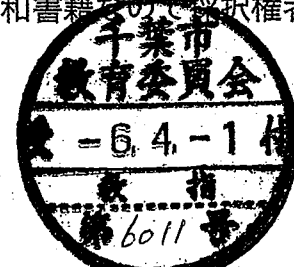
歴史：取り上げられている歴史上の人物の数比較。

公民：自由・権利、責任・義務について記述している箇所数比較。

この様に各教科書の特徴を数値によって分析しており歴史分野における歴史上の人物の取り扱い数が最大と最小で200以上も開きがあり数値で分析する事で教科書の特徴も明確になってます。そして『防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱い』『一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い』『北朝鮮による拉致問題の扱い』などの具体的な調査項目を設けて内容と質的な調査も実施しております。同様の調査は程度の差はあれども千葉県教育委員会作成の『県立中学校教科用図書の採択に関する調査研究資料』でも見受けられます。一方、千葉市の『教科用図書調査研究報告書』は抽象的な内容ですので上記と比べると充実していない事が明らかです。正確な事実、知識、幅広い情報は学ぶ上で必要不可欠です。東京書籍は教育上必要な要素である項目が著しく少ない数値であるという偏った内容であり、帝国書院の歴史では『ポツダム宣言を日本は黙殺した』などという明らかな誤りを書くような教科書のため不適格です。よって公正公平な採択がされる様に下記の通りお願いいたします。

■願意

1、千葉市教科用図書選定委員会が作成する資料は東京都や他自治体の事例を研究して戴き、事実に沿い正確で子供達への教育に資する内容を数値化して戴き、その数値は高く良質と思われ望ましいのが自由社、育鵬社、令和書籍なので採択権者にはこの3社から採択をして戴く事を望む請願。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 5 2 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名	令和 6 年度の千葉県教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願		
要 旨	作成する資料は、他自治体の事例を研究し、教育に資する内容を数値化し、その数値が高く良質な自由社、育鵬社、令和書籍の 3 社から採択してほしい		
陳情者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 1 3 号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 5 1 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 5 3 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書



令和6年3月23日

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡克彦様

千葉市

【件名】

専門調査員からの調査内容を採択権者である教育長や教育委員が詳細に理解把握するために採択事務の改善を求める請願。

【理由】

文部科学省通知に『教科書の調査研究については必要な専門性を有し公正、公平に教科書の調査研究を行う事の出来る調査員を選任し、教科等毎に適切な数配置するなどの体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努める事』とあります。しかし例年の議事録などを拝見すると千葉市の採択事務では専門調査員の詳細な調査資料や結果について、採択権者の教育長や教育委員があまり内容や事実まで理解把握しないままに採択されている様な印象でした。さらに採用された教科書では東京書籍や帝国書院などは歴史事実と異なる表記をされてた過去もあり、専門調査員からの詳細な調査資料や内容もしく、それらを採択する教育長や教育委員自身がどの程度理解把握出来ているかも懸念があります。より歴史事実に正確で、それらが生かされる採択事務への改善を求めて下記の通り請願いたします。

【願意】

1、専門調査員による調査資料や内容を採択権者の教育長や教育委員が詳細に理解把握出来るように千葉市教科用図書選定委員会による資料の作成方法を改善する事。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 5 3 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名	専門調査員からの調査内容を採択権者である教育長や教育委員が詳細に理解把握するために採択事務の改善を求める請願		
要 旨	1 専門調査員による調査資料や内容を、採択権者の教育長や教育委員が詳細に理解把握できるように、千葉市教科用図書選定委員会による資料の作成方法を改善すること。		
請 願 者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 52 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 55 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

千葉市教育委員会

言 原 資



令和6年3月27日

教育長 鶴岡克彦様

千葉市

■件名

令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については
他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に
採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。

■理由

とても参考になる資料がありました。東京都教育委員会作成の
『令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)』です。

例を以下に抜粋いたします。

数学：『例、例題』『問、問題(小問)』の問題数の比較。

理科：観察、実験を取り上げている箇所数の比較。

道徳：情報モラルや現代的な課題を扱っている主な教材の数比較。

歴史：取り上げられている歴史上の人物の数比較。

公民：自由・権利、責任・義務について記述している箇所数比較。

この様に各教科書の特徴を数値によって分析しており歴史分野における歴史上の人物の取り扱い数が最大と最小で200以上も開きがあり数値で分析する事で教科書の特徴も明確になってます。そして『防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱い』『一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い』『北朝鮮による拉致問題の扱い』などの具体的な調査項目を設けて内容と質的な調査も実施しております。同様の調査は程度の差はあれども千葉県教育委員会作成の『県立中学校教科用図書の採択に関する調査研究資料』でも見受けられます。一方、千葉市の『教科用図書調査研究報告書』は抽象的な内容ですので上記と比べると充実していない事が明かです。正確な事実、知識、幅広い情報は学ぶ上で必要不可欠です。東京書籍は教育上必要な要素である項目が著しく少ない数値であるという偏った内容であり、帝国書院の歴史では『ポツダム宣言を日本は黙殺した』などという明らかな誤りを書くような教科書のため不適格です。よって公正公平な採択がされる様に下記の通りお願いいたします。

■願意

1、千葉市教科用図書選定委員会が作成する資料は東京都や他自治体の事例を研究して戴き、事実に沿い正確で子供達への教育に資する内容を数値化して戴き、その数値は高く良質と思われ望ましいのが自由社、育鵬社、令和書籍なので採択権者にはこの3社から採択をして戴く事を望む請願。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 5 5 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名	令和 6 年度の千葉県教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願		
要 旨	作成する資料は、他自治体の事例を研究し、教育に資する内容を数値化し、その数値が高く良質な自由社、育鵬社、令和書籍の 3 社から採択してほしい		
陳情者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 53 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 56 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書

子

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡克彦 様

令和6年3月27日

市原市

【件名】

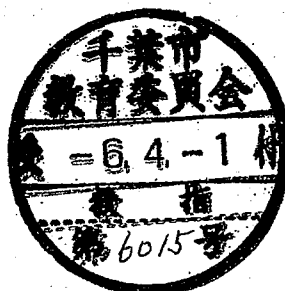
専門調査員からの調査内容を採択権者である教育長や教育委員が詳細に理解把握するために採択事務の改善を求める請願。

【理由】

文部科学省通知に『教科書の調査研究については必要な専門性を有し公正、公平に教科書の調査研究を行う事の出来る調査員を選任し、教科等毎に適切な数配置するなどの体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努める事』とあります。しかし例年の議事録などを拝見すると千葉市の採択事務では専門調査員の詳細な調査資料や結果について、採択権者の教育長や教育委員があまり内容や事実まで理解把握しないままに採択されている様な印象でした。さらに採用された教科書では東京書籍や帝国書院などは歴史事実と異なる表記をされてた過去もあり、専門調査員からの詳細な調査資料や内容もしく、それらを採択する教育長や教育委員自身がどの程度理解把握出来ているかも懸念があります。より歴史事実に正確で、それらが生かされる採択事務への改善を求めて下記の通り請願いたします。

【願意】

1、専門調査員による調査資料や内容を採択権者の教育長や教育委員が詳細に理解把握出来るように千葉市教科用図書選定委員会による資料の作成方法を改善する事。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 5 6 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名	専門調査委員からの調査内容を採択権者である教育長や教育委員が詳細に理解把握するために採択事務の改善を求める請願		
要 旨	1 専門調査員による調査資料や内容を、採択権者の教育長や教育委員が詳細に理解把握できるように、千葉県教科用図書選定委員会による資料の作成方法を改善すること。		
請 願 者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 5 4 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 5 8 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書

令和6年3月27日

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡 克彦 様

千葉市

【件名】

令和6年度において専門調査員からの調査内容を採択権者である教育長や教育委員が詳細に理解把握するために採択事務の改善を求める請願。

【理由】

文部科学省通知に『教科書の調査研究については必要な専門性を有し公正、公平に教科書の調査研究を行う事の出来る調査員を選任し、教科等毎に適切な数配置するなどの体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努める事』とあります。

しかし例えば千葉市の令和2年の教科用図書選定委員会議事録にて判明している内容。

『書写：教育出版、東京書籍が適している』

『歴史：東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる』

『地理：東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする』

『理科：推薦するとしたら大日本図書、啓林館、東京書籍と考える』

これでは千葉市の採択事務では専門調査員の詳細な調査資料や結果について採択権者の教育長や教育委員が内容や事実まで理解把握されてるとは言えません。さらに採用された東京書籍においては事件を起こしていたり帝国書院においては歴史事実と異なる表記をされてた過去もあり全く文部科学省通知にあるところの【必要な専門性を有し公正、公平】とは言えません。帝国書院に関しては令和3年の自由社の教科書が「警備の武士」を『武士というよりも朝廷や院を警護する官職として武官と呼ぶべき』で間違いであるとして不採用になっていたにも関わらず帝国書院の「警備する武士」も間違いであるはずだが検定は通っているという様な不可解な現実が起きており公正、公平とは到底言えない。また、東京書籍は平成28年現金授受事件が発覚していたり、大日本図書は藤井寺市事件で不当な利益供与を行い贈賄罪が確定したため令和5年に初の不合格処分されている様な会社です。専門調査員からの詳細な調査資料や内容もしかり、それらを採択する教育長や教育委員自身が十分な理解や把握をし、より歴史事実 zu 正確で、それらが生かされる採択事務への改善を求めて下記の通り請願いたします。

【願意】

1、専門調査員による調査資料や内容を採択権者の教育長や教育委員が詳細に理解把握出来るように千葉市教科用図書選定委員会による資料の作成方法を改善し、検定を通過しているとはいえ、不適格とも言える刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補に入れない事を請願する。もしくはその事件を起こした会社である事実や、歴史事実誤認表記という過去の事実も資料に明記し採択権者の教育長や教育委員が子供の未来、教育において妥当と思われる公正、公平な教科書採択をする事。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 5 8 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名	令和 6 年度において専門調査委員からの調査内容を採択権者である教育長や教育委員が詳細に理解把握するために採択事務の改善を求める請願		
要 旨	1 専門調査員による調査資料や内容を、採択権者の教育長や教育委員が詳細に理解把握できるように、千葉市教科用図書選定委員会による資料の作成方法を改善すること。 2 不適格ともいえる刑事事件を起こしたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補に入れないこと。もしくは刑事事件や歴史事実誤認表記という過去の事実も資料に明記し、公正・公平な教科書を採用すること。		
請願者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 5 5 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 6 2 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請 願 書

令和6年 3月 25日

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡 克彦様

〒[REDACTED]

市原市 [REDACTED]

■件名

令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。

■理由

とても参考になる資料がありました。東京都教育委員会作成の『令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)』です。

例を以下に抜粋いたします。

数学：『例、例題』『問、問題(小問)』の問題数の比較。

理科：観察、実験を取り上げている箇所数の比較。

道徳：情報モラルや現代的な課題を扱っている主な教材の数比較。

歴史：取り上げられている歴史上の人物の数比較。

公民：自由・権利、責任・義務について記述している箇所数比較。

この様に各教科書の特徴を数値によって分析しており歴史分野における歴史上の人物の取り扱い数が最大と最小で200以上も開きがあり数値で分析する事で教科書の特徴も明確になってます。そして『防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱い』『一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い』『北朝鮮による拉致問題の扱い』などの具体的な調査項目を設けて内容と質的な調査も実施しております。同様の調査は程度の差はあれども千葉県教育委員会作成の『県立中学校教科用図書の採択に関する調査研究資料』でも見受けられます。一方、千葉市の『教科用図書調査研究報告書』は抽象的な内容ですので上記と比べると充実していない事が明らかなです。正確な情報や幅広い情報は学ぶ上で必要不可欠です。東京書籍は教育上必要な要素である項目が著しく少ない数値という偏った内容であり、帝国書院の歴史では『ポツダム宣言を日本は黙殺した』などという明らかな誤りを書いており教科書として不適格です。よって、公正公平な採択がされる様に下記の通りお願いいたします。

■願意

1、千葉市教科用図書選定委員会が作成する資料は他自治体の事例を研究し正確で子供達への教育に資する内容がいかに書かれているか採択権者が数値データで判断出来る様に一層充実する事。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 6 2 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名	令和 6 年度の千葉県教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。		
要 旨	作成する資料は、他自治体の事例を研究し、採択権者が数値データで判断できるように一層充実すること		
請願者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 5 6 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 6 3 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書 (写)

令和6年 3月25日

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡克彦様

市原市

■件名

令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。

■理由

とても参考になる資料がありました。東京都教育委員会作成の

『令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)』です。

例を以下に抜粋いたします。

数学：『例、例題』『問、問題(小問)』の問題数の比較。

理科：観察、実験を取り上げている箇所数の比較。

道徳：情報モラルや現代的な課題を扱っている主な教材の数比較。

歴史：取り上げられている歴史上の人物の数比較。

公民：自由・権利、責任・義務について記述している箇所数比較。

この様に各教科書の特徴を数値によって分析しており歴史分野における歴史上の人物の取り扱い数が最大と最小で200以上も開きがあり数値で分析する事で教科書の特徴も明確になってます。そして『防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱い』『一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い』『北朝鮮による拉致問題の扱い』などの具体的な調査項目を設けて内容と質的な調査も実施しております。同様の調査は程度の差はあれども千葉県教育委員会作成の『県立中学校教科用図書の採択に関する調査研究資料』でも見受けられます。一方、千葉市の『教科用図書調査研究報告書』は抽象的な内容ですので上記と比べると充実していない事が明かです。正確な情報や幅広い情報は学ぶ上で必要不可欠です。東京書籍は教育上必要な要素である項目が著しく少ない数値という偏った内容であり、帝国書院の歴史では『ポツダム宣言を日本は黙殺した』などという明らかな誤りを書いており教科書として不適格です。よって、公正公平な採択がされる様に下記の通りお願いいたします。

■願意

1、千葉市教科用図書選定委員会が作成する資料は他自治体の事例を研究し正確で子供達への教育に資する内容がいかに書かれているか採択権者が数値データで判断出来る様に一層充実する事。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 6 3 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名	令和 6 年度の千葉県教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願		
要 旨	作成する資料は、他自治体の事例を研究し、教育に資する内容を数値化し、その数値が高く良質な自由社、育鵬社、令和書籍の 3 社から採択してほしい		
陳情者 住 所 氏 名	〒[REDACTED] 千葉県市原市[REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 57 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 64 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

千葉市教育委員会

令和6年 3月25日

教育長 嶋岡克彦様

〒[REDACTED]

千葉市緑区 [REDACTED]

■件名

令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については
他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に
採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。

■理由

とても参考になる資料がありました。東京都教育委員会作成の
『令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)』です。

例を以下に抜粋いたします。

数学：『例、例題』『問、問題(小問)』の問題数の比較。

理科：観察、実験を取り上げている箇所数の比較。

道徳：情報モラルや現代的な課題を扱っている主な教材の数比較。

歴史：取り上げられている歴史上の人物の数比較。

公民：自由・権利、責任・義務について記述している箇所数比較。

この様に各教科書の特徴を数値によって分析しており歴史分野における歴史上の人物の取り扱い数が最大と最小で200以上も開きがあり数値で分析する事で教科書の特徴も明確になってます。そして『防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱い』『一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い』『北朝鮮による拉致問題の扱い』などの具体的な調査項目を設けて内容と質的な調査も実施しております。同様の調査は程度の差はあれども千葉県教育委員会作成の『県立中学校教科用図書の採択に関する調査研究資料』でも見受けられます。一方、千葉市の『教科用図書調査研究報告書』は抽象的な内容ですので上記と比べると充実していない事が明らかです。正確な事実、知識、幅広い情報は学ぶ上で必要不可欠です。東京書籍は教育上必要な要素である項目が著しく少ない数値であるという偏った内容であり、帝国書院の歴史では『ポツダム宣言を日本は黙殺した』などという明らかな誤りを書くような教科書のため不適格です。よって公正公平な採択がされる様に下記の通り請願いたします。

■願意

1、千葉市教科用図書選定委員会が作成する資料は東京都や他自治体の事例を研究して戴き、事実に沿い正確で子供達への教育に資する内容を数値化して戴き、その数値は高く良質と思われ望ましいのが自由社、育鵬社、令和書籍の3社から採択権者にはこの3社から採択をして戴く事を望む請願。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 6 4 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名	令和 6 年度の千葉県教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願		
要 旨	作成する資料は、他自治体の事例を研究し、教育に資する内容を数値化し、その数値が高く良質な自由社、育鵬社、令和書籍の 3 社から採択してほしい		
陳情者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県千葉市緑区 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 58 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 65 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

千葉市教育委員会

令和6年3月25日

教育長 鶴岡亮彦様

千葉市 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

■件名

令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については
他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に
採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。

■理由

とても参考になる資料がありました。東京都教育委員会作成の
『令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)』です。

例を以下に抜粋いたします。

数学：『例、例題』『問、問題(小問)』の問題数の比較。

理科：観察、実験を取り上げている箇所数の比較。

道徳：情報モラルや現代的な課題を扱っている主な教材の数比較。

歴史：取り上げられている歴史上の人物の数比較。

公民：自由・権利、責任・義務について記述している箇所数比較。

この様に各教科書の特徴を数値によって分析しており歴史分野における歴史上の人物の取り扱い数が最大と最小で200以上も開きがあり数値で分析する事で教科書の特徴も明確になってます。そして『防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱い』『一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い』『北朝鮮による拉致問題の扱い』などの具体的な調査項目を設けて内容と質的な調査も実施しております。同様の調査は程度の差はあれども千葉県教育委員会作成の『県立中学校教科用図書の採択に関する調査研究資料』でも見受けられます。一方、千葉市の『教科用図書調査研究報告書』は抽象的な内容ですので上記と比べると充実していない事が明らかです。正確な情報や幅広い情報は学ぶ上で必要不可欠です。東京書籍は教育上必要な要素である項目が著しく少ない数値という偏った内容であり、帝国書院の歴史では『ポツダム宣言を日本は黙殺した』などという明らかな誤りを書いており教科書として不適格です。よって、公正公平な採択がされる様に下記の通り請願いたします。

■願意

1、千葉市教科用図書選定委員会が作成する資料は他自治体の事例を研究し
正確で子供達への教育に資する内容がいかにか書かれているか採択権者が
数値データで判断出来る様に一層充実する事。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 6 5 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名	令和 6 年度の千葉県教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。		
要 旨	作成する資料は、他自治体の事例を研究し、採択権者が数値データで判断できるように一層充実すること		
請願者 住所氏名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 59 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 66 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

令和6年3月25日

千葉市教育委員会

教育長 嶋岡克彦様

市原市

■件名

令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。

■理由

とても参考になる資料がありました。東京都教育委員会作成の『令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)』です。

例を以下に抜粋いたします。

数学：『例、例題』『問、問題(小問)』の問題数の比較。

理科：観察、実験を取り上げている箇所数の比較。

道徳：情報モラルや現代的な課題を扱っている主な教材の数比較。

歴史：取り上げられている歴史上の人物の数比較。

公民：自由・権利、責任・義務について記述している箇所数比較。

この様に各教科書の特徴を数値によって分析しており歴史分野における歴史上の人物の取り扱い数が最大と最小で200以上も開きがあり数値で分析する事で教科書の特徴も明確になってます。そして『防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱い』『一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い』『北朝鮮による拉致問題の扱い』などの具体的な調査項目を設けて内容と質的な調査も実施しております。同様の調査は程度の差はあれども千葉県教育委員会作成の『県立中学校教科用図書の採択に関する調査研究資料』でも見受けられます。一方、千葉市の『教科用図書調査研究報告書』は抽象的な内容ですので上記と比べると充実していない事が明らかなです。正確な事実、知識、幅広い情報は学ぶ上で必要不可欠です。東京書籍は教育上必要な要素である項目が著しく少ない数値であるという偏った内容であり、帝国書院の歴史では『ポツダム宣言を日本は黙殺した』などという明らかな誤りを書くような教科書のため不適格です。よって公正公平な採択がされる様に下記の通りお願いいたします。

■願意

1、千葉市教科用図書選定委員会が作成する資料は東京都や他自治体の事例を研究して戴き、事実に沿い正確で子供達への教育に資する内容を数値化して戴き、その数値は高く良質と思われ望ましいのが自由社、育鵬社、令和書籍の3社から採択権者にはこの3社から採択をして戴く事を望む請願。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 6 6 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名	令和 6 年度の千葉県教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して載きたい請願		
要 旨	作成する資料は、他自治体の事例を研究し、教育に資する内容を数値化し、その数値が高く良質な自由社、育鵬社、令和書籍の 3 社から採択してほしい		
陳情者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 1 3 号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 6 0 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 6 7 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



千葉市教育委員会

教育長 鶴岡克彦様

〒[REDACTED]
市原市 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

■件名

令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。

■理由

とても参考になる資料がありました。東京都教育委員会作成の『令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)』です。

例を以下に抜粋いたします。

数学：『例、例題』『問、問題(小問)』の問題数の比較。

理科：観察、実験を取り上げている箇所数の比較。

道徳：情報モラルや現代的な課題を扱っている主な教材の数比較。

歴史：取り上げられている歴史上の人物の数比較。

公民：自由・権利、責任・義務について記述している箇所数比較。

この様に各教科書の特徴を数値によって分析しており歴史分野における歴史上の人物の取り扱い数が最大と最小で200以上も開きがあり数値で分析する事で教科書の特徴も明確になってます。そして『防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱い』『一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い』『北朝鮮による拉致問題の扱い』などの具体的な調査項目を設けて内容と質的な調査も実施しております。同様の調査は程度の差はあれども千葉県教育委員会作成の『県立中学校教科用図書の採択に関する調査研究資料』でも見受けられます。一方、千葉市の『教科用図書調査研究報告書』は抽象的な内容ですので上記と比べると充実していない事が明かです。正確な情報や幅広い情報は学ぶ上で必要不可欠です。東京書籍は教育上必要な要素である項目が著しく少ない数値という偏った内容であり、帝国書院の歴史では『ポツダム宣言を日本は黙殺した』などという明らかな誤りを書いており教科書として不適格です。よって、公正公平な採択がされる様に下記の通りお願いいたします。

■願意

1、千葉市教科用図書選定委員会が作成する資料は他自治体の事例を研究し正確で子供達への教育に資する内容がいかにか書かれているか採択権者が数値データで判断出来る様に一層充実する事。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 6 7 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名	令和 6 年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。		
要 旨	作成する資料は、他自治体の事例を研究し、採択権者が数値データで判断できるように一層充実すること		
請 願 者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 6 1 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 6 8 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書

与

令和6年3月25日

千葉市教育委員会
教員 鶴岡克彦様

〒[REDACTED]
[REDACTED]
市原市 [REDACTED]

■件名

令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して載きたい請願。

■理由

とても参考になる資料がありました。東京都教育委員会作成の『令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)』です。

例を以下に抜粋いたします。

数学：『例、例題』『問、問題(小問)』の問題数の比較。

理科：観察、実験を取り上げている箇所数の比較。

道徳：情報モラルや現代的な課題を扱っている主な教材の数比較。

歴史：取り上げられている歴史上の人物の数比較。

公民：自由・権利、責任・義務について記述している箇所数比較。

この様に各教科書の特徴を数値によって分析しており歴史分野における歴史上の人物の取り扱い数が最大と最小で200以上も開きがあり数値で分析する事で教科書の特徴も明確になってます。そして『防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱い』『一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い』『北朝鮮による拉致問題の扱い』などの具体的な調査項目を設けて内容と質的な調査も実施しております。同様の調査は程度の差はあれども千葉県教育委員会作成の『県立中学校教科用図書の採択に関する調査研究資料』でも見受けられます。一方、千葉市の『教科用図書調査研究報告書』は抽象的な内容ですので上記と比べると充実していない事が明らかです。正確な事実、知識、幅広い情報は学ぶ上で必要不可欠です。東京書籍は教育上必要な要素である項目が著しく少ない数値であるという偏った内容であり、帝国書院の歴史では『ポツダム宣言を日本は黙殺した』などという明らかな誤りを書くような教科書のため不適格です。よって公正公平な採択がされる様に下記の通りお願いいたします。

■願意

1、千葉市教科用図書選定委員会が作成する資料は東京都や他自治体の事例を研究して載き、事実に沿い正確で子供達への教育に資する内容を数値化して載き、その数値は高く良質と思われ望ましいのが自由社、育鵬社、令和書籍の3社です。採択権者にはこの3社から採択をして載く事を望む請願。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 6 8 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名	令和 6 年度の千葉県教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願		
要 旨	作成する資料は、他自治体の事例を研究し、教育に資する内容を数値化し、その数値が高く良質な自由社、育鵬社、令和書籍の 3 社から採択してほしい		
陳情者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 6 2 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 6 9 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

令和6年3月28日

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡 克彦 様

件名：千葉市におかれましては令和6年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしない事を求める請願。

理由：令和2年の千葉市教科用図書選定委員会議事録に以下の様に表記されているので問題だと思っています。

- 『書写 教育出版、東京書籍が適している』
- 『歴史 東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる』
- 『地理 東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする』
- 『理科 推薦するとしたら大日本図書、啓林館、東京書籍と考える』

他にも市原市の例なのですが【令和5年第4回市原市教育委員会臨時会会議録 1 期日等 令和5年8月3日（木） 議会棟第4委員会室 開会 9時00分 閉会 14時00分 2 出席委員 林 充 秋田秀博 田村雅治 宮崎理恵】において選定委員会による調査研究報告書等の概要説明として教育振興部長から各教科ごとにある事か推薦という言葉が使われ絞り込まれている現実があります。以下、主要な科目について抜粋。

【国語：「光村図書」、「東京書籍」の2社を本市の採択候補として推薦させていただきます】

【社会：「東京書籍」、「教育出版」の2社を本市採択候補として推薦させていただきます】

【地図：「帝国書院」、「東京書籍」の2社を、本市採択候補として推薦させていただきます】

【算数：「啓林館」、「大日本図書」の2社を、本市の採択候補として推薦させていただきます】

これらは文科省に厳重に抗議、通達します。慣習的に特定のメーカーの教科書を推薦したり絞り込む様な発言があります。教科書の採択権者は教育委員会です。ですから採択会議前の調査研究の段階で特定の教科書について推薦したり絞り込む様な事は明らかに不適切です。文部科学省からも例年『調査員が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても採択権者が十分な審議を行う事が必要であり必ず首位の教科書を採択、選定、又は上位の教科書の中から採択・選定する事とするなど当該評価に拘束力があるかの様な取り扱いを行う事により採択権者の責任が不明確になる事がないように留意する事』であったり『教育委員会の委員の皆様へ・教科書採択の留意事項について「調査員からの報告等を鵜呑みにしたり教職員の投票によって採択教科書が決定されたりするなど教育委員会の責任が不明確になるような採択の手続は適当ではありません。」』などと通知が発出されています。また東京書籍、三省堂、光村図書出版、教育出版は収賄事件を起こしていたり、第一学習者、新興出版社啓林館、教育芸術社は過去に隠蔽虚偽で問題が起きてます。教育上不正を犯す様なメーカーは避けて下さい。また特定のメーカーを選抜する事の問題提起は千葉市議会でもされておりますので下記の通り請願する。

願意：1、採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしない事。そして教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしない事。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 6 9 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名	千葉県におかれましては令和 6 年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしていない事を求める請願		
要 旨	採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしていないこと。 教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしないこと。		
請願者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県木更津市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 1 3 号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 6 3 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 7 1 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書 (5)

令和6年3月27日
千葉市

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡 克彦 様

件名：千葉市におかれましては令和6年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしない事を求める請願。

理由：令和2年の千葉市教科用図書選定委員会議事録に以下の様に表記されているので問題だと思えます。

『書写 教育出版、東京書籍が適している』

『歴史 東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる』

『地理 東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする』

『理科 推薦するとしたら大日本図書、啓林館、東京書籍と考える』

他にも市原市の例なのですが【令和5年第4回市原市教育委員会臨時会会議録 1 期日等 令和5年8月3日（木） 議会棟第4委員会室 開会 9時00分 閉会 14時00分 2 出席委員 林 充 秋田秀博 田村雅治 宮崎理恵】において選定委員会による調査研究報告書等の概要説明として教育振興部長から各教科ごとにあろう事か推薦という言葉が使われ絞り込まれている現実があります。以下、主要な科目について抜粋。

【国語：「光村図書」、「東京書籍」の2社を本市の採択候補として推薦させていただきます】

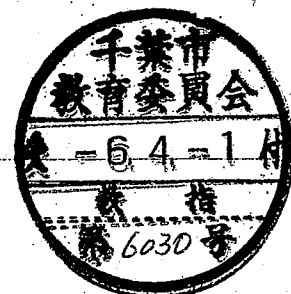
【社会：「東京書籍」、「教育出版」の2社を本市採択候補として推薦させていただきます】

【地図：「帝国書院」、「東京書籍」の2社を、本市採択候補として推薦させていただきます】

【算数：「啓林館」、「大日本図書」の2社を、本市の採択候補として推薦させていただきます】

これらは文科省に厳重に抗議、通達します。慣習的に特定のメーカーの教科書を推薦したり絞り込む様な発言があります。教科書の採択権者は教育委員会です。ですから採択会議前の調査研究の段階で特定の教科書について推薦したり絞り込む様な事は明らかに不適切です。文部科学省からも例年『調査員が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても採択権者が十分な審議を行う事が必要であり必ず首位の教科書を採択、選定、又は上位の教科書の中から採択・選定する事とするなど当該評価に拘束力があるかの様な取り扱いを行う事により採択権者の責任が不明確になる事がないように留意する事』であったり『教育委員会の委員の皆様へ・教科書採択の留意事項について「調査員からの報告等を鵜呑みにしたり教職員の投票によって採択教科書が決定されたりするなど教育委員会の責任が不明確になるような採択の手続は適当ではありません。」』などと通知が発出されています。また東京書籍、三省堂、光村図書出版、教育出版は収賄事件を起こしていたり、第一学習者、新興出版社啓林館、教育芸術社は過去に隠蔽虚偽で問題が起きてます。教育上不正を犯す様なメーカーは避けて下さい。また特定のメーカーを選抜する事の問題提起は千葉市議会でもされておりますので下記の通り請願する。

願意：1、採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしない事。そして教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしない事。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 7 1 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名	千葉県におかれましては令和 6 年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしていない事を求める請願		
要 旨	採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしていないこと。教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしないこと。		
請願者 住 所 氏 名	〒[REDACTED] 千葉県市原市[REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 6 4 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 7 2 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



令和6年3月28日

千葉市教育長 鶴岡 克彦 様

市原市

令和6年度の保健・体育教科書を採択する際の包括的性教育に関する請願

請願理由

多様性という言葉を用い、子供達へ自身の性自認を曖昧にするように働きかけるような活動が最近多くみられます。アフリカやヨーロッパ等、海外では成功例がありますが問題も発生しております。包括的性教育が日本の文化や風土に合うのか疑問に思い請願します。

以下、請願します。

〔要望事項〕

1. 包括的性教育の内容は削除して下さい。
2. 性自認を曖昧にするような誘導を行う内容は削除して下さい。
3. 思春期の子供達に必要以上の性に関する行為を指導する記載内容がある場合は削除して下さい。
4. 今まで行っていた教育センターでの教科書展示会を各学校で行い、自分の子供が通う学校でどのような内容の教科書を使用するか、多くの保護者わかるようにして下さい。

以上



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 7 2 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名	令和 6 年度の保健・体育教科書を採択する際の包括的性教育に関する請願		
要 旨	1 包括的性教育の内容は削除すること 2 性自認を曖昧にするような誘導を行う内容は削除すること 3 思春期の子供たちに必要以上の性に関する行為を指導する記載内容は削除すること 4 教科書展示会を各学校で行い、教科書の内容を多くの保護者にわかるようにすること		
請 願 者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 6 5 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 7 3 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



令和6年3月28日

千葉市教育長 鶴岡 克彦 様

市原市

令和6年度の保健・体育教科書を採択する際の包括的性教育に関する請願

請願理由

多様性という言葉を用い、子供達へ自身の性自認を曖昧にするように働きかけるような活動が最近多くみられます。アフリカやヨーロッパ等、海外では成功例がありますが問題も発生しております。包括的性教育が日本の文化や風土に合うのか疑問に思い請願します。

以下、請願します。

〔要望事項〕

1. 包括的性教育の内容は削除して下さい。
2. 性自認を曖昧にするような誘導を行う内容は削除して下さい。
3. 思春期の子供達に必要以上の性に関する行為を指導する記載内容がある場合は削除して下さい。
4. 今まで行っていた教育センターでの教科書展示会を各学校で行い、自分の子供が通う学校でどのような内容の教科書を使用するか、多くの保護者わかるようにして下さい。

以上



請 願 文 書 表

受理番号	請願第73号	受理年月日	令和6年4月1日
件 名	令和6年度の保健・体育教科書を採択する際の包括的性教育に関する請願		
要 旨	1 包括的性教育の内容は削除すること 2 性自認を曖昧にするような誘導を行う内容は削除すること 3 思春期の子供たちに必要以上の性に関する行為を指導する記載内容は削除すること 4 教科書展示会を各学校で行い、教科書の内容を多くの保護者にわかるようにすること		
請願者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 6 6 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 7 5 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

写

言青原書

令和6年3月27日

千葉県市原市

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡 克彦 様

件名：千葉市におかれましては令和6年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしない事を求める請願。

理由：令和2年の千葉市教科用図書選定委員会議事録に以下の様に表記されているので問題だと思います。

『書写 教育出版、東京書籍が適している』

『歴史 東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる』

『地理 東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする』

『理科 推薦するとしたら大日本図書、啓林館、東京書籍と考える』

他にも市原市の例なのですが【令和5年第4回市原市教育委員会臨時会会議録 1 期日等 令和5年8月3日（木） 議会棟第4委員会室 開会 9時00分 閉会 14時00分 2 出席委員 林 充 秋田秀博 田村雅治 宮崎理恵】において選定委員会による調査研究報告書等の概要説明として教育振興部長から各教科ごとにあろう事が推薦という言葉が使われ絞り込まれている現実があります。以下、主要な科目について抜粋。

【国語：「光村図書」、「東京書籍」の2社を本市の採択候補として推薦させていただきます】

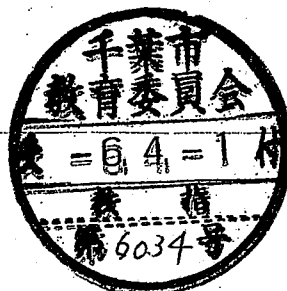
【社会：「東京書籍」、「教育出版」の2社を本市採択候補として推薦させていただきます】

【地図：「帝国書院」、「東京書籍」の2社を、本市採択候補として推薦させていただきます】

【算数：「啓林館」、「大日本図書」の2社を、本市の採択候補として推薦させていただきます】

これらは文科省に厳重に抗議、通達します。慣習的に特定のメーカーの教科書を推薦したり絞り込む様な発言があります。教科書の採択権者は教育委員会です。ですから採択会議前の調査研究の段階で特定の教科書について推薦したり絞り込む様な事は明らかに不適切です。文部科学省からも例年『調査員が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても採択権者が十分な審議を行う事が必要であり必ず首位の教科書を採択、選定、又は上位の教科書の中から採択・選定する事とするなど当該評価に拘束力があるかの様な取り扱いを行う事により採択権者の責任が不明確になる事がないように留意する事』であったり『教育委員会の委員の皆様へ・教科書採択の留意事項について「調査員からの報告等を鵜呑みにしたり教職員の投票によって採択教科書が決定されたりするなど教育委員会の責任が不明確になるような採択の手続は適当ではありません。』』などと通知が発出されています。また東京書籍、三省堂、光村図書出版、教育出版は収賄事件を起こしていたり、第一学習者、新興出版社啓林館、教育芸術社は過去に隠蔽虚偽で問題が起きてます。教育上不正を犯す様なメーカーは避けて下さい。また特定のメーカーを選抜する事の問題提起は千葉市議会でもされておりますので下記の通り請願する。

願意：1、採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしない事。そして教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしない事。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 7 5 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名	千葉県におかれましては令和 6 年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしない事を求める請願		
要 旨	採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしないこと。教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしないこと。		
請願者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 6 7 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 7 6 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書

写

令和6年3月27日

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡 克彦 様

件名：千葉市におかれましては令和6年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしない事を求める請願。

理由：令和2年の千葉市教科用図書選定委員会議事録に以下の様に表記されているので問題だと思えます。

『書写 教育出版、東京書籍が適している』

『歴史 東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる』

『地理 東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする』

『理科 推薦するとしたら大日本図書、啓林館、東京書籍と考える』

他にも市原市の例なのですが【令和5年第4回市原市教育委員会臨時会会議録 1 期日等 令和5年8月3日（木） 議会棟第4委員会室 開会 9時00分 閉会 14時00分 2 出席委員 林 充 秋田秀博 田村雅治 宮崎理恵】において選定委員会による調査研究報告書等の概要説明として教育振興部長から各教科ごとにある事か推薦という言葉が使われ絞り込まれている現実があります。以下、主要な科目について抜粋。

【国語：「光村図書」、「東京書籍」の2社を本市の採択候補として推薦させていただきます】

【社会：「東京書籍」、「教育出版」の2社を本市採択候補として推薦させていただきます】

【地図：「帝国書院」、「東京書籍」の2社を、本市採択候補として推薦させていただきます】

【算数：「啓林館」、「大日本図書」の2社を、本市の採択候補として推薦させていただきます】

これらは文科省に厳重に抗議、通達します。慣習的に特定のメーカーの教科書を推薦したり絞り込む様な発言があります。教科書の採択権者は教育委員会ですのでから採択会議前の調査研究の段階で特定の教科書について推薦したり絞り込む様な事は明らかに不適切です。文部科学省からも例年『調査員が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても採択権者が十分な審議を行う事が必要であり必ず首位の教科書を採択、選定、又は上位の教科書の中から採択・選定する事とするなど当該評価に拘束力があるかの様な取り扱いを行う事により採択権者の責任が不明確になる事がないように留意する事』であったり『教育委員会の委員の皆様へ・教科書採択の留意事項について「調査員からの報告等を鵜呑みにしたり教職員の投票によって採択教科書が決定されたりするなど教育委員会の責任が不明確になるような採択の手続は適当ではありません。』」などと通知が発出されています。また東京書籍、三省堂、光村図書出版、教育出版は収賄事件を起こしていたり、第一学習者、新興出版社啓林館、教育芸術社は過去に隠蔽虚偽で問題が起きてます。教育上不正を犯す様なメーカーは避けて下さい。また特定のメーカーを選抜する事の問題提起は千葉市議会でもされておりますので下記の通り請願する。

願意：1、採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしない事。そして教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしない事。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 7 6 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名	千葉県におかれましては令和 6 年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしない事を求める請願		
要 旨	採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしないこと。教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしないこと。		
請 願 者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県木更津市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 68 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 78 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡克彦様

令和6年3月27日

木更津市

教科書と採択する時 公正で有る事、又正しい
歴史認識と持った、教科書と使用して下さい。

請願理由

子供達の使用している教科書を見ると、歴史等事実と
異なる記述が有り、東京書籍さんが多いです。
訂正してもらうか使用しないかにして下さい。間違った事を
学んでしまいます。

要望事項

- ① 教科書の展示会の実施のお知らせと、もっと強くアピールして下さい。
- ② 展示会に行った時、気になる所があったので、写真と、とらせて
下さいと言ったら、"ダメ、だ"と言われました。
- ③ 教科書は、とても大事な事なので、公正で正しい
教科書と使用して下さい。

(自由社、育鰻社が良"と思います)
望しく、お願い申し上げます。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 7 8 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名	教科書を採択する時公正で有る事、又正しい歴史認識を持った教科書を使用してください		
要 旨	1 教科書展示会の実施をもっと強くアピールすること 2 教科書展示会で写真を撮らせてほしい 3 公正で正しい教科書（自由社、育鵬社がよい）を使用すること		
請 願 者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県木更津市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 69 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 81 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書

(写)

令和6年3月25日

千葉市教育委員会

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡 克彦 様

【件名】

令和6年度において専門調査員からの調査内容を採択権者である教育長や教育委員が詳細に理解把握するために採択事務の改善を求める請願。

【理由】

文部科学省通知に『教科書の調査研究については必要な専門性を有し公正、公平に教科書の調査研究を行う事の出来る調査員を選任し、教科等毎に適切な数配置するなどの体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努める事』とあります。

しかし例えば千葉市の令和2年の教科用図書選定委員会議事録にて判明している内容。

『書写：教育出版、東京書籍が適している』

『歴史：東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる』

『地理：東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする』

『理科：推薦するとしたら大日本図書、啓林館、東京書籍と考える』

これでは千葉市の採択事務では専門調査員の詳細な調査資料や結果について採択権者の教育長や教育委員が内容や事実まで理解把握されてるとは言えません。さらに採用された東京書籍においては事件を起こしていたり帝国書院においては歴史事実と異なる表記をされてた過去もあり全く文部科学省通知にあるところの【必要な専門性を有し公正、公平】とは言えません。帝国書院に関しては令和3年の自由社の教科書が「警備の武士」を『武士というよりも朝廷や院を警護する官職として武官と呼ぶべき』で間違いであるとして不採用になっていたにも関わらず帝国書院の「警備する武士」も間違いであるはずだが検定は通っているという様な不可解な現実が起きており公正、公平とは到底言えない。また、東京書籍は平成28年現金授受事件が発覚していたり、大日本図書は藤井寺市事件で不当な利益供与を行い贈賄罪が確定したため令和5年に初の不合格処分されている様な会社です。専門調査員からの詳細な調査資料や内容もしかり、それらを採択する教育長や教育委員自身が十分な理解や把握をし、より歴史事実と正確で、それらが生かされる採択事務への改善を求めて下記の通り請願いたします。

【願意】

1、専門調査員による調査資料や内容を採択権者の教育長や教育委員が詳細に理解把握出来るように千葉市教科用図書選定委員会による資料の作成方法を改善し、検定を通っているとはいえ、不適格とも言える刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補に入れない事を請願する。もしくはその事件を起こした会社である事実や、歴史事実誤認表記という過去の事実も資料に明記し採択権者の教育長や教育委員が子供の未来、教育において妥当と思われる公正、公平な教科書採択をする事。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 8 1 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名	令和 6 年度において専門調査委員からの調査内容を採択権者である教育長や教育委員が詳細に理解把握するために採択事務の改善を求める請願		
要 旨	1 専門調査員による調査資料や内容を、採択権者の教育長や教育委員が詳細に理解把握できるように、千葉市教科用図書選定委員会による資料の作成方法を改善すること。 2 不適格ともいえる刑事事件を起こしたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補に入れないこと。もしくは刑事事件や歴史事実誤認表記という過去の事実も資料に明記し、公正・公平な教科書を採択すること。		
請願者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 70 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 82 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

写

請願書

令和6年3月25日
千葉県市川市

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡 克彦 様

■件名

令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。

■理由

とても参考になる資料がありました。東京都教育委員会作成の『令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)』です。例を以下に抜粋いたします。

数学：『例、例題』『問、問題(小問)』の問題数の比較。

理科：観察、実験を取り上げている箇所数の比較。

道徳：情報モラルや現代的な課題を扱っている主な教材の数比較。

歴史：取り上げられている歴史上の人物の数比較。

公民：自由・権利、責任・義務について記述している箇所数比較。

この様に各教科書の特徴を数値によって分析しており歴史分野における歴史上の人物の取り扱い数が最大と最小で200以上も開きがあり数値で分析する事で教科書の特徴も明確になってます。そして『防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱い』『一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い』『北朝鮮による拉致問題の扱い』などの具体的な調査項目を設けて内容と質的な調査も実施しております。同様の調査は程度の差はあれども千葉県教育委員会作成の『県立中学校教科用図書の採択に関する調査研究資料』でも見受けられとても参考になります。ただし一方の千葉市の『教科用図書調査研究報告書』は抽象的な内容ですので上記と比べると充実していない事が明らかです。正確な事実、知識、幅広い情報は学ぶ上で必要不可欠です。東京書籍は教育上必要な要素である項目が著しく少ない数値であるという偏った内容であり、帝国書院の歴史では『ポツダム宣言を日本は黙殺した』などという明らかな誤りを書くような教科書のため不適格です。よって公正公平な採択がされる様に下記の通り請願いたします。

■願意

1、千葉市教科用図書選定委員会が作成する資料は特に東京都の好事例や他自治体の好事例を研究して戴き、事実に沿い正確で子供達への教育に資する内容を数値化して戴きたい。そしてその数値が高く良質で望ましいのが自由社、育鵬社、令和書籍なので採択権者にはこの3社から採択をして戴く事を強く望む請願。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 8 2 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名	令和 6 年度の千葉県教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願		
要 旨	作成する資料は、他自治体の事例を研究し、教育に資する内容を数値化し、その数値が高く良質な自由社、育鵬社、令和書籍の 3 社から採択してほしい		
陳情者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 7 1 号

請願について

令和 6 年 4 月 1 日付けで受理した請願第 8 3 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

写

請願書

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡克彦様

令和6年3月28日

千葉市中央区

教科書を採択する時、公正で有る事、又正しい歴史認識を持った教科書、又さらに、伝統的家族の役割、日本の風柄などが、しっかりと書いている教科書を使用して下さい

請願理由

子供達の使用している教科書を見ますと歴史等事実と異なる記述が有り、又保健体育では昨年成立した性的少数者に対する理解増進法が教科書に影響し「性自認」等、分かりにくく、子供達を混乱させて非常に不安です。これは削除するか、訂正して下さい。間違った事を学んでほしい。

要望事項

- 1 令和書籍、自由社、育鵬社の教科書を採択して下さい。
- 2 東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしないで下さい。
- 3 教科書の展示会のお知らせを学校等でもして下さい。
- 4 展示会に行くとともに気軽に場所があったら写真を撮らせて下さい。

宜しくお願ひ申し上げます。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 8 3 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 1 日
件 名	教科書を採択する時、公正で有る事、又正しい歴史認識を持った教科書又さらに、伝統的家族の役割り、日本の国柄などが、しっかりと書いている教科書を使用して下さい		
要 旨	1 令和書籍、自由社、育鵬社の教科書を採択すること 2 東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしないこと 3 教科書展示会のお知らせを学校でもすること 4 教科書展示会で、写真を撮らせてもらえるようにすること		
請 願 者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県千葉市中央区 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 7 2 号

請願について

令和 6 年 4 月 2 日付けで受理した請願第 8 4 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

② 請願書

令和6年3月29日

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡 克彦 様

千葉市緑区

件名：千葉市におかれましては令和6年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしない事を求める請願。

理由：令和2年の千葉市教科用図書選定委員会議事録に以下の様に表記されているので問題だと思えます。

- 『書写 教育出版、東京書籍が適している』
- 『歴史 東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる』
- 『地理 東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする』
- 『理科 推薦するとしたら大日本図書、啓林館、東京書籍と考える』

他にも市原市の例なのですが【令和5年第4回市原市教育委員会臨時会会議録 1 期日等 令和5年8月3日（木） 議会棟第4委員会室 開会 9時00分 閉会 14時00分 2 出席委員 林 充 秋田秀博 田村雅治 宮崎理恵】において選定委員会による調査研究報告書等の概要説明として教育振興部長から各教科ごとにある事が推薦という言葉が使われ絞り込まれている現実があります。以下、主要な科目について抜粋。

- 【国語：「光村図書」、「東京書籍」の2社を本市の採択候補として推薦させていただきます】
- 【社会：「東京書籍」、「教育出版」の2社を本市採択候補として推薦させていただきます】
- 【地図：「帝国書院」、「東京書籍」の2社を、本市採択候補として推薦させていただきます】
- 【算数：「啓林館」、「大日本図書」の2社を、本市の採択候補として推薦させていただきます】

これらは文科省に厳重に抗議、通達します。慣習的に特定のメーカーの教科書を推薦したり絞り込む様な発言があります。教科書の採択権者は教育委員会です。採択会議前の調査研究の段階で特定の教科書について推薦したり絞り込む様な事は明らかに不適切です。文部科学省からも例年『調査員が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても採択権者が十分な審議を行う事が必要であり必ず首位の教科書を採択、選定、又は上位の教科書の中から採択・選定する事とするなど当該評価に拘束力があるかの様な取り扱いを行う事により採択権者の責任が不明確になる事がないように留意する事』であったり『教育委員会の委員の皆様へ・教科書採択の留意事項について「調査員からの報告等を鵜呑みにしたり教職員の投票によって採択教科書が決定されたりするなど教育委員会の責任が不明確になるような採択の手続は適当ではありません。」』などと通知が発出されています。また東京書籍、三省堂、光村図書出版、教育出版は収賄事件を起こしていたり、第一学習者、新興出版社啓林館、教育芸術社は過去に隠蔽虚偽で問題が起きてます。教育上不正を犯す様なメーカーは避けて下さい。また特定のメーカーを選抜する事の問題提起は千葉市議会でもされておりますので下記の通り請願する。

願意：1、採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしない事。そして教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしない事。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 8 4 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 2 日
件 名	千葉県におかれましては令和 6 年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしない事を求める請願		
要 旨	採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしないこと。 教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしないこと。		
請 願 者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県千葉市緑区 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 73 号

請願について

令和 6 年 4 月 2 日付けで受理した請願第 85 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書 (写)

令和6年3月27日

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡 克彦 様

〒[REDACTED]
千葉市若葉区 [REDACTED]

【件名】

令和6年度において専門調査員からの調査内容を採択権者である教育長や教育委員が詳細に理解把握するために採択事務の改善を求める請願。

【理由】

文部科学省通知に『教科書の調査研究については必要な専門性を有し公正、公平に教科書の調査研究を行う事の出来る調査員を選任し、教科等毎に適切な数配置するなどの体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努める事』とあります。

しかし例えば千葉市の令和2年の教科用図書選定委員会議事録にて判明している内容。

『書写：教育出版、東京書籍が適している』

『歴史：東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる』

『地理：東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする』

『理科：推薦するとしたら大日本図書、啓林館、東京書籍と考える』

これでは千葉市の採択事務では専門調査員の詳細な調査資料や結果について採択権者の教育長や教育委員が内容や事実まで理解把握されてるとは言えません。さらに採用された東京書籍においては事件を起こしていたり帝国書院においては歴史事実と異なる表記をされてた過去もあり全く文部科学省通知にあるところの【必要な専門性を有し公正、公平】とは言えません。帝国書院に関しては令和3年の自由社の教科書が「警備の武士」を『武士というよりも朝廷や院を警護する官職として武官と呼ぶべき』で間違いであるとして不採用になっていたにも関わらず帝国書院の「警備する武士」も間違いであるはずだが検定は通っているという様な不可解な現実が起きており公正、公平とは到底言えない。また、東京書籍は平成28年現金授受事件が発覚していたり、大日本図書は藤井寺市事件で不当な利益供与を行い贈賄罪が確定したため令和5年に初の不合格処分されている様な会社です。専門調査員からの詳細な調査資料や内容もしかり、それらを採択する教育長や教育委員自身が十分な理解や把握をし、より歴史事実 zu 正確で、それらが生かされる採択事務への改善を求めて下記の通りお願いいたします。

【願意】

1、専門調査員による調査資料や内容を採択権者の教育長や教育委員が詳細に理解把握出来るように千葉市教科用図書選定委員会による資料の作成方法を改善し、検定を通過しているとはいえ、不適格とも言える刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補に入れない事を請願する。もしくはその事件を起こした会社である事実や、歴史事実誤認表記という過去の事実も資料に明記し採択権者の教育長や教育委員が子供の未来、教育において妥当と思われる公正、公平な教科書採択をする事。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 8 5 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 2 日
件 名	令和 6 年度において専門調査員からの調査内容を採択権者である教育長や教育委員が詳細に理解把握するために採択事務の改善を求める請願		
要 旨	1 専門調査員による調査資料や内容を、採択権者の教育長や教育委員が詳細に理解把握できるように、千葉市教科用図書選定委員会による資料の作成方法を改善すること。 2 不適格ともいえる刑事事件を起こしたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補に入れないこと。もしくは刑事事件や歴史事実誤認表記という過去の事実も資料に明記し、公正・公平な教科書を採用すること。		
請願者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県千葉市若葉区 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 7 4 号

請願について

令和 6 年 4 月 2 日付けで受理した請願第 8 6 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

〒[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡 克彦 様

■件名

令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。

■理由

とても参考になる資料がありました。東京都教育委員会作成の『令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)』です。例を以下に抜粋いたします。

数学：『例、例題』『問、問題(小問)』の問題数の比較。

理科：観察、実験を取り上げている箇所数の比較。

道徳：情報モラルや現代的な課題を扱っている主な教材の数比較。

歴史：取り上げられている歴史上の人物の数比較。

公民：自由・権利、責任・義務について記述している箇所数比較。

この様に各教科書の特徴を数値によって分析しており歴史分野における歴史上の人物の取り扱い数が最大と最小で200以上も開きがあり数値で分析する事で教科書の特徴も明確になってます。そして『防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱い』『一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い』『北朝鮮による拉致問題の扱い』などの具体的な調査項目を設けて内容と質的な調査も実施しております。同様の調査は程度の差はあれども千葉県教育委員会作成の『県立中学校教科用図書の採択に関する調査研究資料』でも見受けられとても参考になります。ただし一方の千葉市の『教科用図書調査研究報告書』は抽象的な内容ですので上記と比べると充実していない事が明らかです。正確な事実、知識、幅広い情報は学ぶ上で必要不可欠です。東京書籍は教育上必要な要素である項目が著しく少ない数値であるという偏った内容であり、帝国書院の歴史では『ポツダム宣言を日本は黙殺した』などという明らかな誤りを書くような教科書のため不適格です。よって公正公平な採択がされる様に下記の通り請願いたします。

■願意

1、千葉市教科用図書選定委員会が作成する資料は特に東京都の好事例や他自治体の好事例を研究して戴き、事実に沿い正確で子供達への教育に資する内容を数値化して戴きたい。そしてその数値が高く良質で望ましいのが自由社、育鵬社、令和書籍なので採択権者にはこの3社から採択をして戴く事を強く望む請願。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 8 6 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 2 日
件 名	令和 6 年度の千葉県教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願		
要 旨	作成する資料は、他自治体の事例を研究し、教育に資する内容を数値化し、その数値が高く良質な自由社、育鵬社、令和書籍の 3 社から採択してほしい		
陳情者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県千葉市若葉区 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 75 号

請願について

令和 6 年 4 月 2 日付けで受理した請願第 88 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書

写

令和6年3月28日

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡 克彦 様

君津市

■件名

令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。

■理由

とても参考になる資料がありました。東京都教育委員会作成の『令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)』です。例を以下に抜粋いたします。

数学：『例、例題』『問、問題(小問)』の問題数の比較。

理科：観察、実験を取り上げている箇所数の比較。

道徳：情報モラルや現代的な課題を扱っている主な教材の数比較。

歴史：取り上げられている歴史上の人物の数比較。

公民：自由・権利、責任・義務について記述している箇所数比較。

この様に各教科書の特徴を数値によって分析しており歴史分野における歴史上の人物の取り扱い数が最大と最小で200以上も開きがあり数値で分析する事で教科書の特徴も明確になってます。そして『防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱い』『一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い』『北朝鮮による拉致問題の扱い』などの具体的な調査項目を設けて内容と質的な調査も実施しております。同様の調査は程度の差はあれども千葉県教育委員会作成の『県立中学校教科用図書の採択に関する調査研究資料』でも見受けられとても参考になります。ただし一方の千葉市の『教科用図書調査研究報告書』は抽象的な内容ですので上記と比べると充実していない事が明らかなです。正確な事実、知識、幅広い情報は学ぶ上で必要不可欠です。東京書籍は教育上必要な要素である項目が著しく少ない数値であるという偏った内容であり、帝国書院の歴史では『ポツダム宣言を日本は黙殺した』などという明らかな誤りを書くような教科書のため不適格です。よって公正公平な採択がされる様に下記の通り請願いたします。

■願意

1、千葉市教科用図書選定委員会が作成する資料は特に東京都の好事例や他自治体の好事例を研究して戴き、事実に沿い正確で子供達への教育に資する内容を数値化して戴きたい。そしてその数値が高く良質で望ましいのが自由社、育鵬社、令和書籍なので採択権者にはこの3社から採択をして戴く事を強く望む請願。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 8.8 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 2 日
件 名	令和 6 年度の千葉県教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願		
要 旨	作成する資料は、他自治体の事例を研究し、教育に資する内容を数値化し、その数値が高く良質な自由社、育鵬社、令和書籍の 3 社から採択してほしい		
陳情者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県君津市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 7 6 号

請願について

令和 6 年 4 月 2 日付けで受理した請願第 9 1 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



請願書

令和6年3月27日

千葉市

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡 克彦 様

■件名

令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。

■理由

とても参考になる資料がありました。東京都教育委員会作成の『令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)』です。例を以下に抜粋いたします。

数学：『例、例題』『問、問題(小問)』の問題数の比較。

理科：観察、実験を取り上げている箇所数の比較。

道徳：情報モラルや現代的な課題を扱っている主な教材の数比較。

歴史：取り上げられている歴史上の人物の数比較。

公民：自由・権利、責任・義務について記述している箇所数比較。

この様に各教科書の特徴を数値によって分析しており歴史分野における歴史上の人物の取り扱い数が最大と最小で200以上も開きがあり数値で分析する事で教科書の特徴も明確になってます。そして『防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱い』『一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い』『北朝鮮による拉致問題の扱い』などの具体的な調査項目を設けて内容と質的な調査も実施しております。同様の調査は程度の差はあれども千葉県教育委員会作成の『県立中学校教科用図書の採択に関する調査研究資料』でも見受けられとても参考になります。ただし一方の千葉市の『教科用図書調査研究報告書』は抽象的な内容ですので上記と比べると充実していない事が明かです。正確な事実、知識、幅広い情報は学ぶ上で必要不可欠です。東京書籍は教育上必要な要素である項目が著しく少ない数値であるという偏った内容であり、帝国書院の歴史では『ポツダム宣言を日本は黙殺した』などという明らかな誤りを書くような教科書のため不適格です。よって公正公平な採択がされる様に下記の通り請願いたします。

■願意

1、千葉市教科用図書選定委員会が作成する資料は特に東京都の好事例や他自治体の好事例を研究して戴き、事実に沿い正確で子供達への教育に資する内容を数値化して戴きたい。そしてその数値が高く良質で望ましいのが自由社、育鵬社、令和書籍なので採択権者にはこの3社から採択をして戴く事を強く望む請願。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 9 1 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 2 日
件 名	令和 6 年度の千葉県教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願		
要 旨	作成する資料は、他自治体の事例を研究し、教育に資する内容を数値化し、その数値が高く良質な自由社、育鵬社、令和書籍の 3 社から採択してほしい		
陳情者 住 氏 所 名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 77 号

請願について

令和 6 年 4 月 2 日付けで受理した請願第 92 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡克彦様

令和6年3月26日

市原市

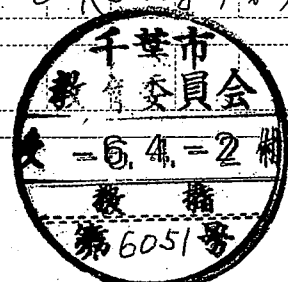
- ① 教科書を採択する時、公正で有る事、又正しい歴史認識を持った、教科書を使用して下さい。

請願理由

- ① 子供達の使用している教科書を見ますと歴史等、事実と異なる記述が有ります、これは、東京書籍さんが多いです。訂正してもらうか使用しないかはして下さい、間違った事を学ばせまいです。

要望事項

- ① 教科書の展覧会の実施のお知らせをもっと強くアピールして下さい
- ② 展示会に行った時教科書で気になる所があったので写真撮らせて下さいと言ったら、いけないと言われました。書き写すのは大変なので写真撮れるよう考えて下さい。
- ③ 教科書はとても大事な事なので公正で正しい教科書を使用して下さい。(自由社や育鵬社は良いと思います。)
- どうか宜しくお願い申し上げます。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 9 2 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 2 日
件 名	教科書を採択する時、公正で有る事、又正しい歴史認識を持った、教科書を使用してください。		
要 旨	1 教科書展示会の実施のお知らせを、もっと強くアピールすること 2 教科書展示会で、気になる箇所は撮影できるようにすること 3 公正で正しい教科書（自由社や育鵬社）を使用すること		
請 願 者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 78 号

請願について

令和 6 年 4 月 2 日付けで受理した請願第 93 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



請願書

令和6年3月27日

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡 克彦 様

千葉県千葉市

■件名

令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。

■理由

とても参考になる資料がありました。東京都教育委員会作成の『令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)』です。例を以下に抜粋いたします。

数学：『例、例題』『問、問題(小問)』の問題数の比較。

理科：観察、実験を取り上げている箇所数の比較。

道徳：情報モラルや現代的な課題を扱っている主な教材の数比較。

歴史：取り上げられている歴史上の人物の数比較。

公民：自由・権利、責任・義務について記述している箇所数比較。

この様に各教科書の特徴を数値によって分析しており歴史分野における歴史上の人物の取り扱い数が最大と最小で200以上も開きがあり数値で分析する事で教科書の特徴も明確になってます。そして『防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱い』『一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い』『北朝鮮による拉致問題の扱い』などの具体的な調査項目を設けて内容と質的な調査も実施しております。同様の調査は程度の差はあれども千葉県教育委員会作成の『県立中学校教科用図書の採択に関する調査研究資料』でも見受けられとても参考になります。ただし一方の千葉市の『教科用図書調査研究報告書』は抽象的な内容ですので上記と比べると充実していない事が明かです。正確な事実、知識、幅広い情報は学ぶ上で必要不可欠です。東京書籍は教育上必要な要素である項目が著しく少ない数値であるという偏った内容であり、帝国書院の歴史では『ポツダム宣言を日本は黙殺した』などという明らかな誤りを書くような教科書のため不適格です。よって公正公平な採択がされる様に下記の通り請願いたします。

■願意

1、千葉市教科用図書選定委員会が作成する資料は特に東京都の好事例や他自治体の好事例を研究して戴き、事実に沿い正確で子供達への教育に資する内容を数値化して戴きたい。そしてその数値が高く良質で望ましいのが自由社、育鵬社、令和書籍なので採択権者にはこの3社から採択をして戴く事を強く望む請願。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 9 3 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 2 日
件 名	令和 6 年度の千葉県教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願		
要 旨	作成する資料は、他自治体の事例を研究し、教育に資する内容を数値化し、その数値が高く良質な自由社、育鵬社、令和書籍の 3 社から採択してほしい		
陳情者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県木更津市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 79 号

請願について

令和 6 年 4 月 3 日付けで受理した請願第 99 号について、議決を求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書



令和6年3月28日

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡 克彦 様

千葉市中央区

【件名】

令和6年度において専門調査員からの調査内容を採択権者である教育長や教育委員が詳細に理解把握するために採択事務の改善を求める請願。

【理由】

文部科学省通知に『教科書の調査研究については必要な専門性を有し公正、公平に教科書の調査研究を行う事の出来る調査員を選任し、教科等毎に適切な数配置するなどの体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努める事』とあります。

しかし例えば千葉市の令和2年の教科用図書選定委員会議事録にて判明している内容。

『書写：教育出版、東京書籍が適している』

『歴史：東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる』

『地理：東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする』

『理科：推薦するとしたら大日本図書、啓林館、東京書籍と考える』

これでは千葉市の採択事務では専門調査員の詳細な調査資料や結果について採択権者の教育長や教育委員が内容や事実まで理解把握されてるとは言えません。さらに採用された東京書籍においては事件を起こしていたり帝国書院においては歴史事実と異なる表記をされてた過去もあり全く文部科学省通知にあるところの【必要な専門性を有し公正、公平】とは言えません。帝国書院に関しては令和3年の自由社の教科書が「警備の武士」を『武士というよりも朝廷や院を警護する官職として武官と呼ぶべき』で間違いであるとして不採用になっていたにも関わらず帝国書院の「警備する武士」も間違いであるはずだが検定は通っているという様な不可解な現実が起きており公正、公平とは到底言えない。また、東京書籍は平成28年現金授受事件が発覚していたり、大日本図書は藤井寺市事件で不当な利益供与を行い贈賄罪が確定したため令和5年に初の不合格処分されている様な会社です。専門調査員からの詳細な調査資料や内容もしかり、それらを採択する教育長や教育委員自身が十分な理解や把握をし、より歴史事実と正確で、それらが生かされる採択事務への改善を求めて下記の通り請願いたします。

【願意】

1、専門調査員による調査資料や内容を採択権者の教育長や教育委員が詳細に理解把握出来るように千葉市教科用図書選定委員会による資料の作成方法を改善し、検定を通過しているとはいえ、不適格とも言える刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補に入れない事を請願する。もしくはその事件を起こした会社である事実や、歴史事実誤認表記という過去の事実も資料に明記し採択権者の教育長や教育委員が子供の未来、教育において妥当と思われる公正、公平な教科書採択をする事。



請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 9 9 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 3 日
件 名	令和 6 年度において専門調査員からの調査内容を採択権者である教育長や教育委員が詳細に理解把握するために採択事務の改善を求める請願		
要 旨	1 専門調査員による調査資料や内容を、採択権者の教育長や教育委員が詳細に理解把握できるように、千葉市教科用図書選定委員会による資料の作成方法を改善すること。 2 不適格ともいえる刑事事件を起こしたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補に入れないこと。もしくは刑事事件や歴史事実誤認表記という過去の事実も資料に明記し、公正・公平な教科書を採用すること。		
請願者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県千葉市中央区 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 1 3 号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 8 0 号

請願について

令和 6 年 4 月 3 日付けで受理した請願第 1 0 0 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書



令和6年3月28日

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡 克彦 様

千葉市中央区

■件名

令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。

■理由

とても参考になる資料がありました。東京都教育委員会作成の『令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)』です。例を以下に抜粋いたします。

数学：『例、例題』『問、問題(小問)』の問題数の比較。

理科：観察、実験を取り上げている箇所数の比較。

道徳：情報モラルや現代的な課題を扱っている主な教材の数比較。

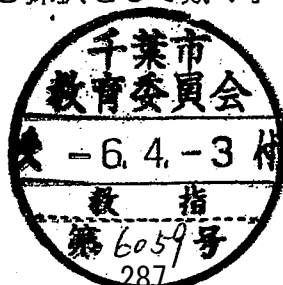
歴史：取り上げられている歴史上の人物の数比較。

公民：自由・権利、責任・義務について記述している箇所数比較。

この様に各教科書の特徴を数値によって分析しており歴史分野における歴史上の人物の取り扱い数が最大と最小で200以上も開きがあり数値で分析する事で教科書の特徴も明確になってます。そして『防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱い』『一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い』『北朝鮮による拉致問題の扱い』などの具体的な調査項目を設けて内容と質的な調査も実施しております。同様の調査は程度の差はあれども千葉県教育委員会作成の『県立中学校教科用図書の採択に関する調査研究資料』でも見受けられとても参考になります。ただし一方の千葉市の『教科用図書調査研究報告書』は抽象的な内容ですので上記と比べると充実していない事が明かです。正確な事実、知識、幅広い情報は学ぶ上で必要不可欠です。東京書籍は教育上必要な要素である項目が著しく少ない数値であるという偏った内容であり、帝国書院の歴史では『ポツダム宣言を日本は黙殺した』などという明らかな誤りを書くような教科書のため不適格です。よって公正公平な採択がされる様に下記の通り請願いたします。

■願意

1、千葉市教科用図書選定委員会が作成する資料は特に東京都の好事例や他自治体の好事例を研究して戴き、事実に沿い正確で子供達への教育に資する内容を数値化して戴きたい。そしてその数値が高く良質で望ましいのが自由社、育鵬社、令和書籍なので採択権者にはこの3社から採択をして戴く事を強く望む請願。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 1 0 0 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 3 日
件 名	令和 6 年度の千葉県教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願		
要 旨	作成する資料は、他自治体の事例を研究し、教育に資する内容を数値化し、その数値が高く良質な自由社、育鵬社、令和書籍の 3 社から採択してほしい		
陳 情 者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県千葉市中央区 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 1 3 号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 8 1 号

請願について

令和 6 年 4 月 3 日付けで受理した請願第 1 0 1 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書

(写)

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡 克彦 様

令和6年 3月 23日

千葉県市原市

■件名

令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。

■理由

とても参考になる資料がありました。東京都教育委員会作成の

『令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)』です。

例を以下に抜粋いたします。

数学：『例、例題』『問、問題(小問)』の問題数の比較。

理科：観察、実験を取り上げている箇所数の比較。

道徳：情報モラルや現代的な課題を扱っている主な教材の数比較。

歴史：取り上げられている歴史上の人物の数比較。

公民：自由・権利、責任・義務について記述している箇所数比較。

この様に各教科書の特徴を数値によって分析しており歴史分野における歴史上の人物の取り扱い数が最大と最小で200以上も開きがあり数値で分析する事で教科書の特徴も明確になってます。そして『防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱い』『一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い』『北朝鮮による拉致問題の扱い』などの具体的な調査項目を設けて内容と質的な調査も実施しております。同様の調査は程度の差はあれども千葉県教育委員会作成の『県立中学校教科用図書の採択に関する調査研究資料』でも見受けられます。一方、千葉市の『教科用図書調査研究報告書』は抽象的な内容ですので上記と比べると充実していない事が明らかなです。正確な情報や幅広い情報は学ぶ上で必要不可欠です。東京書籍は教育上必要な要素である項目が著しく少ない数値という偏った内容であり、帝国書院の歴史では『ポツダム宣言を日本は黙殺した』などという明らかな誤りを書いており教科書として不適格です。よって、公正公平な採択がされる様に下記の通り請願いたします。

■願意

1、千葉市教科用図書選定委員会が作成する資料は他自治体の事例を研究し正確で子供達への教育に資する内容がいかに書かれているか採択権者が数値データで判断出来る様に一層充実する事。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第101号	受理年月日	令和6年4月3日
件 名	令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。		
要 旨	作成する資料は、他自治体の事例を研究し、採択権者が数値データで判断できるように一層充実すること		
請願者 住 所 氏 名	〒 千葉県市原市 千葉市原市		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 8 2 号

請願について

令和 6 年 4 月 3 日付けで受理した請願第 1 0 2 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

令和6年3月23日

千葉市教育委員会

千葉県市原市

教育長 鶴岡 克彦 様

【件名】

多くの地域住民や保護者の参加を促して教科書内容に理解して戴き
充実した教科書展示会を求める請願

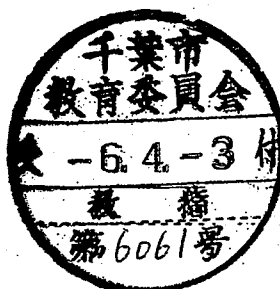
【理由】

一般公開を通じて地域住民や多くの保護者の方々が教科書に触れていただくための教科書展示会を実施されており大変助かっております。その意見のフィードバックなどが教育関係者の皆様にとってさらに教科書研究に役立つ事を願っております。しかし教科書展示会に関しては文部科学省が『広く地域住民の方々が展示会に参加出来るように工夫する事』という通知がされていますので千葉市においては例年様々な努力によって開催をされておりますが地域住民や保護者の方々の参加についてはまだまだ十分とは言えない印象があります。さらなる参加を期待する次第です。

また、参加者が時間内で各科目膨大な教科書全てに目を通す事は物理的に不可能ですので詳細な教科書研究を可能とするための更なる工夫も必要だと思います。これらの理由からさらに多くの地域住民や保護者の方々の参加を促してより充実した教科書展示会を実施する為に下記の通り請願いたします。

【願意】

- 1、教科書展示会の開催について更なる周知を図り
また開催時間を延長する事。
- 2、我々地域住民や保護者が自宅等での詳細な研究を可能とするために
写真等で撮影する事を許可する事。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第102号	受理年月日	令和6年4月3日
件 名	多くの地域住民や保護者の参加を促して教科書内容に理解して戴き充実した教科書展示会を求める請願		
要 旨	1 教科書展示会の開催について更なる周知を図り、開催時間も延長すること 2 展示した教科書について、写真等で撮影することを許可すること		
請願者 住 氏 所 名	〒[REDACTED] 千葉県市原市[REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 83 号

請願について

令和 6 年 4 月 3 日付けで受理した請願第 103 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書 (写)

千葉市教育委員会

令和6年3月23日

教育長 鶴岡克彦様

千葉市原市

【件名】

多くの地域住民や保護者の参加を促して教科書内容に理解して戴き
充実した令和6年度の教科書展示会を求める請願

【理由】

一般公開を通じて地域住民や多くの保護者の方々が教科書に触れていただくための教科書展示会を実施されており大変助かっております。その意見のフィードバックなどが教育関係者の皆様にとってさらに教科書研究に役立つ事を願っております。しかし教科書展示会に関しては文部科学省が『広く地域住民の方々が展示会に参加出来るように工夫する事』という通知がされてますので千葉市においては例年様々な努力によって開催をされておりますが地域住民や保護者の方々の参加についてはまだまだ十分とは言えない印象があります。さらなる参加を期待する次第です。

また、参加者が時間内で各科目膨大な教科書全てに目を通す事は物理的に不可能ですので詳細な教科書研究を可能とするための更なる工夫も必要だと思います。これらの理由からさらに多くの地域住民や保護者の方々の参加を促してより充実した教科書展示会を実施する為に下記の通り請願いたします。

【願意】

- 1、教科書展示会の開催について更なる周知を図り
また開催時間を延長する事。
- 2、我々地域住民や保護者が自宅等での詳細な研究を可能とするために
写真等で撮影する事を許可する事。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第103号	受理年月日	令和6年4月3日
件 名	多くの地域住民や保護者の参加を促して教科書内容に理解して戴き充実した教科書展示会を求める請願		
要 旨	1 教科書展示会の開催について更なる周知を図り、開催時間も延長すること 2 展示した教科書について、写真等で撮影することを許可すること		
請願者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 8 4 号

請願について

令和 6 年 4 月 3 日付けで受理した請願第 1 0 5 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書

(写)

令和6年3月27日

千葉市緑区

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡 克彦 様

【件名】

令和6年度において専門調査員からの調査内容を採択権者である教育長や教育委員が詳細に理解把握するために採択事務の改善を求める請願。

【理由】

文部科学省通知に『教科書の調査研究については必要な専門性を有し公正、公平に教科書の調査研究を行う事の出来る調査員を選任し、教科等毎に適切な数配置するなどの体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努める事』とあります。

しかし例えば千葉市の令和2年の教科用図書選定委員会議事録にて判明している内容。

『書写：教育出版、東京書籍が適している』

『歴史：東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる』

『地理：東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする』

『理科：推薦するとしたら大日本図書、啓林館、東京書籍と考える』

これでは千葉市の採択事務では専門調査員の詳細な調査資料や結果について採択権者の教育長や教育委員が内容や事実まで理解把握されてるとは言えません。さらに採用された東京書籍においては事件を起こしていたり帝国書院においては歴史事実と異なる表記をされてた過去もあり全く文部科学省通知にあるところの【必要な専門性を有し公正、公平】とは言えません。帝国書院に関しては令和3年の自由社の教科書が「警備の武士」を『武士というよりも朝廷や院を警護する官職として武官と呼ぶべき』で間違いであるとして不採用になっていたにも関わらず帝国書院の「警備する武士」も間違いであるはずだが検定は通っているという様な不可解な現実が起きており公正、公平とは到底言えない。また、東京書籍は平成28年現金授受事件が発覚していたり、大日本図書は藤井寺市事件で不当な利益供与を行い贈賄罪が確定したため令和5年に初の不合格処分されている様な会社です。専門調査員からの詳細な調査資料や内容もしかり、それらを採択する教育長や教育委員自身が十分な理解や把握をし、より歴史事実と正確で、それらが生かされる採択事務への改善を求めて下記の通り請願いたします。

【願意】

1、専門調査員による調査資料や内容を採択権者の教育長や教育委員が詳細に理解把握出来るように千葉市教科用図書選定委員会による資料の作成方法を改善し、検定を通過しているとはいえ、不適格とも言える刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補に入れない事を請願する。もしくはその事件を起こした会社である事実や、歴史事実誤認表記という過去の事実も資料に明記し採択権者の教育長や教育委員が子供の未来、教育において妥当と思われる公正、公平な教科書採択をする事。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 1 0 5 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 3 日
件 名	令和 6 年度において専門調査委員からの調査内容を採択権者である教育長や教育委員が詳細に理解把握するために採択事務の改善を求める請願		
要 旨	1 専門調査員による調査資料や内容を、採択権者の教育長や教育委員が詳細に理解把握できるように、千葉市教科用図書選定委員会による資料の作成方法を改善すること。 2 不適格ともいえる刑事事件を起こしたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補に入れないこと。もしくは刑事事件や歴史事実誤認表記という過去の事実も資料に明記し、公正・公平な教科書を採用すること。		
請願者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県千葉市緑区 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 8 5 号

請願について

令和 6 年 4 月 3 日付けで受理した請願第 1 0 6 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



請願書

令和6年3月28日

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡 克彦 様

【件名】

令和6年度において専門調査員からの調査内容を採択権者である教育長や教育委員が詳細に理解把握するために採択事務の改善を求める請願。

【理由】

文部科学省通知に『教科書の調査研究については必要な専門性を有し公正、公平に教科書の調査研究を行う事の出来る調査員を選任し、教科等毎に適切な数配置するなどの体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努める事』とあります。

しかし例えば千葉市の令和2年の教科用図書選定委員会議事録にて判明している内容。

『書写：教育出版、東京書籍が適している』

『歴史：東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる』

『地理：東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする』

『理科：推薦するとしたら大日本図書、啓林館、東京書籍と考える』

これでは千葉市の採択事務では専門調査員の詳細な調査資料や結果について採択権者の教育長や教育委員が内容や事実まで理解把握されてるとは言えません。さらに採用された東京書籍においては事件を起こしていたり帝国書院においては歴史事実と異なる表記をされてた過去もあり全く文部科学省通知にあるところの【必要な専門性を有し公正、公平】とは言えません。帝国書院に関しては令和3年の自由社の教科書が「警備の武士」を『武士というよりも朝廷や院を警護する官職として武官と呼ぶべき』で間違いであるとして不採用になっていたにも関わらず帝国書院の「警備する武士」も間違いであるはずだが検定は通っているという様な不可解な現実が起きており公正、公平とは到底言えない。また、東京書籍は平成28年現金授受事件が発覚していたり、大日本図書は藤井寺市事件で不当な利益供与を行い贈賄罪が確定したため令和5年に初の不合格処分されている様な会社です。専門調査員からの詳細な調査資料や内容もしかり、それらを採択する教育長や教育委員自身が十分な理解や把握をし、より歴史事実と正確で、それらが生かされる採択事務への改善を求めて下記の通り請願いたします。

【願意】

1、専門調査員による調査資料や内容を採択権者の教育長や教育委員が詳細に理解把握出来るように千葉市教科用図書選定委員会による資料の作成方法を改善し、検定を通っているとはいえ、不適格とも言える刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補に入れない事を請願する。もしくはその事件を起こした会社である事実や、歴史事実誤認表記という過去の事実も資料に明記し採択権者の教育長や教育委員が子供の未来、教育において妥当と思われる公正、公平な教科書採択をする事。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第106号	受理年月日	令和6年4月3日
件名	令和6年度において専門調査員からの調査内容を採択権者である教育長や教育委員が詳細に理解把握するために採択事務の改善を求める請願		
要旨	1 専門調査員による調査資料や内容を、採択権者の教育長や教育委員が詳細に理解把握できるように、千葉市教科用図書選定委員会による資料の作成方法を改善すること。 2 不適格ともいえる刑事事件を起こしたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補に入れないこと。もしくは刑事事件や歴史事実誤認表記という過去の事実も資料に明記し、公正・公平な教科書を採用すること。		
請願者 住所氏名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 86 号

請願について

令和 6 年 4 月 3 日付けで受理した請願第 107 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



請願書

令和6年3月30日

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡 克彦 様

千葉県梗津市

件名：千葉市におかれましては令和6年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしない事を求める請願。

理由：令和2年の千葉市教科用図書選定委員会議事録に以下の様に表記されているので問題だと思えます。

『書写 教育出版、東京書籍が適している』

『歴史 東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる』

『地理 東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする』

『理科 推薦するとしたら大日本図書、啓林館、東京書籍と考える』

他にも市原市の例なのですが【令和5年第4回市原市教育委員会臨時会会議録 1 期日等 令和5年8月3日（木） 議会棟第4委員会室 開会 9時00分 閉会 14時00分 2 出席委員 林 充 秋田秀博 田村雅治 宮崎理恵】において選定委員会による調査研究報告書等の概要説明として教育振興部長から各教科ごとにあるう事が推薦という言葉が使われ絞り込まれている現実があります。以下、主要な科目について抜粋。

【国語：「光村図書」、「東京書籍」の2社を本市の採択候補として推薦させていただきます】

【社会：「東京書籍」、「教育出版」の2社を本市採択候補として推薦させていただきます】

【地図：「帝国書院」、「東京書籍」の2社を、本市採択候補として推薦させていただきます】

【算数：「啓林館」、「大日本図書」の2社を、本市の採択候補として推薦させていただきます】

これらは文科省に厳重に抗議、通達します。慣習的に特定のメーカーの教科書を推薦したり絞り込む様な発言があります。教科書の採択権者は教育委員会ですなから採択会議前の調査研究の段階で特定の教科書について推薦したり絞り込む様な事は明らかに不適切です。文部科学省からも例年『調査員が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても採択権者が十分な審議を行う事が必要であり必ず首位の教科書を採択、選定、又は上位の教科書の中から採択・選定する事とするなど当該評価に拘束力があるかの様な取り扱いを行う事により採択権者の責任が不明確になる事がないように留意する事』であったり『教育委員会の委員の皆様へ・教科書採択の留意事項について「調査員からの報告等を鵜呑みにしたり教職員の投票によって採択教科書が決定されたりするなど教育委員会の責任が不明確になるような採択の手続は適当ではありません。』』などと通知が発出されています。また東京書籍、三省堂、光村図書出版、教育出版は収賄事件を起こしていたり、第一学習者、新興出版社啓林館、教育芸術社は過去に隠蔽虚偽で問題が起きてます。教育上不正を犯す様なメーカーは避けて下さい。また特定のメーカーを選抜する事の問題提起は千葉市議会でもされておりますので下記の通り請願する。

願意：1、採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしない事。そして教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしない事。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 1 0 7 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 3 日
件 名	千葉市におかれましては令和 6 年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしていない事を求める請願		
要 旨	採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしていないこと。教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしないこと。		
請願者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県木更津市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 87 号

請願について

令和 6 年 4 月 3 日付けで受理した請願第 108 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



請願書

令和6年3月30日

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡 克彦 様

千葉県君津市

件名：千葉市におかれましては令和6年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしない事を求める請願。

理由：令和2年の千葉市教科用図書選定委員会議事録に以下の様に表記されているので問題だと思います。

『書写 教育出版、東京書籍が適している』

『歴史 東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる』

『地理 東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする』

『理科 推薦するとしたら大日本図書、啓林館、東京書籍と考える』

他にも市原市の例なのですが【令和5年第4回市原市教育委員会臨時会会議録 1 期日等 令和5年8月3日（木） 議会棟第4委員会室 開会 9時00分 閉会 14時00分 2 出席委員 林 充 秋田秀博 田村雅治 宮崎理恵】において選定委員会による調査研究報告書等の概要説明として教育振興部長から各教科ごとにある事か推薦という言葉が使われ絞り込まれている現実があります。以下、主要な科目について抜粋。

【国語：「光村図書」、「東京書籍」の2社を本市の採択候補として推薦させていただきます】

【社会：「東京書籍」、「教育出版」の2社を本市採択候補として推薦させていただきます】

【地図：「帝国書院」「東京書籍」の2社を、本市採択候補として推薦させていただきます】

【算数：「啓林館」、「大日本図書」の2社を、本市の採択候補として推薦させていただきます】

これらは文科省に厳重に抗議、通達します。慣習的に特定のメーカーの教科書を推薦したり絞り込む様な発言があります。教科書の採択権者は教育委員会です。ですから採択会議前の調査研究の段階で特定の教科書について推薦したり絞り込む様な事は明らかに不適切です。文部科学省からも例年『調査員が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても採択権者が十分な審議を行う事が必要であり必ず首位の教科書を採択、選定、又は上位の教科書の中から採択・選定する事とするなど当該評価に拘束力があるかの様な取り扱いを行う事により採択権者の責任が不明確になる事がないように留意する事』であったり『教育委員会の委員の皆様へ・教科書採択の留意事項について「調査員からの報告等を鵜呑みにしたり教職員の投票によって採択教科書が決定されたりするなど教育委員会の責任が不明確になるような採択の手続きは適当ではありません。」』などと通知が発出されています。また東京書籍、三省堂、光村図書出版、教育出版は収賄事件を起こしていたり、第一学習者、新興出版社啓林館、教育芸術社は過去に隠蔽虚偽で問題が起きてます。教育上不正を犯す様なメーカーは避けて下さい。また特定のメーカーを選抜する事の問題提起は千葉市議会でもされておりますので下記の通り請願する。

願意：1、採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしない事。そして教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしない事。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 1 0 8 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 3 日
件 名	千葉県におかれましては令和 6 年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしない事を求める請願		
要 旨	採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしないこと。 教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしないこと。		
請願者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県君津市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 88 号

請願について

令和 6 年 4 月 3 日付けで受理した請願第 109 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書



令和6年3月30日

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡 克彦 様

東京都稲城市

件名：千葉市におかれましては令和6年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしない事を求める請願。

理由：令和2年の千葉市教科用図書選定委員会議事録に以下の様に表記されているので問題だと思えます。

- 『書写 教育出版、東京書籍が適している』
- 『歴史 東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる』
- 『地理 東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする』
- 『理科 推薦するとしたら大日本図書、啓林館、東京書籍と考える』

他にも市原市の例なのですが【令和5年第4回市原市教育委員会臨時会会議録 1 期日等 令和5年8月3日（木） 議会棟第4委員会室 開会 9時00分 閉会 14時00分 2 出席委員 林 充 秋田秀博 田村雅治 宮崎理恵】において選定委員会による調査研究報告書等の概要説明として教育振興部長から各教科ごとにあろう事が推薦という言葉が使われ絞り込まれている現実があります。以下、主要な科目について抜粋。

- 【国語：「光村図書」、「東京書籍」の2社を本市の採択候補として推薦させていただきます】
- 【社会：「東京書籍」、「教育出版」の2社を本市採択候補として推薦させていただきます】
- 【地図：「帝国書院」、「東京書籍」の2社を、本市採択候補として推薦させていただきます】
- 【算数：「啓林館」、「大日本図書」の2社を、本市の採択候補として推薦させていただきます】

これらは文科省に厳重に抗議、通達します。慣習的に特定のメーカーの教科書を推薦したり絞り込む様な発言があります。教科書の採択権者は教育委員会ですなから採択会議前の調査研究の段階で特定の教科書について推薦したり絞り込む様な事は明らかに不適切です。文部科学省からも例年『調査員が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても採択権者が十分な審議を行う事が必要であり必ず首位の教科書を採択、選定、又は上位の教科書の中から採択・選定する事とするなど当該評価に拘束力があるかの様な取り扱いを行う事により採択権者の責任が不明確になる事がないように留意する事』であったり『教育委員会の委員の皆様へ・教科書採択の留意事項について「調査員からの報告等を鵜呑みにしたり教職員の投票によって採択教科書が決定されたりするなど教育委員会の責任が不明確になるような採択の手続きは適当ではありません。』』などと通知が発出されています。また東京書籍、三省堂、光村図書出版、教育出版は収賄事件を起こしていたり、第一学習者、新興出版社啓林館、教育芸術社は過去に隠蔽虚偽で問題が起きてます。教育上不正を犯す様なメーカーは避けて下さい。また特定のメーカーを選抜する事の問題提起は千葉市議会でもされておりますので下記の通り請願する。

願意：1、採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしない事。そして教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしない事。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 1 0 9 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 3 日
件 名	千葉県におかれましては令和 6 年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしない事を求める請願		
要 旨	採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしないこと。 教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしないこと。		
請願者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 東京都稲城市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 89 号

請願について

令和 6 年 4 月 3 日付けで受理した請願第 110 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書

写

令和6年3月30日

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡 克彦 様

千葉県更津市

件名：千葉市におかれましては令和6年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしない事を求める請願。

理由：令和2年の千葉市教科用図書選定委員会議事録に以下の様に表記されているので問題だと思えます。

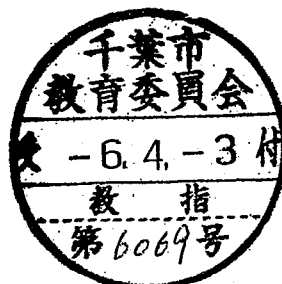
『書写 教育出版、東京書籍が適している』
『歴史 東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる』
『地理 東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする』
『理科 推薦するとしたら大日本図書、啓林館、東京書籍と考える』

他にも市原市の例なのですが【令和5年第4回市原市教育委員会臨時会会議録 1 期日等 令和5年8月3日（木） 議会棟第4委員会室 開会 9時00分 閉会 14時00分 2 出席委員 林 充 秋田秀博 田村雅治 宮崎理恵】において選定委員会による調査研究報告書等の概要説明として教育振興部長から各教科ごとにあるう事が推薦という言葉が使われ絞り込まれている現実があります。以下、主要な科目について抜粋。

【国語：「光村図書」、「東京書籍」の2社を本市の採択候補として推薦させていただきます】
【社会：「東京書籍」、「教育出版」の2社を本市採択候補として推薦させていただきます】
【地図：「帝国書院」、「東京書籍」の2社を、本市採択候補として推薦させていただきます】
【算数：「啓林館」、「大日本図書」の2社を、本市の採択候補として推薦させていただきます】

これらは文科省に厳重に抗議、通達します。慣習的に特定のメーカーの教科書を推薦したり絞り込む様な発言があります。教科書の採択権者は教育委員会です。ですから採択会議前の調査研究の段階で特定の教科書について推薦したり絞り込む様な事は明らかに不適切です。文部科学省からも例年『調査員が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても採択権者が十分な審議を行う事が必要であり必ず首位の教科書を採択、選定、又は上位の教科書の中から採択・選定する事とするなど当該評価に拘束力があるかの様な取り扱いを行う事により採択権者の責任が不明確になる事がないように留意する事』であったり『教育委員会の委員の皆様へ・教科書採択の留意事項について「調査員からの報告等を鵜呑みにしたり教職員の投票によって採択教科書が決定されたりするなど教育委員会の責任が不明確になるような採択の手続は適当ではありません。」』などと通知が発出されています。また東京書籍、三省堂、光村図書出版、教育出版は収賄事件を起こしていたり、第一学習者、新興出版社啓林館、教育芸術社は過去に隠蔽虚偽で問題が起きてます。教育上不正を犯す様なメーカーは避けて下さい。また特定のメーカーを選抜する事の問題提起は千葉市議会でもされておりますので下記の通り請願する。

願意：1、採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしない事。そして教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしない事。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 1 1 0 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 3 日
件 名	千葉県におかれましては令和 6 年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしない事を求める請願		
要 旨	採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしないこと。 教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしないこと。		
請願者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県木更津市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 9 0 号

請願について

令和 6 年 4 月 3 日付けで受理した請願第 1 1 1 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



請願書

令和6年3月30日

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡 克彦 様

東京都大田区

件名：千葉市におかれましては令和6年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしない事を求める請願。

理由：令和2年の千葉市教科用図書選定委員会議事録に以下の様に表記されているので問題だと思えます。

『書写 教育出版、東京書籍が適している』

『歴史 東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる』

『地理 東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする』

『理科 推薦するとしたら大日本図書、啓林館、東京書籍と考える』

他にも市原市の例なのですが【令和5年第4回市原市教育委員会臨時会会議録 1 期日等 令和5年8月3日（木） 議会棟第4委員会室 開会 9時00分 閉会 14時00分 2 出席委員 林 充 秋田秀博 田村雅治 宮崎理恵】において選定委員会による調査研究報告書等の概要説明として教育振興部長から各教科ごとにある事が推薦という言葉が使われ絞り込まれている現実があります。以下、主要な科目について抜粋。

【国語：「光村図書」、「東京書籍」の2社を本市の採択候補として推薦させていただきます】

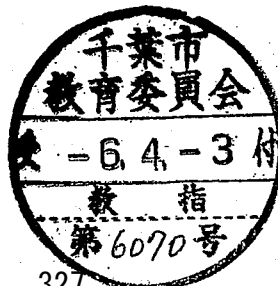
【社会：「東京書籍」、「教育出版」の2社を本市採択候補として推薦させていただきます】

【地図：「帝国書院」「東京書籍」の2社を、本市採択候補として推薦させていただきます】

【算数：「啓林館」、「大日本図書」の2社を、本市の採択候補として推薦させていただきます】

これらは文科省に厳重に抗議、通達します。慣習的に特定のメーカーの教科書を推薦したり絞り込む様な発言があります。教科書の採択権者は教育委員会です。ですから採択会議前の調査研究の段階で特定の教科書について推薦したり絞り込む様な事は明らかに不適切です。文部科学省からも例年『調査員が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても採択権者が十分な審議を行う事が必要であり必ず首位の教科書を採択、選定、又は上位の教科書の中から採択・選定する事とするなど当該評価に拘束力があるかの様な取り扱いを行う事により採択権者の責任が不明確になる事がないように留意する事』であったり『教育委員会の委員の皆様へ・教科書採択の留意事項について「調査員からの報告等を鵜呑みにしたり教職員の投票によって採択教科書が決定されたりするなど教育委員会の責任が不明確になるような採択の手続は適当ではありません。」』などと通知が発出されています。また東京書籍、三省堂、光村図書出版、教育出版は収賄事件を起こしていたり、第一学習者、新興出版社啓林館、教育芸術社は過去に隠蔽虚偽で問題が起きてます。教育上不正を犯す様なメーカーは避けて下さい。また特定のメーカーを選抜する事の問題提起は千葉市議会でもされておりますので下記の通り請願する。

願意：1、採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしない事。そして教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしない事。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 1 1 1 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 3 日
件 名	千葉市におかれましては令和 6 年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしていない事を求める請願		
要 旨	採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしていないこと。 教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしないこと。		
請願者 住 氏 所 名	〒 [REDACTED] 東京都大田区 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 9 1 号

請願について

令和 6 年 4 月 3 日付けで受理した請願第 1 1 2 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



請願書

令和6年3月30日

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡 克彦 様

千葉県木更津市

件名：千葉市におかれましては令和6年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしない事を求める請願。

理由：令和2年の千葉市教科用図書選定委員会議事録に以下の様に表記されているので問題だと思えます。

『書写 教育出版、東京書籍が適している』

『歴史 東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる』

『地理 東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする』

『理科 推薦するとしたら大日本図書、啓林館、東京書籍と考える』

他にも市原市の例なのですが【令和5年第4回市原市教育委員会臨時会会議録 1 期日等 令和5年8月3日（木） 議会棟第4委員会室 開会 9時00分 閉会 14時00分 2 出席委員 林 充 秋田秀博 田村雅治 宮崎理恵】において選定委員会による調査研究報告書等の概要説明として教育振興部長から各教科ごとにあるう事が推薦という言葉が使われ絞り込まれている現実があります。以下、主要な科目について抜粋。

【国語：「光村図書」、「東京書籍」の2社を本市の採択候補として推薦させていただきます】

【社会：「東京書籍」、「教育出版」の2社を本市採択候補として推薦させていただきます】

【地図：「帝国書院」、「東京書籍」の2社を、本市採択候補として推薦させていただきます】

【算数：「啓林館」、「大日本図書」の2社を、本市の採択候補として推薦させていただきます】

これらは文科省に厳重に抗議、通達します。慣習的に特定のメーカーの教科書を推薦したり絞り込む様な発言があります。教科書の採択権者は教育委員会ですなから採択会議前の調査研究の段階で特定の教科書について推薦したり絞り込む様な事は明らかに不適切です。文部科学省からも例年『調査員が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても採択権者が十分な審議を行う事が必要であり必ず首位の教科書を採択、選定、又は上位の教科書の中から採択・選定する事とするなど当該評価に拘束力があるかの様な取り扱いを行う事により採択権者の責任が不明確になる事がないように留意する事』であったり『教育委員会の委員の皆様へ・教科書採択の留意事項について「調査員からの報告等を鵜呑みにしたり教職員の投票によって採択教科書が決定されたりするなど教育委員会の責任が不明確になるような採択の手続は適当ではありません。」』などと通知が発出されています。また東京書籍、三省堂、光村図書出版、教育出版は収賄事件を起こしていたり、第一学習者、新興出版社啓林館、教育芸術社は過去に隠蔽虚偽で問題が起きてます。教育上不正を犯す様なメーカーは避けて下さい。また特定のメーカーを選抜する事の問題提起は千葉市議会でもされておりますので下記の通り請願する。

願意：1、採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしない事。そして教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしない事。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第112号	受理年月日	令和6年4月3日
件 名	千葉市におかれましては令和6年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしない事を求める請願		
要 旨	採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしないこと。 教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしないこと。		
請願者 住 氏 所 名	〒[REDACTED] 千葉県木更津市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 9 2 号

請願について

令和 6 年 4 月 3 日付けで受理した請願第 1 1 4 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



請願書

令和6年3月30日

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡 克彦 様

千葉県市原市

件名：千葉市におかれましては令和6年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしない事を求める請願。

理由：令和2年の千葉市教科用図書選定委員会議事録に以下の様に表記されているので問題だと思います。

- 『書写 教育出版、東京書籍が適している』
- 『歴史 東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる』
- 『地理 東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする』
- 『理科 推薦するとしたら大日本図書、啓林館、東京書籍と考える』

他にも市原市の例なのですが【令和5年第4回市原市教育委員会臨時会会議録 1 期日等 令和5年8月3日（木） 議会棟第4委員会室 開会 9時00分 閉会 14時00分 2 出席委員 林 充 秋田秀博 田村雅治 宮崎理恵】において選定委員会による調査研究報告書等の概要説明として教育振興部長から各教科ごとにある事が推薦という言葉が使われ絞り込まれている現実があります。以下、主要な科目について抜粋。

- 【国語：「光村図書」、「東京書籍」の2社を本市の採択候補として推薦させていただきます】
- 【社会：「東京書籍」、「教育出版」の2社を本市採択候補として推薦させていただきます】
- 【地図：「帝国書院」「東京書籍」の2社を、本市採択候補として推薦させていただきます】
- 【算数：「啓林館」、「大日本図書」の2社を、本市の採択候補として推薦させていただきます】

これらは文科省に厳重に抗議、通達します。慣習的に特定のメーカーの教科書を推薦したり絞り込む様な発言があります。教科書の採択権者は教育委員会です。ですから採択会議前の調査研究の段階で特定の教科書について推薦したり絞り込む様な事は明らかに不適切です。文部科学省からも例年『調査員が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても採択権者が十分な審議を行う事が必要であり必ず首位の教科書を採択、選定、又は上位の教科書の中から採択・選定する事とするなど当該評価に拘束力があるかの様な取り扱いを行う事により採択権者の責任が不明確になる事がないように留意する事』であったり『教育委員会の委員の皆様へ・教科書採択の留意事項について「調査員からの報告等を鵜呑みにしたり教職員の投票によって採択教科書が決定されたりするなど教育委員会の責任が不明確になるような採択の手続は適当ではありません。」』などと通知が発出されています。また東京書籍、三省堂、光村図書出版、教育出版は収賄事件を起こしていたり、第一学習者、新興出版社啓林館、教育芸術社は過去に隠蔽虚偽で問題が起きてます。教育上不正を犯す様なメーカーは避けて下さい。また特定のメーカーを選抜する事の問題提起は千葉市議会でもされておりますので下記の通り請願する。

願意：1、採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしない事。そして教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしない事。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 1 1 4 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 3 日
件 名	千葉県におかれましては令和 6 年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしていない事を求める請願		
要 旨	採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしていないこと。 教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしないこと。		
請願者 住 氏 所 名	〒 [REDACTED] 千葉県木更津市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 93 号

請願について

令和 6 年 4 月 3 日付けで受理した請願第 116 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡 克彦 様

千葉市原市

件名：千葉市におかれましては令和6年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしない事を求める請願。

理由：令和2年の千葉市教科用図書選定委員会議事録に以下の様に表記されているので問題だと思えます。

『書写 教育出版、東京書籍が適している』

『歴史 東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる』

『地理 東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする』

『理科 推薦するとしたら大日本図書、啓林館、東京書籍と考える』

他にも市原市の例なのですが【令和5年第4回市原市教育委員会臨時会会議録 1 期日等 令和5年8月3日（木） 議会棟第4委員会室 開会 9時00分 閉会 14時00分 2 出席委員 林 充 秋田秀博 田村雅治 宮崎理恵】において選定委員会による調査研究報告書等の概要説明として教育振興部長から各教科ごとにあるう事が推薦という言葉が使われ絞り込まれている現実があります。以下、主要な科目について抜粋。

【国語：「光村図書」、「東京書籍」の2社を本市の採択候補として推薦させていただきます】

【社会：「東京書籍」、「教育出版」の2社を本市採択候補として推薦させていただきます】

【地図：「帝国書院」、「東京書籍」の2社を、本市採択候補として推薦させていただきます】

【算数：「啓林館」、「大日本図書」の2社を、本市の採択候補として推薦させていただきます】

これらは文科省に厳重に抗議、通達します。慣習的に特定のメーカーの教科書を推薦したり絞り込む様な発言があります。教科書の採択権者は教育委員会です。ですから採択会議前の調査研究の段階で特定の教科書について推薦したり絞り込む様な事は明らかに不適切です。文部科学省からも例年『調査員が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても採択権者が十分な審議を行う事が必要であり必ず首位の教科書を採択、選定、又は上位の教科書の中から採択・選定する事とするなど当該評価に拘束力があるかの様な取り扱いを行う事により採択権者の責任が不明確になる事がないように留意する事』であったり『教育委員会の委員の皆様へ・教科書採択の留意事項について「調査員からの報告等を鵜呑みにしたり教職員の投票によって採択教科書が決定されたりするなど教育委員会の責任が不明確になるような採択の手続は適当ではありません。』』などと通知が発出されています。また東京書籍、三省堂、光村図書出版、教育出版は収賄事件を起こしていたり、第一学習者、新興出版社啓林館、教育芸術社は過去に隠蔽虚偽で問題が起きてます。教育上不正を犯す様なメーカーは避けて下さい。また特定のメーカーを選抜する事の問題提起は千葉市議会でもされておりますので下記の通り請願する。

願意：1、採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしない事。そして教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしない事。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 1 1 6 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 3 日
件 名	千葉県におかれましては令和 6 年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしていない事を求める請願		
要 旨	採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしていないこと。 教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしないこと。		
請願者 住 氏 所 名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 9 4 号

請願について

令和 6 年 4 月 3 日付けで受理した請願第 1 1 8 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



請願書

令和6年3月30日

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡 克彦 様

千葉市原市

件名：千葉市におかれましては令和6年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしない事を求める請願。

理由：令和2年の千葉市教科用図書選定委員会議事録に以下の様に表記されているので問題だと思えます。

『書写 教育出版、東京書籍が適している』

『歴史 東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる』

『地理 東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする』

『理科 推薦するとしたら大日本図書、啓林館、東京書籍と考える』

他にも市原市の例なのですが【令和5年第4回市原市教育委員会臨時会会議録 1 期日等 令和5年8月3日（木） 議会棟第4委員会室 開会 9時00分 閉会 14時00分 2 出席委員 林 充 秋田秀博 田村雅治 宮崎理恵】において選定委員会による調査研究報告書等の概要説明として教育振興部長から各教科ごとにある事か推薦という言葉が使われ絞り込まれている現実があります。以下、主要な科目について抜粋。

【国語：「光村図書」、「東京書籍」の2社を本市の採択候補として推薦させていただきます】

【社会：「東京書籍」、「教育出版」の2社を本市採択候補として推薦させていただきます】

【地図：「帝国書院」、「東京書籍」の2社を、本市採択候補として推薦させていただきます】

【算数：「啓林館」、「大日本図書」の2社を、本市の採択候補として推薦させていただきます】

これらは文科省に厳重に抗議、通達します。慣習的に特定のメーカーの教科書を推薦したり絞り込む様な発言があります。教科書の採択権者は教育委員会ですので採択会議前の調査研究の段階で特定の教科書について推薦したり絞り込む様な事は明らかに不適切です。文部科学省からも例年『調査員が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても採択権者が十分な審議を行う事が必要であり必ず首位の教科書を採択、選定、又は上位の教科書の中から採択・選定する事とするなど当該評価に拘束力があるかの様な取り扱いを行う事により採択権者の責任が不明確になる事がないように留意する事』であったり『教育委員会の委員の皆様へ・教科書採択の留意事項について「調査員からの報告等を鵜呑みにしたり教職員の投票によって採択教科書が決定されたりするなど教育委員会の責任が不明確になるような採択の手続は適当ではありません。」』などと通知が発出されています。また東京書籍、三省堂、光村図書出版、教育出版は収賄事件を起こしていたり、第一学習者、新興出版社啓林館、教育芸術社は過去に隠蔽虚偽で問題が起きてます。教育上不正を犯す様なメーカーは避けて下さい。また特定のメーカーを選抜する事の問題提起は千葉市議会でもされておりますので下記の通り請願する。

願意：1、採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしない事。そして教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしない事。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 1 1 8 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 3 日
件 名	千葉県におかれましては令和 6 年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしていない事を求める請願		
要 旨	採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしていないこと。教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしないこと。		
請願者 住 氏 所 名	千 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 9 5 号

請願について

令和 6 年 4 月 3 日付けで受理した請願第 1 2 0 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



意見書

令和6年3月30日

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡 克彦 様

千葉県山武市

件名：千葉市におかれましては令和6年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしない事を求める請願。

理由：令和2年の千葉市教科用図書選定委員会議事録に以下の様に表記されているので問題だと思えます。

『書写 教育出版、東京書籍が適している』

『歴史 東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる』

『地理 東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする』

『理科 推薦するとしたら大日本図書、啓林館、東京書籍と考える』

他にも市原市の例なのですが【令和5年第4回市原市教育委員会臨時会会議録 1 期日等 令和5年8月3日（木） 議会棟第4委員会室 開会 9時00分 閉会 14時00分 2 出席委員 林 充 秋田秀博 田村雅治 宮崎理恵】において選定委員会による調査研究報告書等の概要説明として教育振興部長から各教科ごとにあるう事が推薦という言葉が使われ絞り込まれている現実があります。以下、主要な科目について抜粋。

【国語：「光村図書」、「東京書籍」の2社を本市の採択候補として推薦させていただきます】

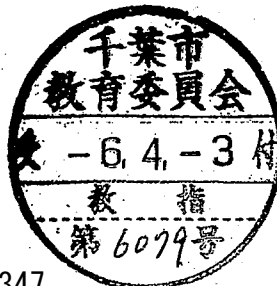
【社会：「東京書籍」、「教育出版」の2社を本市採択候補として推薦させていただきます】

【地図：「帝国書院」「東京書籍」の2社を、本市採択候補として推薦させていただきます】

【算数：「啓林館」、「大日本図書」の2社を、本市の採択候補として推薦させていただきます】

これらは文科省に厳重に抗議、通達します。慣習的に特定のメーカーの教科書を推薦したり絞り込む様な発言があります。教科書の採択権者は教育委員会です。ですから採択会議前の調査研究の段階で特定の教科書について推薦したり絞り込む様な事は明らかに不適切です。文部科学省からも例年『調査員が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても採択権者が十分な審議を行う事が必要であり必ず首位の教科書を採択、選定、又は上位の教科書の中から採択・選定する事とするなど当該評価に拘束力があるかの様な取り扱いを行う事により採択権者の責任が不明確になる事がないように留意する事』であったり『教育委員会の委員の皆様へ・教科書採択の留意事項について「調査員からの報告等を鵜呑みにしたり教職員の投票によって採択教科書が決定されたりするなど教育委員会の責任が不明確になるような採択の手続は適当ではありません。」』などと通知が発出されています。また東京書籍、三省堂、光村図書出版、教育出版は収賄事件を起こしていたり、第一学習者、新興出版社啓林館、教育芸術社は過去に隠蔽虚偽で問題が起きてます。教育上不正を犯す様なメーカーは避けて下さい。また特定のメーカーを選抜する事の問題提起は千葉市議会でもされておりますので下記の通り請願する。

願意：1、採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしない事。そして教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしない事。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 1 2 0 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 3 日
件 名	千葉県におかれましては令和 6 年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしない事を求める請願		
要 旨	採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしないこと。 教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしないこと。		
請願者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県山武市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 9 6 号

請願について

令和 6 年 4 月 4 日付けで受理した請願第 1 2 1 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡克彦様

■件名

令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。

■理由

とても参考になる資料がありました。東京都教育委員会作成の『令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)』です。

例を以下に抜粋いたします。

数学：『例、例題』『問、問題(小問)』の問題数の比較。

理科：観察、実験を取り上げている箇所数の比較。

道徳：情報モラルや現代的な課題を扱っている主な教材の数比較。

歴史：取り上げられている歴史上の人物の数比較。

公民：自由・権利、責任・義務について記述している箇所数比較。

この様に各教科書の特徴を数値によって分析しており歴史分野における歴史上の人物の取り扱い数が最大と最小で200以上も開きがあり数値で分析する事で教科書の特徴も明確になってます。そして『防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱い』『一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い』『北朝鮮による拉致問題の扱い』などの具体的な調査項目を設けて内容と質的な調査も実施しております。同様の調査は程度の差はあれども千葉県教育委員会作成の『県立中学校教科用図書の採択に関する調査研究資料』でも見受けられます。一方、千葉市の『教科用図書調査研究報告書』は抽象的な内容ですので上記と比べると充実していない事が明らかです。正確な事実、知識、幅広い情報は学ぶ上で必要不可欠です。東京書籍は教育上必要な要素である項目が著しく少ない数値であるという偏った内容であり、帝国書院の歴史では『ポツダム宣言を日本は黙殺した』などという明らかな誤りを書くような教科書のため不適格です。よって公正公平な採択がされる様に下記の通りお願いいたします。

■願意

1、千葉市教科用図書選定委員会が作成する資料は東京都や他自治体の事例を研究して戴き、事実に沿い正確で子供達への教育に資する内容を数値化して戴き、その数値は高く良質と思われ望ましいのが自由社、育鵬社、令和書籍なので採択権者千葉市教育委員会へこの3社から採択をして戴く事を望む請願。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第121号	受理年月日	令和6年4月4日
件 名	令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願		
要 旨	作成する資料は、他自治体の事例を研究し、教育に資する内容を数値化し、その数値が高く良質な自由社、育鵬社、令和書籍の3社から採択してほしい		
陳情者 住 所 氏 名	〒[REDACTED] 千葉県市原市[REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 97 号

請願について

令和 6 年 4 月 4 日付けで受理した請願第 122 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡克彦様

■件名

令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。

■理由

とても参考になる資料がありました。東京都教育委員会作成の『令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)』です。

例を以下に抜粋いたします。

数学：『例、例題』『問、問題(小問)』の問題数の比較。

理科：観察、実験を取り上げている箇所数の比較。

道徳：情報モラルや現代的な課題を扱っている主な教材の数比較。

歴史：取り上げられている歴史上の人物の数比較。

公民：自由・権利、責任・義務について記述している箇所数比較。

この様に各教科書の特徴を数値によって分析しており歴史分野における歴史上の人物の取り扱い数が最大と最小で200以上も開きがあり数値で分析する事で教科書の特徴も明確になってます。そして『防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱い』『一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い』『北朝鮮による拉致問題の扱い』などの具体的な調査項目を設けて内容と質的な調査も実施しております。同様の調査は程度の差はあれども千葉県教育委員会作成の『県立中学校教科用図書の採択に関する調査研究資料』でも見受けられます。一方、千葉市の『教科用図書調査研究報告書』は抽象的な内容ですので上記と比べると充実していない事が明らかです。正確な情報や幅広い情報は学ぶ上で必要不可欠です。東京書籍は教育上必要な要素である項目が著しく少ない数値という偏った内容であり、帝国書院の歴史では『ポツダム宣言を日本は黙殺した』などという明らかな誤りを書いており教科書として不適格です。よって、公正公平な採択がされる様に下記の通りお願いいたします。

■願意

1、千葉市教科用図書選定委員会が作成する資料は他自治体の事例を研究し正確で子供達への教育に資する内容がいかに書かれているか採択権者が数値データで判断出来る様に一層充実する事。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 1 2 2 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 4 日
件 名	令和 6 年度の千葉県教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。		
要 旨	作成する資料は、他自治体の事例を研究し、採択権者が数値データで判断できるように一層充実すること		
請願者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 1 3 号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 98 号

請願について

令和 6 年 4 月 4 日付けで受理した請願第 124 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



請願書

令和6年3月31日

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡克彦 様

千葉市稲毛区

採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定教科書について推薦などをしないことを求める請願

令和2年教科用図書選定委員会議事録では、

書写 教育出版、東京書籍が適している
歴史 東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる
地理 東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする
理科 推薦するとしたら、大日本図書、啓林館、東京書籍と考える

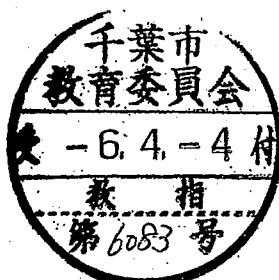
などと特定の教科書について推薦したり絞り込むような発言があったことが確認できる。教科書の採択権者は教育委員会であり、採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦したり絞り込むようなことは不適切である。

文部科学省からも例年「調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、採択権者が十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択、選定、又は上位の教科書の中から採択、選定することとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないように留意すること。」などと通知が発出されているところである。

この点に関しては、市議会でも同様の問題提起がなされている。そこで下記の通り、請願する。

1. 採択実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦しないこと

以上



請 願 文 書 表

受理番号	請願第124号	受理年月日	令和6年4月4日
件 名	採択を実施する教育委員会会議より前の調査段階で、特定教科書について推薦などをしないことを求める請願		
要 旨	採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしないこと。		
請願者 住 氏 所 名	〒 [REDACTED] 千葉県千葉市稲毛区 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 1 3 号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 99 号

請願について

令和 6 年 4 月 4 日付けで受理した請願第 125 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



請願書

令和6年3月31日

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡克彦 様

千葉市稲毛区

採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定教科書について推薦などをしないことを求める請願

令和2年教科用図書選定委員会議事録では、

書写 教育出版、東京書籍が適している
歴史 東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる
地理 東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする
理科 推薦するとしたら、大日本図書、啓林館、東京書籍と考える

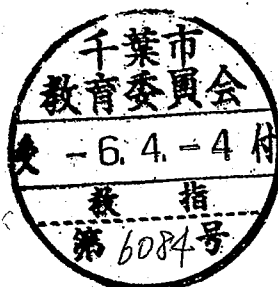
などと特定の教科書について推薦したり絞り込むような発言があったことが確認できる。教科書の採択権者は教育委員会であり、採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦したり絞り込むようなことは不適切である。

文部科学省からも例年「調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、採択権者が十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択、選定、又は上位の教科書の中から採択、選定することとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないように留意すること。」などと通知が発出されているところである。

この点に関しては、市議会でも同様の問題提起がなされている。そこで下記の通り、請願する。

1. 採択実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦しないこと

以上



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 1 2 5 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 4 日
件 名	採択を実施する教育委員会会議より前の調査段階で、特定教科書について推薦などをしないことを求める請願		
要 旨	採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしないこと。		
請願者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県千葉市稲毛区 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 1 3 号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 1 0 0 号

請願について

令和 6 年 4 月 4 日付けで受理した請願第 1 2 7 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

請願書

令和6年3月30日

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡克彦様

千葉市中央区

件名

令和6年度において、専門調査委員からの調査内容を、採択権者である教育長や教育委員が詳細に理解するために採択事務の改善を求める請願。

KORUYO

理由

文部科学省通知には採択については公正・公平に行なうという事ですが、令和2年の教科用図書選定委員会議事録に「判明している内容で



著書・教育出版・東京書籍が適している。

歴史…東京書籍 教育出版・帝国書院が扱いやすいと感じる。

地理…東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする。

理科…推薦することとした。大日本図書・啓林館 東京書籍と考える。

こんなことでは千葉市の採択事務では専門調査員

の詳細な調査資料や結果について信用することができません。

さらに採用された東京書籍おいては事件を起こし

たり帝国書院においては歴史事実と異なる表記

とされていた過ちもあり「公正・公平」と言えません。

帝国書院に関しては令和3年の自由社の教科書

が「警備の武士」を武士というよりも朝廷や院を

警護する官職として武官と呼ぶべきで間違いで

あるとして不採用になったのにも関わらず

帝国書院の警備する武士も間違であるはず

だが検定は通っているという不可解な現実が

ROKUYO

越えており公正公平とは到底言えません。又東京書籍は平成28年現金授受事件が発覚していたり大日本図書は藤井亨市事件で不当な利益供与を行い贈賄罪が確定したため令和5年に初の不合格処分されているような会社です。専門調査員の十分な理解、把握又それらを採択する教育長、教育委員自身の理解、把握をいより歴史事実には正確で、それらが生かされる採択事務への改善を求めて諸願致します。

KOKUYO

「願望」

専門調査員による調査資料や内容を採択権者の教育委員が詳細に理解把握出来るように改善し検定を通つていってはいえ、不適格とも言える刑事事件を越えたり、歴史事実誤認表記カリーの東京書籍・帝国書院・大日本図書を候補に

いれない事を請願する。むしろはその事件を越えた
会社である事実や歴史事実誤認という過去も資料に
明記し採択権者の教育長や教育委員会が、子供
未来・教育において妥当と思われる「公平、公正」な
教科書採択をしてお下さい。自由社、育ほう社等
の正しい教科書を採用して下さい。

KOKUYO

請 願 文 書 表

受理番号	請願第 1 2 7 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 4 日
件 名	令和 6 年度において専門調査員からの調査内容を採択権者である教育長や教育委員が詳細に理解把握するために採択事務の改善を求める請願		
要 旨	1 専門調査員による調査資料や内容を、採択権者の教育長や教育委員が詳細に理解把握できるように、千葉市教科用図書選定委員会による資料の作成方法を改善すること。 2 不適格ともいえる刑事事件を起こしたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補に入れないこと。もしくは刑事事件や歴史事実誤認表記という過去の事実も資料に明記し、公正・公平な教科書を採択すること。 3 自由社・育鵬社等正しい教科書を採用すること。		
請願者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県千葉市中央区 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 1 3 号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 1 0 1 号

請願について

令和 6 年 4 月 8 日付けで受理した請願第 1 3 2 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

写

千葉市花見川区

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡 克彦 様

【件名】

令和6年度において専門調査員からの調査内容を採択権者である教育長や教育委員が詳細に理解把握するために採択事務の改善を求める請願。

【理由】

文部科学省通知に『教科書の調査研究については必要な専門性を有し公正、公平に教科書の調査研究を行う事の出来る調査員を選任し、教科等毎に適切な数配置するなどの体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努める事』とあります。

しかし例えば千葉市の令和2年の教科用図書選定委員会議事録にて判明している内容。

『書写：教育出版、東京書籍が適している』

『歴史：東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる』

『地理：東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする』

『理科：推薦するとしたら大日本図書、啓林館、東京書籍と考える』

これでは千葉市の採択事務では専門調査員の詳細な調査資料や結果について採択権者の教育長や教育委員が内容や事実まで理解把握されてるとは言えません。さらに採用された東京書籍においては事件を起こしていたり帝国書院においては歴史事実と異なる表記をされてた過去もあり全く文部科学省通知にあるところの【必要な専門性を有し公正、公平】とは言えません。帝国書院に関しては令和3年の自由社の教科書が「警備の武士」を『武士というよりも朝廷や院を警護する官職として武官と呼ぶべき』で間違いであるとして不採用になっていたにも関わらず帝国書院の「警備する武士」も間違いであるはずだが検定は通っているという様な不可解な現実が起きており公正、公平とは到底言えない。また、東京書籍は平成28年現金授受事件が発覚していたり、大日本図書は藤井寺市事件で不当な利益供与を行い贈賄罪が確定したため令和5年に初の不合格処分されている様な会社です。専門調査員からの詳細な調査資料や内容もしかり、それらを採択する教育長や教育委員自身が十分な理解や把握をし、より歴史事実と正確で、それらが生かされる採択事務への改善を求めて下記の通りお願いいたします。

【願意】

1、専門調査員による調査資料や内容を採択権者の教育長や教育委員が詳細に理解把握出来るように千葉市教科用図書選定委員会による資料の作成方法を改善し、検定を通っているとはいえ、不適格とも言える刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補に入れない事を請願する。もしくはその事件を起こした会社である事実や、歴史事実誤認表記という過去の事実も資料に明記し採択権者の教育長や教育委員が子供の未来、教育において妥当と思われる公正、公平な教科書採択をする事。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 1 3 2 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 8 日
件 名	令和 6 年度において専門調査員からの調査内容を採択権者である教育長や教育委員が詳細に理解把握するために採択事務の改善を求める請願		
要 旨	1 専門調査員による調査資料や内容を、採択権者の教育長や教育委員が詳細に理解把握できるように、千葉市教科用図書選定委員会による資料の作成方法を改善すること。 2 不適格ともいえる刑事事件を起こしたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補に入れないこと。もしくは刑事事件や歴史事実誤認表記という過去の事実も資料に明記し、公正・公平な教科書を採用すること。		
請願者 住 氏 所 名	〒 [REDACTED] 千葉県千葉市花見川区 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 1 3 号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 1 0 2 号

請願について

令和 6 年 4 月 8 日付けで受理した請願第 1 3 3 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



署名は
6.9.16同一封筒に
入っている。受理

■件名

令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。

■理由

とても参考になる資料がありました。東京都教育委員会作成の『令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)』です。

例を以下に抜粋いたします。

数学：『例、例題』『問、問題(小問)』の問題数の比較。

理科：観察、実験を取り上げている箇所数の比較。

道徳：情報モラルや現代的な課題を扱っている主な教材の数比較。

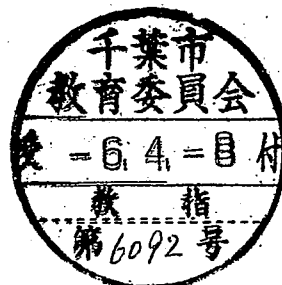
歴史：取り上げられている歴史上の人物の数比較。

公民：自由・権利、責任・義務について記述している箇所数比較。

この様に各教科書の特徴を数値によって分析しており歴史分野における歴史上の人物の取り扱い数が最大と最小で200以上も開きがあり数値で分析する事で教科書の特徴も明確になってます。そして『防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱い』『一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い』『北朝鮮による拉致問題の扱い』などの具体的な調査項目を設けて内容と質的な調査も実施しております。同様の調査は程度の差はあれども千葉県教育委員会作成の『県立中学校教科用図書の採択に関する調査研究資料』でも見受けられます。一方、千葉市の『教科用図書調査研究報告書』は抽象的な内容ですので上記と比べると充実していない事が明かです。正確な情報や幅広い情報は学ぶ上で必要不可欠です。東京書籍は教育上必要な要素である項目が著しく少ない数値という偏った内容であり、帝国書院の歴史では『ポツダム宣言を日本は黙殺した』などという明らかな誤りを書いており教科書として不適格です。よって、公正公平な採択がされる様に下記の通りお願いいたします。

■願意

1、千葉市教科用図書選定委員会が作成する資料は他自治体の事例を研究し正確で子供達への教育に資する内容がいかにか書かれているか採択権者が数値データで判断出来る様に一層充実する事。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 1 3 3 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 8 日
件 名	令和 6 年度の千葉県教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。		
要 旨	作成する資料は、他自治体の事例を研究し、採択権者が数値データで判断できるように一層充実すること		
請願者 住 氏 所 名	干 千葉県千葉市		

〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 0 3 号

請願について

令和 6 年 4 月 8 日付けで受理した請願第 1 3 4 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

写

署名なし
6091と同一封筒に
入っているで受理
す

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡 克彦 様

件名：千葉市におかれましては令和6年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしない事を求める請願。

理由：令和2年の千葉市教科用図書選定委員会議事録に以下の様に表記されているので問題だと思えます。

『書写 教育出版、東京書籍が適している』

『歴史 東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる』

『地理 東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする』

『理科 推薦するとしたら大日本図書、啓林館、東京書籍と考える』

他にも市原市の例なのですが【令和5年第4回市原市教育委員会臨時会会議録 1 期日等 令和5年8月3日（木） 議会棟第4委員会室 開会 9時00分 閉会 14時00分 2 出席委員 林 充 秋田秀博 田村雅治 宮崎理恵】において選定委員会による調査研究報告書等の概要説明として教育振興部長から各教科ごとにある事か推薦という言葉が使われ絞り込まれている現実があります。以下、主要な科目について抜粋。

【国語：「光村図書」、「東京書籍」の2社を本市の採択候補として推薦させていただきます】

【社会：「東京書籍」、「教育出版」の2社を本市採択候補として推薦させていただきます】

【地図：「帝国書院」、「東京書籍」の2社を、本市採択候補として推薦させていただきます】

【算数：「啓林館」、「大日本図書」の2社を、本市の採択候補として推薦させていただきます】

これらは文科省に厳重に抗議、通達します。慣習的に特定のメーカーの教科書を推薦したり絞り込む様な発言があります。教科書の採択権者は教育委員会です。ですから採択会議前の調査研究の段階で特定の教科書について推薦したり絞り込む様な事は明らかに不適切です。文部科学省からも例年『調査員が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても採択権者が十分な審議を行う事が必要であり必ず首位の教科書を採択、選定、又は上位の教科書の中から採択・選定する事とするなど当該評価に拘束力があるかの様な取り扱いを行う事により採択権者の責任が不明確になる事がないように留意する事』であったり『教育委員会の委員の皆様へ・教科書採択の留意事項について「調査員からの報告等を鵜呑みにしたり教職員の投票によって採択教科書が決定されたりするなど教育委員会の責任が不明確になるような採択の手続は適当ではありません。」』などと通知が発出されています。また東京書籍、三省堂、光村図書出版、教育出版は収賄事件を起こしていたり、第一学習者、新興出版社啓林館、教育芸術社は過去に隠蔽虚偽で問題が起きてます。教育上不正を犯す様なメーカーは避けて下さい。また特定のメーカーを選抜する事の問題提起は千葉市議会でもされておりますので下記の通り請願する。

願意：1、採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしない事。そして教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしない事。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 1 3 4 号	受理年月日	令和 6 年 4 月 8 日
件 名	千葉県におかれましては令和 6 年度の調査段階で特定の教科書について扱いやすいとか、推薦する様な選抜などをしていない事を求める請願		
要 旨	採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしないこと。 教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補にしないこと。		
請 願 者 住 氏 所 名	〒 [REDACTED] 千葉県千葉市花見川区 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 1 3 号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 1 0 4 号

請願について

令和 6 年 4 月 9 日付けで受理した請願第 1 4 0 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

令和6年3月31日

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡克彦様

■件名

令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については
他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に
採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。

■理由

とても参考になる資料がありました。東京都教育委員会作成の
『令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)』です。

例を以下に抜粋いたします。

数学：『例、例題』『問、問題(小問)』の問題数の比較。

理科：観察、実験を取り上げている箇所数の比較。

道徳：情報モラルや現代的な課題を扱っている主な教材の数比較。

歴史：取り上げられている歴史上の人物の数比較。

公民：自由・権利、責任・義務について記述している箇所数比較。

この様に各教科書の特徴を数値によって分析しており歴史分野における歴史上の人物の取り扱い数が最大と最小で200以上も開きがあり数値で分析する事で教科書の特徴も明確になってます。そして『防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱い』『一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い』『北朝鮮による拉致問題の扱い』などの具体的な調査項目を設けて内容と質的な調査も実施しております。同様の調査は程度の差はあれども千葉県教育委員会作成の『県立中学校教科用図書の採択に関する調査研究資料』でも見受けられます。一方、千葉市の『教科用図書調査研究報告書』は抽象的な内容ですので上記と比べると充実していない事が明らかです。正確な情報や幅広い情報は学ぶ上で必要不可欠です。東京書籍は教育上必要な要素である項目が著しく少ない数値という偏った内容であり、帝国書院の歴史では『ポツダム宣言を日本は黙殺した』などという明らかな誤りを書いており教科書として不適格です。よって、公正公平な採択がされる様に下記の通りお願いいたします。

■願意

1、千葉市教科用図書選定委員会が作成する資料は他自治体の事例を研究し
正確で子供達への教育に資する内容がいかに書かれているか採択権者が
数値データで判断出来る様に一層充実する事。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第140号	受理年月日	令和6年4月9日
件 名	令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。		
要 旨	作成する資料は、他自治体の事例を研究し、採択権者が数値データで判断できるように一層充実すること。		
請願者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 1 3 号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 1 0 5 号

請願について

令和 6 年 5 月 7 日付けで受理した請願第 1 4 1 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



請願書 令和6年3月27日

中原市

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡 克彦 様

【件名】

令和6年度において専門調査員からの調査内容を採択権者である教育長や教育委員が詳細に理解把握するために採択事務の改善を求める請願。

【理由】

文部科学省通知に『教科書の調査研究については必要な専門性を有し公正、公平に教科書の調査研究を行う事の出来る調査員を選任し、教科等毎に適切な数配置するなどの体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努める事』とあります。

しかし例えば千葉市の令和2年の教科用図書選定委員会議事録にて判明している内容。

『書写：教育出版、東京書籍が適している』

『歴史：東京書籍、教育出版、帝国書院が扱いやすいと感じる』

『地理：東京書籍と帝国書院の二社を推薦することとする』

『理科：推薦するとしたら大日本図書、啓林館、東京書籍と考える』

これでは千葉市の採択事務では専門調査員の詳細な調査資料や結果について採択権者の教育長や教育委員が内容や事実まで理解把握されてるとは言えません。さらに採用された東京書籍においては事件を起こしていたり帝国書院においては歴史事実と異なる表記をされてた過去もあり全く文部科学省通知にあるところの【必要な専門性を有し公正、公平】とは言えません。帝国書院に関しては令和3年の自由社の教科書が「警備の武士」を『武士というよりも朝廷や院を警護する官職として武官と呼ぶべき』で間違いであるとして不採用になっていたにも関わらず帝国書院の「警備する武士」も間違いであるはずだが検定は通っているという様な不可解な現実が起きており公正、公平とは到底言えない。また、東京書籍は平成28年現金授受事件が発覚していたり、大日本図書は藤井寺市事件で不当な利益供与を行い贈賄罪が確定したため令和5年に初の不合格処分されている様な会社です。専門調査員からの詳細な調査資料や内容もしく、それらを採択する教育長や教育委員自身が十分な理解や把握をし、より歴史事実 zu 正確で、それらが生かされる採択事務への改善を求めて下記の通りお願いいたします。

【願意】

1、専門調査員による調査資料や内容を採択権者の教育長や教育委員が詳細に理解把握出来るように千葉市教科用図書選定委員会による資料の作成方法を改善し、検定を通過しているとはいえ、不適格とも言える刑事事件を起こしていたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補に入れない事を請願する。もしくはその事件を起こした会社である事実や、歴史事実誤認表記という過去の事実も資料に明記し採択権者の教育長や教育委員が子供の未来、教育において妥当と思われる公正、公平な教科書採択をする事。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 1 4 1 号	受理年月日	令和 6 年 5 月 7 日
件 名	令和 6 年度において専門調査員からの調査内容を採択権者である教育長や教育委員が詳細に理解把握するために採択事務の改善を求める請願		
要 旨	1 専門調査員による調査資料や内容を、採択権者の教育長や教育委員が詳細に理解把握できるように、千葉市教科用図書選定委員会による資料の作成方法を改善すること。 2 不適格ともいえる刑事事件を起こしたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書院、大日本図書を候補に入れないこと。もしくは刑事事件や歴史事実誤認表記という過去の事実も資料に明記し、公正・公平な教科書を採用すること。		
請願者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 1 3 号の規定に基づき、
議決を求めるものであります。

議案第 1 0 6 号

請願について

令和 6 年 5 月 7 日付けで受理した請願第 1 4 2 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

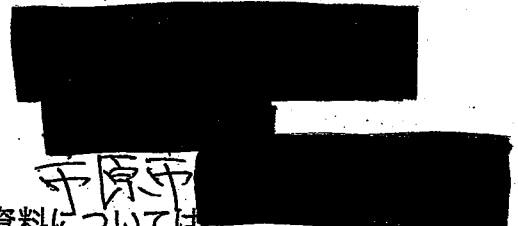


請願書

令和6年3月31日

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡 克彦様



■件名

令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については、他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。

■理由

とても参考になる資料がありました。東京都教育委員会作成の『令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)』です。

例を以下に抜粋いたします。

数学：『例、例題』『問、問題(小問)』の問題数の比較。

理科：観察、実験を取り上げている箇所数の比較。

道徳：情報モラルや現代的な課題を扱っている主な教材の数比較。

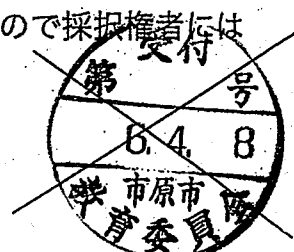
歴史：取り上げられている歴史上の人物の数比較。

公民：自由・権利、責任・義務について記述している箇所数比較。

この様に各教科書の特徴を数値によって分析しており歴史分野における歴史上の人物の取り扱い数が最大と最小で200以上も開きがあり数値で分析する事で教科書の特徴も明確になってます。そして『防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱い』『一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い』『北朝鮮による拉致問題の扱い』などの具体的な調査項目を設けて内容と質的な調査も実施しております。同様の調査は程度の差はあれども千葉県教育委員会作成の『県立中学校教科用図書の採択に関する調査研究資料』でも見受けられます。一方、千葉市の『教科用図書調査研究報告書』は抽象的な内容ですので上記と比べると充実していない事が明かです。正確な事実、知識、幅広い情報は学ぶ上で必要不可欠です。東京書籍は教育上必要な要素である項目が著しく少ない数値であるという偏った内容であり、帝国書院の歴史では『ポツダム宣言を日本は黙殺した』などという明らかな誤りを書くような教科書のため不適格です。よって公正公平な採択がされる様に下記の通り請願いたします。

■願意

1、千葉市教科用図書選定委員会が作成する資料は東京都や他自治体の事例を研究して戴き、事実に沿い正確で子供達への教育に資する内容を数値化して戴き、その数値は高く良質と思われ望ましいのが自由社、育鵬社、帝国書籍なので採択権者にはこの3社から採択をして戴く事を望む請願。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 1 4 2 号	受理年月日	令和 6 年 5 月 7 日
件 名	令和 6 年度の千葉県教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願		
要 旨	作成する資料は、他自治体の事例を研究し、教育に資する内容を数値化し、その数値が高く良質な自由社、育鵬社、令和書籍の 3 社から採択してほしい		
陳 情 者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 1 3 号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 0 7 号

請願について

令和 6 年 5 月 9 日付けで受理した請願第 1 4 3 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡 克彦 様

令和6年3月21日

市原市

■件名

令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。

■理由

とても参考になる資料がありました。東京都教育委員会作成の『令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)』です。

例を以下に抜粋いたします。

数学：『例、例題』『問、問題(小問)』の問題数の比較。

理科：観察、実験を取り上げている箇所数の比較。

道徳：情報モラルや現代的な課題を扱っている主な教材の数比較。

歴史：取り上げられている歴史上の人物の数比較。

公民：自由・権利、責任・義務について記述している箇所数比較。

この様に各教科書の特徴を数値によって分析しており歴史分野における歴史上の人物の取り扱い数が最大と最小で200以上も開きがあり数値で分析する事で教科書の特徴も明確になってます。そして『防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱い』『一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い』『北朝鮮による拉致問題の扱い』などの具体的な調査項目を設けて内容と質的な調査も実施しております。同様の調査は程度の差はあれども千葉県教育委員会作成の『県立中学校教科用図書の採択に関する調査研究資料』でも見受けられます。一方、千葉市の『教科用図書調査研究報告書』は抽象的な内容ですので上記と比べると充実していない事が明らかです。正確な事実、知識、幅広い情報は学ぶ上で必要不可欠です。東京書籍は教育上必要な要素である項目が著しく少ない数値であるという偏った内容であり、帝国書院の歴史では『ポツダム宣言を日本は黙殺した』などという明らかな誤りを書くような教科書のため不適格です。よって公正公平な採択がされる様に下記の通りお願いいたします。

■願意

1、千葉市教科用図書選定委員会が作成する資料は東京都や他自治体の事例を研究して戴き、事実に沿い正確で子供達への教育に資する内容を数値化して戴き、その数値は高く良質と思われ望ましいのが自由社、育鵬社、令和書籍なので採択権者にはこの3社から採択をして戴く事を望む請願。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 1 4 3 号	受理年月日	令和 6 年 5 月 9 日
件 名	令和 6 年度の千葉県教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願		
要 旨	作成する資料は、他自治体の事例を研究し、教育に資する内容を数値化し、その数値が高く良質な自由社、育鵬社、令和書籍の 3 社から採択してほしい		
陳情者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 0 8 号

請願について

令和 6 年 5 月 9 日付けで受理した請願第 1 4 4 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦



令和6年3月24日

千葉市教育長 鶴岡 克彦 様

市原市

令和6年度の社会歴史教科書の採択を実施する教育委員会に関する請願

請願理由

子供達の使用している社会歴史教科書を見ますと正しい歴史認識と異なる記述が散見されます。これは東京書籍のものが多くみられ、子供達が誤った歴史認識を学ぶことになってしまいます。公正な判断をお願いしたく請願します。

以下、請願します。

〔要望事項〕

1. 公正な採択をするため教科書の展示会の実施をもっと市民に周知し子供達がどのような内容の教科書を使用し学習するかを、教育委員会からもっと大々的にアピールして下さい。また、多くの保護者は平日の日中は仕事のため展示会に行けない方もいます。開催期間を延長する、SNSの活用をするなどしてほしいです。
2. 採択が公正であるため採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦をしないで下さい。あっせん行為があった場合は文科省に報告をし、市民に公表をお願いします。
3. 社会歴史の学習は子供達が日本から世界に向けて活躍する人材育成の上で重要です。日本人としてのアイデンティティーを持つため誤った歴史を学ばないことが必要です。昨今、千葉市では育鵬社などの教科書を使用している公立学校が少ないため公正な採択をお願いしたく請願します。

以上



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 1 4 4 号	受理年月日	令和 6 年 5 月 9 日
件 名	令和 6 年度の社会歴史教科書の採択を実施する教育委員会に関する請願		
要 旨	1 教科書の展示会をもっと市民に周知し、子供達がどのような教科書を使用しているのか、教育委員会から大々的にアピールすること。また、教科書展示会の開催期間を延長したり SNS を活用するなどすること。 2 調査研究の段階で、特定の教科書について推薦しないこと。あっせん行為があった場合は、文科省に報告をし、市民に公表すること。 3 日本人としてのアイデンティティをもつため誤った歴史を学ばないことが必要。育鵬社などの教科書を使用している公立学校が少ないため、公正な採択をすること。		
請願者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 0 9 号

請願について

令和 6 年 5 月 9 日付けで受理した請願第 1 4 5 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

令和6年3月24日

千葉市教育委員会
教育長 鶴岡友彦様

千葉市長生野

公正な教科書採択のために!!

諸願

より多くの地域住民の参加を促し、充実した教科書展示会を実施する事を求めます。

理由

千葉市に於いては、例年、工夫して開催をしている様ですが、地域住民の参加については、まだまだ十分とは言えません。参加機会を拡充の取組が求められている。

参加者も開催時内で各科目膨大な教科書すべて目を通す事は不可能です。詳細な教科書研究を可能とする為、更なる工夫も必要です。

要望

① 教科書展示会の開催について、更なる周知を図り、また、開催時点を延ばすこと。

② 自見等で詳細な研究を可能とするために、写真等で撮影する事を許可すること。

③ 教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしたり、歴史事実誤認表記などの東京書籍、帝国書籍、大日本図書に候補にしないこと下す!!



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 1 4 5 号	受理年月日	令和 6 年 5 月 9 日
件 名	公正な教科書採択のために		
要 旨	1 教科書展示会の開催について、更なる周知を図り、また、開催時間を延長すること 2 自宅等で詳細な研究を可能とするため、教科書展示会での教科書の写真等での撮影を許可すること 3 教科書を扱う会社として不適格な刑事事件を起こしたり、歴史事実誤認表記メーカーの東京書籍、帝国書籍、大日本図書を候補にしないこと		
請願者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県長生郡 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 1 3 号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 1 0 号

請願について

令和 6 年 5 月 9 日付けで受理した請願第 1 4 7 号について、議決を
求める。

令和 6 年 5 月 2 2 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

(写) 請願書

令和6年3月29日

千葉市教育委員会

教育長 鶴岡 克彦 様

■件名

令和6年度の千葉市教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願。

■理由

とても参考になる資料がありました。東京都教育委員会作成の『令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)』です。例を以下に抜粋いたします。

数学：『例、例題』『問、問題(小問)』の問題数の比較。

理科：観察、実験を取り上げている箇所数の比較。

道徳：情報モラルや現代的な課題を扱っている主な教材の数比較。

歴史：取り上げられている歴史上の人物の数比較。

公民：自由・権利、責任・義務について記述している箇所数比較。

この様に各教科書の特徴を数値によって分析しており歴史分野における歴史上の人物の取り扱い数が最大と最小で200以上も開きがあり数値で分析する事で教科書の特徴も明確になってます。そして『防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱い』『一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱い』『北朝鮮による拉致問題の扱い』などの具体的な調査項目を設けて内容と質的な調査も実施しております。同様の調査は程度の差はあれども千葉県教育委員会作成の『県立中学校教科用図書の採択に関する調査研究資料』でも見受けられとても参考になります。ただし一方の千葉市の『教科用図書調査研究報告書』は抽象的な内容ですので上記と比べると充実していない事が明かです。正確な事実、知識、幅広い情報は学ぶ上で必要不可欠です。東京書籍は教育上必要な要素である項目が著しく少ない数値であるという偏った内容であり、帝国書院の歴史では『ポツダム宣言を日本は黙殺した』などという明らかな誤りを書くような教科書のため不適格です。よって公正公平な採択がされる様に下記の通り請願いたします。

■願意

1、千葉市教科用図書選定委員会が作成する資料は特に東京都の好事例や他自治体の好事例を研究して戴き、事実に沿い正確で子供達への教育に資する内容を数値化して戴きたい。そしてその数値が高く良質で望ましいのが自由社、育鵬社、令和書籍なので採択権者にはこの3社から採択をして戴く事を強く望む請願。



請 願 文 書 表

受理番号	請願第 1 4 7 号	受理年月日	令和 6 年 5 月 9 日
件 名	令和 6 年度の千葉県教科用図書選定委員会の作成する資料については他自治体の事例を研究し使用者である子供達に有用な教科書が選ばれる様に採択権者の判断に寄与する資料を作成して戴きたい請願		
要 旨	作成する資料は、他自治体の事例を研究し、教育に資する内容を数値化し、その数値が高く良質な自由社、育鵬社、令和書籍の 3 社から採択してほしい		
陳情者 住 所 氏 名	〒 [REDACTED] 千葉県市原市 [REDACTED] [REDACTED]		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

議 案 説 明

請願について、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。